

## 令和5年第1回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和5年3月3日(金曜日)午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

1番	富永勉君	3番	兼子長一君
4番	会田哲男君	5番	木田治喜君
6番	岡部宗寿君	7番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

#### 欠席議員(1名)

2番 菅野朝興君

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
企画商工課長	坂本克幸君	農政課長	生田目源寿君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、2番、菅野朝興君より体調不良のため、会議を欠席する旨の連絡を受けております。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、10人で31項目でありましたが、本日、2番、菅野朝興君が欠席のため、9人で29項目となります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 同趣旨扱いを報告いたします。

お手元に配付の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順3、8番、須藤浩二議員の（2）放置されている空き家についてと、質問順10、9番、上野信直議員の（1）通行人に危険がある構造物の把握と、これに対する町の対応はの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順6、6番、岡部宗寿議員の（1）即身仏は、町・県・国の文化財指定になれないのかと、質問順10、9番、上野信直議員の（3）貴重な即身仏を町活性化につなげる取組の現状はの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順7、7番、渡辺幸雄議員の（2）コロナ終息後のマスク着用についてと、質問順10、9番、上野信直議員の（2）新型コロナへの対応緩和の流れに対する町の対応はの2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。先日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらに明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、富永勉君、（1）農業経営の安定に向けた対策についての質問を許します。

1番、富永勉君。

〔1番 富永 勉君起立〕

○1番（富永 勉君） それでは、質問させていただきます。

農業経営の安定に向けた対策について質問します。

農業情勢は、米価の下落、さらには、肥料、飼料、燃料等の生産資材の価格高騰、そして、度重なる自然災害により農業経営を圧迫し、かつてないほど深刻で困難な状況にあります。

このような中、農業経営者の生産意欲低下や生産基盤の弱体化が懸念されることから、農業経営の安定に向けた対策について伺います。

1つ目は、生産資材の高騰に伴う循環型農業、いわゆる農畜連携の取組について。

2つ目は、農業所得安定のための収入保険制度への加入あっせんや助成制度を設ける考えはどうか。

3つ目は、農業担い手確保育成における青年等就農サポートの取組についてであります。

以上の3点について、意見を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、肥料、飼料、燃油等の高騰は、依然として高止まりをしている状況です。

現在、町としては、このうち肥料については、町内の畜産農家と耕種農家、さらには野菜加工工場や養鶏場と連携し、堆肥の製造ができないか模索しているところであります。

2点目につきましては、町内全農家を対象に、今年度において2回ほど研修会を開催し、制度の概要説明及び加入促進を図ったところであります。

なお、現在の加入状況は、低迷しておりますが、今回の研修会終了後に、一定程度の反応があったことから、まずは、今後の加入率の状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、さきに開催しました全員協議会、今議会初日の令和5年度一般会計当初予算においてもご説明申し上げましたが、国・県の補助金を使いながら、町としても支援していく考えであります。

今年度においては、4名の若手の方々が町内において就農したいとの相談があり、目下、担当課である農政課が県やJAと連携し、個別対応をしているところであります。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 3点ほど、質問させていただきましたけれども、まとめた回答ということでありましたけれども、まずひとつ再度質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目のその循環型農業、ひとつ前向きに取り組んでいるという内容でありましたけれども、まさに今こそやらなければならない事業だと、私は思います。

現在の農業生産資材は、昨年度より1.7倍の上昇であります。肥料価格上昇は、まさに世界情勢に加え、円安等の社会情勢に加え、さらなる上昇は免れない見通しであります。

今、国の肥料価格高騰対策として、農家を対象に上昇分、いわゆる費用の上昇分を補填する施策を実施しております。農業経営の影響への軽減を図っておりますが、緊急的なものであります。今後も、この資材価格の高騰は頻発されるという予想であります。やはり長期的に、抜本的な対策が不可欠であるということは言うまでもございません。

この取組の耕畜連携の取組については、まさに地域農業、持続的に貢献するものであり、決して先送りできない事業であると、私は強く思います。

しかしながら、この耕畜連携の体系づくりとして、まさに町も取り組んでいる中で、生産者の有機肥料への理解は不可欠でありますし、利用促進への協議会の立ち上げ、研修会等実施しているという、先ほどありましたけれども、そういった立上げ、まさに地域一体となった取組が重要であると、私も思います。

さらには、事業実施においては、堆肥置場の確保やプラント処理施設建設などの段階はありますが、先ほどもありましたように、国・県においても、推奨するみどりの食料システムの戦略の一つとして、積極的であり、国・県においても。

やはり、持続可能な農業への対策として、今こそ取り組んでいただきたく、いま一度、もう少し積極的な回答をお願いできないかというところがございます。

それから、もう一つありました質問の農業所得安定のための収入保険制度であります。

この収入保険は、農業経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下など、様々なリスクから農業所得を安定させる対策の一つであります。昨年度の農業収入保険の支払額は、石川管内で1件平均157万円程度と、ほかの制度より支払額が大きく、離農者を出さず、営農継続を安定させるために大変有用だと、私は考えております。しかしながら、浅川地区では、5名の加入にとどまっております。

この加入促進というところでは、青色申告、これが絶対条件にありますけれども、これも段階的な取組が必要であります。

この一つ、こういった収入保険制度、まさに県内の状況は、既に22の市町村が保険料の助成を実施しております。補助内容は、対象者を新規加入者、または加入者全員を対象、まさに手厚い補助がされております。

この町の基幹産業である農業の経営を守るという意味からも、青色申告が前提とはなりますが、町として制度のあっせんを関係機関と連携して、農家経営安定のためにぜひとも導入していただきたく、再度こちらの質問をさせていただきたいと思っております。

3つ目でありましてけれども、これも今、新規就農者の状況を教えていただきましたけれども、まさにもうかる農業を実現するためにはというところでは、やはり国・県の支援だけでなく、町や地域、JAが新規就農者をしっかりとサポートしていくことが大切であると思っております。

国・県の支援は、ある程度は充実しております。市町村や地域の支援には、まだまだ温度差があるという実態から、本町においても若手就農者との交流会の実施や新たな支援策の創設など、意欲的に取り組んでいることは大いに評価させていただいているところがございます。

しかし、改善次第ではさらに、この新規就農者が増えていくかもしれないという期待はあります。この新規

就農者の中には、本町以外の出身者という方もいるようであります。

移住・定住の促進にもつながる、さらなる支援策の充実について、いま一度、ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。これは今ほど再質問3つやりますけれども、まさに取組を、エールを込めての質問でございます。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

町長答弁と重なるところがあるかもしれませんが、ご答弁させていただきます。

3点ほどございました。

まず、1点目ですが、循環型の農業ということで、まさに、富永議員さんがおっしゃることで、私も考えは同じです。

昨年夏ですか、私のほうにちょっとヒントがございまして、循環型ということで、浅川町も実は既に考えてはおります。

こちらのまず、子牛農家の方、それと畜産農家の方、あと養鶏業、あと野菜加工工場がたまたま浅川町にはございます。そこをうまく回して、先ほどありました肥料、飼料、燃油とこの3つのうちで、町でできるのは何かといったならば、肥料なんですね、肥やし、肥料だと思われまして。こちらをぜひ、製造供給したいと思ひまして、農協や県の普及所と協議を重ねているところです。

町事体が事業主体になるのは、ハードルが高いものがあるものですから、生産組合や農協さんが事業主体になるか、あと、その補助金にしろ、リースなんです、リース事業にしろ、これも申請で採択になればいいんですけども、なかなかこちらハードルが高いと。構想はできていて、外堀は埋めてはいますが、まず、事業主体と補助メニュー、リース事業等を今、模索しているところです。

今まで肥料にしろ、飼料にしろ、燃油にしろ、安定した価格で流通していたものですから、このような考えはなかったと思うんですけども、今回、ウクライナ事情とかがありまして、コロナもありまして、この全てが高騰しております。今、やらなければいけないと私も思っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

2点目です。

収入保険なんです、私も、こちら、去年の秋ですか、農業共済組合、玉川に県南支所ありますが、その役員さんが町長のところにお見えになりまして、ぜひ浅川町でも収入保険加入を促進してほしいと。

そのときに、共済組合には、収入保険課という課があるんですね。専門で行っています。その課長さんもお見えになりまして、ぜひお願いしたいということがありました。

実は、私のほうでも調べたんですけども、須賀川より南の市町村は17市町村あるんですけども、収入保険に入っている加入が一番少ないのは、我が浅川町なんです。先ほど議員さん言いました5人の方のみしか入っておりません。ほかは2桁、もしくは3桁入っています。

私もそれを見て、唖然としたんですが、まず、青色申告が大前提となります。浅川町には、農業所得を持つ

ている方が約400はいらっしゃいます。うち、青色申告をしている方は、数えますと、約30件ぐらいしかないんですね。それに対しての収入保険は、5件なんですね。ですから、まず、抜本的な見直しが必要と思ひまして、昨年秋、稲刈り上がりの頃から、各会合があるたびにこの収入保険、青色申告の話も含めて、収入保険の加入促進をしております。

町長先ほど2回答弁と言ったんですが、私のほうでよくよく考えたならば、細かい会合にも共済組合さんに来てもらって、収入課長さんから説明してもらって、4回から5回はやっているんですけども、その都度、パンフレット等をお渡ししています。

先ほど、町長答弁したとおり、一定程度のつかみといいですか、入ろうかなという方はいるんですけども、その後、入ったということは、ちょっとまだ分かってはいないんです。

ですので、改めて申し上げますが、うちのほうは、我が町は、青色申告の加入率も悪いし、収入保険も当然悪いということなので、こちらは改めて、今月3月は総会時期なんです。例えば、畜産とか野菜とか水稻の部会の総会があります。そのときにも、もう一度パンフレットを配付して、内容を理解していただき、加入を促したいと思っております。

ちなみに、昨年度、令和3年度なんですけれども、浅川町で支払いは750万あったんですね。皆さん、蔬菜農家の方、複合経営でやっている方、1,000万以上の所得ある方なんですけれども、掛け金、それでも10万前後なんですね。それで、1人当たり支払額でいったら、約200万はありますので、内容をぜひ理解していただいて、こういう制度だということが分かれば、皆さん入ると思うので、まずは青色申告、そして収入保険とステップアップをしたいと思っております。

3点目です。

新規就農、若手、40歳代から下の方なんですけど、浅川町には約10人いらっしゃいます。認定農業者、新規就農者、親元就農、あと新規就農予定者も含めれば10人いらっしゃいます。

先月なんですけど、この10人の方、フルメンバーの方集まっていたら、農政課職員全員、あとJA支店の職員全員約20名で、懇談会を開いたんですね。

そのときに、いろいろ町に対して、農協に対してのリクエストがあったんですけども、補助金をいろいろ頂いてありがたい、もっと補助金をつけていただきたい、あと、ブランドをやっていただきたいとか、やはり10人いれば、十人十色の考えがあるんですけども、一番は、その町としてのブランドをまず確立していただきたい、補助金もそうなんですけれども、浅川町だったら何だということが、それを見いだしてほしいということを言われたんですね。ただ、それは、町ばかりじゃなくて、町も農協もその生産者の人もそうですけれども、ブランドがやっぱり一番だということも言われてはいます。

その次には、やはり当然、補助金の話なんですけれども。ですので、このブランド確立後、すぐにはいかないし、今回、次回、また一般質問でございますけれども、これは段階を踏んで、今後見いだしたいと思っております。

補助金の関係なんですけれども、基本、国・県の補助金を頼りにしていますけれども、今回、昨日の提案理由の説明の中でも申し上げましたが、新規就農の方に対しては、国・県の補助プラス町で上積みを用意しております。

新規就農関係の方には、個別対応で手厚くはしているつもりでおりますので、もしも、そういう方がいらっ  
しゃったならば、こちらにぜひ情報を寄せていただきたいと思います。

長くなりましたが、答弁は以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 大変心強い、それぞれの回答をありがとうございます。

まさに、私、今回質問した内容については、町を豊かにする基幹産業である農業をいかに安定していくか  
という内容でございます。

ぜひとも、実現に向けて、さらなる努力をしていただくことを期待申し上げまして、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）水郡線ガード迂回路の計画についての質問を許します。

1番、富永勉君。

〔1番 富永 勉君起立〕

○1番（富永 勉君） 水郡線ガード迂回路の計画について質問させていただきます。

里白石木和田塚線の水郡線ガードにおいては、国道118号線と接続し、山白石方面からの利用者も多く、当  
地域の交通の要衝であります。

しかし、大型車が通行できず、生活に支障を来しており、特に、緊急時や災害発生の際の対応が懸念され  
ております。

迂回路の計画は、地域の長年の要望であり、一日も早い道路改良が望まれる区間であることから、その改良  
整備計画の進捗状況を伺わせていただきます。

まず、1つ目として、工事計画の概要と今後のスケジュールについて。

2つ目は、J R線路に沿った工事につき、工事業者は特定されるのか。

以上の2点について意見を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の工事計画の概要につきましては、町道、里白石木和田塚線で大字里白石字表ノ前地内の幅員狭小で  
高さ制限のあるJ R水郡線ガードを経由せず、直接国道118号に接続する2車線の道路計画で、今年度、道路  
の概略設計を実施したところであります。

今後のスケジュールについては、今月中に概略設計に基づき、地元説明会を開催し、令和5年度には、路線  
測量、道路設計を行った後、地元説明会を開催し、用地を取得したいと考えております。

順調に進みますと、令和6年度には工事に着手し、2年から3年で工事を完了したいと考えております。

2点目につきましては、令和5年度に測量と設計を行い、その際にJ Rと協議し、どのような方法で施工を  
するのか、協議により決定する予定になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 事業を着手することは確認できました。

本件の計画は、本日傍聴に来られておりますミドリカワフジオさんやナマタメコウイチさんはじめ多くの有

志が署名活動など実現へ向けての活動がありました。

生活環境が改善され、何より、緊急時や災害発生時の安心・安全の確保がされます。今後、地域の活性化へつながることが期待できることであります。

そこで、2つほど要望させていただきます。

1つ目は、今後、計画に基づき工事が実施となるが、農道の改良につき、農事繁忙期への配慮及び災害発生の対応等を第一に考慮し、万全かつ早期の工事完了を要望いたします。

2つ目は、工事業者は、工事の内容によるとのことでありましたけれども、線路に沿った工事につき、JR指定業者の可能性はあるとのこと。しかしながら、町内の経済活性化、雇用機会の拡大といった観点に立ちまわって、町内で行われる公共事業につき、一部でも地元企業を活用すべきとの要望でございます。

2点、ご意見を申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、工事が始まれば、農道等の配慮は、これはしなければなりません。

そしてまた、災害等においても、これは優先的に住んでいる地元の方が優先になりますので、そのところは心配しなくても大丈夫だと思っております。

また、2点目につきましては、工事は恐らくマル特の工事になる可能性が出てきますが、公共事業ですから、私もJRのほうに行き、何とか地元の業者を使っていたらいいよう努力してまいりますので、そのときは一緒に行っていただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） それでは、ありがとうございました。

事業着手の感謝を申し上げ、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）電気料金の高騰に伴う街路灯の一斉LED化についての質問を許します。

1番、富永勉君。

〔1番 富永 勉君起立〕

○1番（富永 勉君） 電気料金の高騰に伴う街路灯の一斉LED化について質問させていただきます。

電気料金は、4月以降のさらなる値上げが避けられない見通しになっております。

電気料金が値上げ傾向にある現在、電気使用量やCO<sub>2</sub>の削減効果が得られ、電気料金の削減も期待できる画期的な手法の一つとして、町内街路灯一斉LED化を提案する。

一斉に街路灯をLED化するため、企業とリース契約を締結できれば、初期投資を抑え、電気料金の早期削減による財政負担の低減、管理業務の効率化及び住環境の向上を実現する事業にもなると考えます。

当町の街路灯のLED化率は20%程度と低く、蛍光灯からLEDへの転換は、遅れていると言えます。LED料金は、蛍光灯に比べ6割ほど安く、削減した費用からリース料を捻出できるなど、事業全体としての費用の削減が見込まれます。

以上の提案について、考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。



照明のLED化は、電気料金の削減や国が示した地球温暖化対策計画において、2030年までに100%普及することを旨とするされており、町の施設においても、計画的に推進することが必要と考えております。

ご提案いただきましたリース方式による街路灯の一斉LED化につきましては、今後、事例等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） こちらについても、検討していくという内容でありますけれども、実施に向けての提案の補足をさせていただきたいと思っております。

この本件については、私自ら、近隣町村で既にリース契約事業を実施している自治体へ出向いて、その担当部署の職員と面談して、聞き取り調査も行っております。

実施している近隣の自治体は、矢吹町、西郷村、白河市では一部、他県では宮城県の名取市など、全国的にリース契約が増加している状況であります。リース会社は複数ございますが、三井住友リース、大和リース、アイリスオーヤマなどの全て大企業であります。

それは、国のカーボンニュートラル政策のこのリース契約は一環でありまして、一斉にLEDへ交換する事業であります。電気料の削減、LEDは蛍光灯の6分の1と、維持管理費の削減が可能となります。現状のコストから、リース料が捻出できるということでもあります。また、民間資金を活用することで、初期投資を抑え、予算を標準化し、町内一斉LED化が実現します。事業トータル費用は、事業前と比べて、事業全体で7割から8割程度に抑えられると。

聞き取り調査でも、一斉LED化により抱える課題が同時に解決したというところでございます。

蛍光灯は、2030年度を待たずに、製造終了、水銀灯の製造販売終了、メーカーは在庫限りというような、今現在状況にあります。

予算化できず、LED化が進まないなどのこういった課題も、一遍に解決できるというものでございます。

財政負担の低減、職員の業務効率化、脱炭素社会の実現、そして、何より町じゅうがLED化により明るくなる、住民が喜ぶ、メリットは大きい、デメリットは特にございません。また、維持管理などの推進を地元電気業者との連携ができ、地域貢献もできるということでございます。

本町の街路灯、防犯灯の状況は、770基でございます。うちLEDは178基、まさに23%のLED化率でございます。残り592、これを2030年まで、先ほど実施していくというような話がありましたけれども、毎年LED化しているのが17基ぐらいなんです、平均。更新は故障のタイミングの都度ということになりますと、全て更新まで、あと30年もかかるわけでございます。

こんな状況を見ますと、やはりコスト面や環境問題だけでなく、住民サービスにも寄与できる、そして浅川町の財政は厳しい、全てが老朽化している今こそ実行すべき事業であり、早急に検討して実現させていただきたいと思っております。

電気代の高騰、財政負担は町全体では相当な負担になるはずで。今回、その観点からも、全ての公共施設、屋内照明灯、屋外の照明灯、グラウンド等の一斉LED化も、この事業により検討すべきと思っております。

以上の補足提案により、再度実行への考えを伺います。これについては、担当部署からも意見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 電気料金の削減や地球温暖化対策のために、前向きに今後、考えていきたいと思っております。

なお、補足説明を担当課よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私のほうからもお答えしたいと思います。

現在、防犯灯の電気料の状況でございますが、令和3年度の決算では、約280万円でございます。4年度につきましては、現在、12月までで250万、年間ですと、このままでいけば330万超え。令和5年度につきましては、420万円の予算を今回計上したところでございます。

防犯灯のその一斉のLED化につきましては、電気料金の値上げの分とか、LED化になったときの効果額、そういったところとリース料金の比較というところも必要になってくるのではないかと思いますので、その辺再度、今後調査しながら、検討していきたいと考えております。

そのほか、水銀灯の話がありました。町民グラウンド、それから体育館等の照明、そういったものにつきましても、国のほうでは省エネ、脱炭素の観点からいろいろな制度が、今年度からも創設されるようございますので、そちらのほうについても、いろいろ活用しながら検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ありがとうございます。

ぜひとも、これは決して悪い事業でございませぬ。非常に町の財政に貢献する事業でありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、もう一つだけ質問させていただきたいと思ひます。

国・県においての脱炭素の実現として、先ほども話ししました2050年カーボンニュートラルが宣言され、まさに地方自治体においても、今後、その取組の強化が求められていくと思ひます。

今後の浅川町のその取組の方向性について、どのようにお考えか、最後お聞かせさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） 住民課より答弁させていただきます。

町としましては、昨年度、脱炭素に係る地球温暖化防止対策計画を策定したところでありますが、それに基づきまして、今後の事業を実施していきたいと考えております。

具体的な取組としましては、すみません、ちょっと調べて答弁させていただきます。後ほど、お答えさせていただきます。

○1番（富永 勉君） 計画はできているんでしょうけれども、後ほど、それでは、お示しいただきたいと思ひます。

ひとつこれは、大事な脱炭素の実現というところでは、今後強化する取組でありますので。

○議長（水野秀一君） 富永君、3回終わっている。終わっていいですか。3回済んでいますから。

○1番（富永 勉君） 分かりました。

○町長（江田文男君） どうぞ、どうぞ。

○1番（富永 勉君） 以上、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔「答弁漏れだったんだからいいんでない」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 答弁、後です。3回目の答弁は、住民課長、後で答弁すると言っていたでしょう。

○1番（富永 勉君） 後で、結構でございます。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、4番、会田哲男君、（1）ヤングケアラーの実態把握と支援の現状についての質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） それでは、ヤングケアラーの実態把握と支援の現状についてお伺いいたします。

これは、昨年の令和4年3月にも、私は質問しました。再度の質問になりますが、質問させていただきます。令和4年3月に、厚労省より早期発見と適切な支援が必要として、ヤングケアラー支援体制強化事業の実施についてが、県及び市町村に通知されたと思っております。

県は、令和4年度当初予算でヤングケアラー支援体制強化事業として予算を計上し、早期発見、支援体制整備の取組の事業を実施していると思うが、これに係る町としての対応と現状を伺いたいと思います。

1つとして、3月議会において、早期発見と実態把握、支援に努めるとのことであったが、把握、支援の対応等、現状はどのようなものとなっているか、お聞きしたい。

2つ目としまして、見落とすことのないよう、社会全体の見守りが大事との答弁でございましたが、具体的に、今現在まで、町としてどのように対応してきたのかをお伺いしたい。

3番目として、県及び町の相談窓口の設置と周知はどのように対応しているのか。

4つ目として、医療、介護、福祉、教育等関係機関の連携による協議、研修、発見後のつながりが重要と思うが、体制はどのように構築されたか。

これは、県なんかでも、昨年11月頃、研修、オンラインを使ってだと思うんですが、研修していると思うんですが、その辺の対応も、町の対応ですね、その辺も併せてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、県において、ヤングケアラーの実態把握と効果的な支援施策を検討するため、昨年9月から11月にかけて、小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒を対象に、県内全ての県立高等学校、公立中学校、市町村立小学校などにおいて、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施しました。

この調査は、県が学校に調査票を送付し、無記名で約10万2,400人の児童・生徒が回答しました。

このアンケート調査結果が、県より2月に公表され、「世話をしている人がいる」と回答した約6,000人のうち、自らヤングケアラーだと認識していたのは、10.4%の約630人という結果が報道されたところでありま

す。

2点目につきましては、具体的な町の対応として、教育、障害、介護など、それぞれの分野で県等が主催するヤングケアラーの早期発見、把握につなげる力を養うための研修会や講演会に、地域包括支援センター職員、民生児童委員、それぞれの担当者が参加して、知識を深めているところであります。

3点目につきましては、国では、令和4年度から令和6年度までを社会的認知度を高める集中取組期間としており、2月に県を通して、広報、啓発ポスター、リーフレットなどが送付され、小中学校や各関係機関で掲示し、周知しているところであります。

相談窓口については、県では、電話相談、SNSでの相談、コーディネーターへの相談窓口が設置されているところです。

町としては、身近な学校の先生、保健センターが相談窓口になると考えております。

広報、啓発資材に加え、県や町の相談窓口についても、まだまだ周知不足の面もありますので、広報紙やホームページにおいて周知を図りたいと考えております。

4点目につきましては、町の体制としては、児童福祉法に基づき、平成28年度から浅川町要保護児童対策地域協議会が設置されております。

この協議会は、児童相談所、福祉事務所、警察署、医療機関、民生児童委員、社会福祉協議会、小中学校、こども園などが構成メンバーとなっており、児童への虐待があった場合の適切な保護、支援を図ることが主な役割でございます。今年度は、6世帯のケースを支援したところです。

ヤングケアラーが発見された場合には、この要保護児童対策地域協議会で個別ケース会議を開催し、関係する機関が連携して、既存の福祉サービスに適切につなぐなど、ヤングケアラーの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 様々な取組をしていることを、今町長からの答弁で、前向きにやっているというような答弁をお聞きしました。大変ありがたいと思います。

ただ、私、確認したいんですが、町長がおっしゃったように、県の実態調査をやったわけですが、630人ですね、ヤングケアラーと自分自身が、子供自身が自覚しているのが630人、それ以外の自覚している方が6,000人程度いるというような状況でございます。

これを見ますと、小学生の5、6年生は13人に1人、中学生は16人に1人、高校生は20人に1人というような県の実態調査の結果でございました。

これを考えますと、浅小、浅中にも多分、ヤングケアラー本人が自覚しているか、自覚していないかを別としましても、いる可能性があると思います。アンケート調査結果、教育委員会でつかんでいるかどうか分からないんですが、この辺の今回の県の実態調査に伴う浅小、浅中の実態はどうだったのか、この辺をお聞きしたいと思います。いるのか、いなかったのか、あるいは、自覚していない子供もいるんじゃないかと、そのようなことをお聞きしたいと思います。

2点目としては、子供自身はケアラーとしては認識していない、ケアラーであることを表に出したくない、

あるいは、助けを求める、SOSを出せない状況もあるかと思えます。

こうした中の実態の把握が難しい面があります。また、支援に際しては、大切な点としまして、学校での見守り体制づくり、気になる子供に声をかける、学校の教職員が、子供たちに心理的な安全性を感じ取れる学校づくりが大事であるかと思えます。

SOSをすくい上げる対策、教職員の理解、勉強ができる機会が今、勉強はしている、研修会はやっているということでございますが、引き続き必要な研修会の中身を充実して取り組んでいくことが必要だと思います。

そのような機会を増やしていただいて、教職員、家庭もこれは当然大事なんですけど、今、核家族の時代で、なかなか両親共働きというような中でございます。学校でも、教職員の聞きやすい、相談しやすい体制づくりが一番大事かと思っています。

子供たちに一番近いのが学校の先生でございますので、その辺の対応づくりが子供のケアラーと認識している、していない子供に対する支援としては大事かと思っていますので、その辺の体制をどのように組んでいるのか、再度お伺いしたい。

あと、県では今回、令和4年度の事業の中で、多分、ケアラーカードとか、あるいは、ソーシャルワーカー等の取組も行われているかと思えます。その辺の対応をどのように、教育委員会、学校として対応しているのか、再度お伺いしたい。

それと、先ほど、相談窓口の周知、広報等通じてやりたいということでございます。

私、ネットで見たところ、浅川町ヤングケアラー相談窓口は、みんな児童関係、介護関係、障害関係、その他、教育関係は学校教育係、福祉はあとその3つですね、児童、介護、障害は福祉なのか、住民課福祉課係ですかね。この形に一応ホームページの中には、載ってございます。

ただ、これは、何かもっと広範囲な福祉、今、町長から話がありましたが、民生委員ですとか、児童委員、このやつと取り組んでやっているということでございますが、ホームページの中に載っているやつでは、その辺のことが載っていないと。もっと分かりやすい形で、掲示できないかと思えますが、その辺のことをお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番、2番、3番は、学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

4点目は、担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、県の調査とは別に、学校独自のアンケート調査も行っております。それによって把握に努めております。

それで、学校としての実態ですが、現在のところは、ヤングケアラーということで支援が必要とされる児童・生徒は現在はおりません。

ただ、今後、ちょっと心配かなという子供はおりますので、この児童・生徒につきましては、今後、保健センターなどと連携しながら対応してまいりたいと考えております。

それから、2番目のご質問ですが、その関係機関との連携ということになるかと思えますが、人権擁護委員

会とも連携をしております、それで子供たち、何でも心配事があれば、手紙を書いて、そして出すようなそういう取組といたしますか、これは人権擁護のほうですけれども、事業を行っております。SOSということですね。担当者が実際に学校に来て、子供の相談に乗って対応したという事例もあります。

それから、3点目ですが、相談窓口としましては、議員さんからもありましたように、ソーシャルワーカー、これは県中教育事務所にスクールソーシャルワーカーがおりまして、小中学校におきましては、周知しておりますので、相談窓口として必要に応じて、県中教育事務所のほうに連絡をして対応をしまいるという、そういう体制にはなっております。

以上、私からは3点について、お答えさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 最後の点の広報の周知の仕方というところなんですけれども、ヤングケアラーというものがここ最近注目してきたというものですので、国のほうでも法律上の定義という部分で、まだ定まっていないという部分もございますので、周知に関しては、ホームページと広報等、県や他町村のホームページ等も参考にしながら、分かりやすい相談窓口の案内といたしますか、そちらのほうも工夫して、順次、周知が浸透していくように努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 様々な取組をやっていただいていること、少し安心はいたしました。

本当に、ヤングケアラー、登校拒否なんかもそうですが、なかなか内容等、つかみづらいということがあるかと思えます。

その面から、子供と直に接する学校、その中でますますのケアラーに対する、あるいは子供たちに対する支援の在り方をよくよく皆さんで、関係機関一体となって協議、検討していただいて、より寄り添った子供への支援となりますようお願い申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）高齢者のみ世帯への住宅用火災警報器設置補助事業の実施についての質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） 高齢者のみ世帯への住宅用火災警報器設置補助事業の実施についてをお伺いいたします。

高齢者の独り暮らし、二人暮らし等の世帯、また障害者の独り暮らし、二人暮らし等の世帯では、経済的な面、それから、設置、経年劣化の管理、メンテナンスの面から火災警報器設置にちゅうちょするものと考えられるところです。

これら高齢者等の命を守るために、これら世帯への警報器設置を促すためにも、町、消防署、町内電器店等と連携した火災警報器設置に係る補助制度を実施すべきと思ひ、伺います。

1つ目としまして、高齢者のみ世帯、障害者独り、二人暮らしの世帯は何世帯あるのか。また、これらの火

災警報器の設置状況はいかがなものか、お伺いします。

町内世帯の火災警報器設置の状況はどのようになっているか。今のが、2つ目です。

3つ目としまして、未設置の高齢者のみ世帯への火災警報器設置、更新等の補助事業を実施すべきと考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和5年2月21日現在、75歳以上の方で構成されている世帯は241世帯、障害者の独り暮らし世帯は27世帯、障害者がいる二人暮らしの世帯は、55世帯となっております。

火災報知器の状況については、今のところ把握しておりません。

2点目につきましては、令和元年に行った調査では、調査戸数2,020世帯のうち、基準どおり設置している世帯は957世帯、47%であります。基準を満たしていない世帯は636世帯、32%、設置していない世帯は420世帯、21%であります。

3点目につきましては、過日の火災により高齢者が犠牲になったことを踏まえ、支援策について関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今の答弁ですと、未設置世帯が420世帯ということでございます。

基準に収まるもの、これなんかと比べますと、なかなか普及していないという状況も考えられるところでございます。また、高齢者世帯、あるいは障害者世帯とも240世帯、あるいは27世帯、55世帯ということで、多数を占めてございます。

さきに、浅川のある地区において、高齢者独り住まいで死傷者が出るというような状況もございました。

そういうふうな状況を鑑みますれば、特に高齢者の世帯、あるいは障害者世帯、これは火災警報器設置していても、寿命がございまして、長いもので10年程度ですね。あるいは電池交換等もございまして。この辺は、高齢者世帯、あるいは障害者世帯では、なかなか自分でやろうと思ってもできない面がございまして。私も、正直言って、自分の家の火災警報器がついているんですが、これは電池、私のやつも10年くらいたっているものですから、電池交換するのをどうやるんだっぺなというふうな状況がございました。電器屋さんにご相談して、教えてもらってやったというような状況がございまして。

それで、そういうような面から、なかなか高齢者世帯、あるいは障害者世帯は警報器を設置したいといっても、買いに行くのもなかなか容易ではないと。設置の仕方も分からないというようなことがございまして。設置、あるいは更新がなかなか難しいという点が高齢者世帯、あるいは障害者世帯だと思っております。

そうした中で、他町村で、皆さん新聞報道でご存じのことと思いますが、郡山市、あるいは須賀川市あたりでは、消防署と連携して、この警報器の設置をお手伝いしているといいますか、そのような状況がございまして。

郡山市ですと、高齢者、障害者世帯を対象に、消防職員が高齢者の自宅を訪問し、住宅用火災警報器の設置を取付け支援するというようなこととございまして。

また、須賀川市においては、防災協会が代金を立て替えて、警報器を購入し、消防本部が警報器の取付けを無償で実施し、代金を受け取るというような仕組みをつくってございまして。こんな取組を行っている市町村が

ございます。今申し上げた2つの例でございますが、ほかにもネットを見ますと、取り組んでいるところがございます。

ぜひ、浅川町もこの地元消防署、あるいは地元電器店等と町、あるいはその他もろもろの関係する団体等と連携しての取組、取付け、設置についても、形を構築していただきたいと。かつ、補助をも含めた上で、設置に係る各機関連携した取組、この辺をぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年初め、痛ましい火災が発生いたしまして、1人が亡くなったことは、本当に誠に残念で、心が痛いです。本当に、こういう高齢者を1人でもやはり助けなければならぬのが行政だと思っております。

今後、消防署、あるいは関係機関と様々に協議をして、火災が発生しないように、そしてまた、補助ができるようにいろいろ前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） ありがとうございます。

補助について、前向きに検討したいという答弁と受け止めました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に聞きたいんですが、今、私、自分で取付けをやって、なかなか難しい面がございました。そういう面で、浅川町の消防署ですか、これは例えば、相談すれば、取付けとかをやっていただけるような状況なんでしょうか。補助は別としましても、消防署として、例えば、電話等行った場合に、取付けとかのお手伝いをしていただけるのかと。ぜひ、やっていただきたいものですが、やっているかなとは思っているんですが、その辺を確認したいと思います。お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

現在、須賀川広域消防組合管内でも、取付け支援サービスを実施しております。

それは、浅川町も同様、管内全てで実施していることになってございます。

住宅用火災警報器を販売している浅川町内では、ダイユーエイト浅川店、それから浅川分署にも住宅用火災警報器の取付け申込書等の用紙を備えておると聞いてございます。

さらに、住宅用火災警報器の普及支援事業というのも須賀川広域消防のほうで実施しておりまして、そちらについては、須賀川地方消防防災協会というところでのタイアップというか、対応がありまして、そちらでも普及支援をしているようでございます。それは、須賀川市に限らず、管内全ての区域でそういった対応をしているというところは、確認してございます。

以上です。

○4番（会田哲男君） 終わりだっけか。

○議長（水野秀一君） 終わりです。



次に、(3) 子ども議会と各地域での行政懇談会の開催についての質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番(会田哲男君) 子ども議会と各地域での行政懇談会の開催についてお伺いします。

浅川町の未来を担う子供たちの思いと意見を今後の町づくりと町政に生かすため、同じく多くの町民の町づくり、活性化への考え、意見、要望等を聞き、今後の町づくりと町政に生かすための子ども議会と各地区に出向いた懇談会を年に一度程度は開催し、町民から広く町づくりの思い、考えを聞く場を設けるべきかと思うが、これらの実施についての考えをお伺いします。お願いします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

子ども議会につきましては、開催する方向で検討しており、これからの浅川町を担う子供たちの思いや意見を今後の町づくりに活かしたいと考えております。

今後、内容や開催方法などの詳細を関係者で協議、検討していきたいと考えております。

行政懇談会につきましては、私はふだんから町民の皆様の集まる場には積極的に顔を出して、皆さんのお話や意見、要望などを聞いております。

また、何かお話があれば、ぜひ来てくださいという声もかけております。

行政懇談会の開催につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長(水野秀一君) 4番、会田哲男君。

○4番(会田哲男君) 子ども議会は、開催の方向で考えていくという答弁でございました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、地域に出向いての行政懇談会ですが、これは町長の答弁のとおり、町長の答弁によりますと、個人個人、あるいは町民の集まる場所に出向いて行って、ご意見を聞いているというような答弁でございしますが、私としては、それは当然のことだと思ひています。

ただ、公に各地区、26行政区ありますが、26行政区全部という形ではなくて、ある程度大枠を区切って、やはり公の場を設けて、意見を聞く場、これをやるべきじゃないかなと私は思ひます。ぜひ、その辺についても再度お聞かしたいと思ひます。お願いします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 26行政区でございます。

もし、例えば、1行政区でも行かなければ、「なぜ来ないんだ」という、必ずそういう不満の声がございします。やるときは、26行政区をやったほうが私はいいと思ひておりますが、今のところ、検討しておるところです。

それと、里白石地区、今月か来月の初めに説明会がございします、改良道路の件で。そのとき終了後、私は懇談会を持ちたいなど考えております。

あと、去年は山白石で行っております。そういう機会があれば、終了後、懇談会を考えておりますので、行政地区のことは、今後検討とさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 町長の答弁分かりました。

事業があるところは、そのように機会を設けられると思います。事業の説明会等やった後に。そして、また行政懇談会らしきものを、引き続きやるということは可能でございます、それはいいことだと思います。

ただ、事業のあるところ、ないところがあるわけでございますので、平等に聞くという形では、やはり行政区、大字単位になりますね、そんな形でやるのが妥当かなと私は思っております。

町長が検討はするというふうな答弁だったかと私は思うんですが、検討していただくというような方向で解釈してよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は家にいるより、外に出て歩いて、いろんな方々とお話しするのが好きなんですよ。

ですから、本当に行政地区単位でやるのかは、今後の検討課題とさせていただきます。あるいは各行政区で、ぜひ来てくださいと言っていたら、私はいつでも出向いておりますので、今後のことは、ぜひ考えていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、8番、須藤浩二君、（1）中学生の修学旅行についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 中学生の修学旅行について、お伺いいたします。

先日、中学生の保護者の方から意見を伺いました。

まず、1点目、ライオンキングの観劇を希望する、しないのアンケートを実施しました。その結果の具体的な人数をお伺いいたします。

2点目、観劇をしないと判断した経緯を伺います。

3点目、観劇を楽しみにしていた生徒の思いを考えると、実施時期と内容を再検討して、観劇ができるようにすべきと思いますが。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係でございますので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

まず、今の議員さんの御質問の中で、「ライオンキング」の観劇ということでしたが、「ライオンキング」ではなくて、「美女と野獣」ということで、アンケートを取ったということです。

それでは、お答えいたします。

1点目につきましては、中学校において、昨年11月に保護者アンケートを実施した結果、「希望する」が48名、「希望しない」が9名、その他、未提出、未記入が1名ずつという結果でした。

2点目につきましては、「修学旅行についてのお知らせ」という保護者宛ての文書を配付しておりますが、

そのお知らせの中で、このように学校では述べております。多くの生徒、保護者の皆様にとって、安心・安全な修学旅行となる計画とする。

2点目です。

これは、11月の時点ですが、現在、感染者数の急激な増加があり、4月の状況についても見通しを立てることができない。

3点目です。

観劇は直前のキャンセルができず、急な旅行先や日程の変更があった場合、キャンセル料9,300円が発生する。以上の3点が理由となっております。

3点目につきましては、アンケートの結果を踏まえ、観劇を修学旅行の行程から外す旨の文書を配付後、1名の保護者から観劇を実施してほしいという要望があったと聞いております。

学校としても、新年度の教育課程の編成が進み、新型コロナウイルス感染症がいつ流行するか分からず、欠席の場合、キャンセル料が発生することにより保護者の負担にもなることなどを踏まえ、学校としても連れていきたかったのですが、一方で、「まだコロナが落ち着かず心配です」という保護者のご意見も少なからずあり、慎重に協議した結果の学校としての苦渋の決断であったと、このように聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 実施時期が、コロナのまだ落ち着いていない11月に行ったという結果ですので、そういう判断をするのは、やむを得ないのかなと思います。

ただ、やはり「希望する」という方が48名、それに対して、「希望しない」という方が9名、未記入、未提出の方が各1名というアンケートの内容を、じゃ、観劇をしないという判断をしたその文書の中に、折り込まれていたのか。48名の方が賛成しました、希望しました、9名の方は希望しませんでした、学校側としては、安全性を考えて実施をしないという判断をしましたという文書になっていたのか。

私が伺った方々の話ですと、そういうのは一切書いていなかったという内容でございました。やはりこれは説明不足だったのではないかと、私は思っております。

それで、その1名の保護者の方から伺った内容によりますと、じゃ、今までの学校祭で行っていた劇、今まではずっと「ライオンキング」をやっていたと。その子供たちは何をやるんですかと。先輩のすばらしいあの演劇を見ていて、私たちもそういう順番が来たのだから、すごい期待をしていたと。浅龍祭で「ライオンキング」を演じてみたいというそういう思いは、判断の中に入らなかったのかということもおっしゃってございました。

最終的な判断は、じゃ、誰がしたのか。学校長が判断したのか。学校長から相談を受けた教育委員会と共に判断をしたのか、その辺もお伺いしたいと思います。

あと、やはり、観劇に関しては、かなり前から準備をしないと見られないというのは、私も承知しております。ですから、子供たちの夢を実現するということも考えれば、11月の段階での判断であれば、4月にも大丈夫だったならば、930円のキャンセル料が発生しますよと。でも、観劇が行われなかったならば、キャンセル料は取られないんですよ。

これから国は、どんどん規制を緩めてインフルエンザ並みにしていくという状況でありますので、その辺もひっくるめて、もっと丁寧に保護者に説明するべきではなかったのかと私は思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、保護者宛てのお知らせですが、この中で、アンケート結果については触れているんですね。

回答には、ぜひ子供たちに本物の舞台を見せたいというご意見が多かったのですが、一方でまだコロナが落ち着かずに心配ですというご意見も少なからずあったということですね。

あとは、先ほどのキャンセル料、これも、もしキャンセルした場合には、930円ではなく9,300円が発生するということですが、やはり、これはキャンセルした場合には、保護者には大きな負担になるだろうと、そういう考えも学校にはあったようです。

あと、その判断ですが、これは、学校の判断となります。

それで、教育委員会としましては、学校で行う教育の内容につきましては、今回の件ですと、その修学旅行の中に観劇を入れるかどうか、これは教育の内容になってくるかと思いますが、教育委員会としましては、学校の主体性を尊重しております。

ただ、明らかに問題であると思われる場合は、これは学校に再検討を促すといいますか、指示をしますけれども、今回の場合、ですから、その学校の判断に合理的な根拠があったかどうか、ここが問題になるかと思えます。

校長からも聞きました。それから担当の職員からも話を聞きました。

それで、やはり少なからず、実施に反対といいますか、同意をしなかった保護者の方がいたということで、私も考えたんですが、もし、少数ではあるんですが、パーセントで言いますと15%になります。観劇に反対という方、15%、不安を抱えておりますので、生徒、子供さんを修学旅行に参加させないと、そういう場合ももしかすると考えられるということで、そうなったとき、その生徒にとっては、一生、修学旅行の思い出は残らないということにもなりかねません。

ですから、本当に学校としては、慎重にその判断したということですので、その先生も、できれば、「連れて行って見せてあげたかった」、そのように言っておりました。私もこういう生の観劇は、見せたい、私もそう思っております。私もその観劇、以前は見たことがあります。ぜひ見せたいという思いは同じです。

あと、時期をずらすということですが、実は学校関係では、県と県中管内と石川地区内において、それぞれにおいて様々な行事、会議、研修会等がありまして、先生方がこれらに出席しやすいように、参加しやすいように、行事、会議、研修会が重複しないように、11月頃から検討、石川地区各学校が何度も行事調整をしまして、つまりダブらないように入替えを何度も何度も行って、そして、1年間の教育課程と言いますけれども、カリキュラムが決定いたします。で、2月末に新年度の計画が決定したところです。

ですから、学校単独で、この時期になりまして、学校が希望するところに簡単に行事を持ってくるということがなかなかできない状況にあります。ということもありまして、観劇をさせたいのは、本当にこれは皆さん同じだと思います。私も同じです。中学校の先生とも話をしました。本当に、苦渋の決断だったのかなと考え

ております。

ということで、学校の判断に対しましては、教育委員会と私と、あと、学校側と話をしまして、それでは、見せたいのは、それは同じ気持ちですが、やむを得ないだろうと、そういう結論に達したところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 答弁漏れ。

学校祭はどうするのか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 学校祭につきましては、まだ聞いておりませんので、後で聞いてみたいと思います。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） やはり、教育長が今申し上げたとおり、観劇をするということは、その子供たちの成長過程でかなりの刺激があるすばらしいものだと私も認識はしております。

ただ、今、教育長答弁の中で、校長の判断だと、不安を持って希望をしないという9名の方が行かないとなった場合は、どうするんだと。参加しないとなった場合はどうするんだという意見もございました。

逆に、それを見たくて、希望した48人が行かないんだったら、じゃ、行かないと言った場合、どうするんですか。48人という多くの子供が、見るという夢と希望を持っていたわけですよね。その辺も、やはり酌み取るべきじゃなかったのかなと。不安で行かない子供たちの9名の気持ちも分かりますが、大いに期待して、2年生になったときは、ミュージカルを見られるんだ、そして、学校祭で僕たちは演じるんだと思っていた子供たちの思いも、少しは考えてほしかったなと思います。

それで、伺ったところによると、その修学旅行の中で、観劇はしないけれども、行程の中には東京ディズニーランドや鎌倉散策などが入っているということではございました。その行程の中には、鎌倉なんていうのは、今すごい密集地帯でございます。非常にリスクの多いようなところを見学するのかなという思いも、私はございました。

東京には、すばらしい博物館や記念館などいろいろ様々ございます。館内の空調設備によって、非常に安全な見学場所であるというのもあります。ぜひ、そういうところも考慮に入れて、子供たちの情操教育や教育、その中学生の中に、何か今後の人生のヒントになるような場所も組み入れてはいかがと思いますが、最後の質問となります、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） この修学旅行、有意義な修学旅行になるよう、可能な範囲で日程等、見直しができれば見直しをするということで。

ただ、いろいろ行程を見ますと、やはり生徒が興味を持つような場所もありますので、大きく変わることはないかと思いますが、なお、有意義な修学旅行となるよう、学校には話をしておきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで1番議員、富永勉議員の答弁漏れに対して、住民課長、関根恵美子君より答弁させます。

住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、先ほどの1番議員さんの質問にお答えいたします。

町としての脱炭素社会への取組、方向性ということでしたが、町としましては、令和3年度に浅川町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定したところです。

町としましても、2030年、国で宣言しておりますカーボンニュートラルに向けて、施策の計画を作成したところです。

その中で、町の施策事業としまして、再生エネルギーの導入、利用促進、省エネルギーの推進、脱炭素町づくりの推進、循環型社会の推進などを施策事業としているところですが、浅川町としましては、太陽光発電設備の促進や設置の助成、公共施設への太陽光発電設置、防犯灯のLED化、ごみの適切な排出や食品ロスの削減のための広報、森林再生事業の活用などを行っているところであります。

また、今年度につきましては、郡山広域圏で取り組んでおりますクールチョイスへの賛同、福島議定書エコチャレンジへの参加、福島ライトダウンに参加、呼びかけを行ってきたところであります。

少しずつではありますが、計画の中で取り組めるものから取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）放置されている空き家についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 同趣旨となっておりますので、私のほうからまず簡潔に、3点ほど質問させていただきます。

放置されている空き家について。

まず、1点目、倒壊が進む空き家の取壊しに向けた進捗状況は。

倒壊が進む空き家というのは、度々問題になっております旧浅川座のことでございます。

2点目、令和4年度の対応は、どのような対応をしたのか、お伺いいたします。

3点目、今後の予定はどのように考えているのかを伺います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（1）通行人に危険がある構造物の把握とこれに対する町の対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町民の方から、「屋根瓦が落ちそうな建物がある。長くそのままになっているが、町で何とかできないか」という声が寄せられました。

その箇所に行ってみたところ、確かに大きな地震でもあれば、重大事故が起きかねない状況でした。こうした危険な構造物は、町内には何箇所もあり、今後ますます増えることが予想されます。ですから、事故が起きる前の町の適切な対応が求められていると思います。

その観点から、3点伺います。

1点目ですが、町で把握している通行人に危険がある構造物は、何件ほどあるのか伺います。

2点目ですが、それに対して、町はどのように対応しているのか、伺います。

3点目ですが、危険な構造物の存在を把握していながら、町が何らの対応を取らないでいて事故が起きた場合、町も責任を問われることがあるのではないかとと思うのですが、認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、8番、須藤議員にお答えいたします。

1点目につきましては、これまで危険と思われる数件の空き家に対し、定期的なパトロールの実施、所有者へ適正管理の依頼、危険防止のため飛散防止対策を実施してきたところでございます。

2点目につきましては、令和4年度も同様に、パトロール等による安全確認に努めているところであります。

3点目につきましては、今後も引き続き、所有者への適正管理の依頼、定期的な巡視や危険防止対策により安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、通行人に危険があると思われる構造物は、数件あると認識しております。

2点目につきましては、これまで、所有者へ適正管理の依頼、飛散や落下した構造物の一部を道路上から撤去することや飛散防止措置、危険表示などを行ってまいりました。

3点目につきましては、危険と思われる構造物や構造物の一部が道路上に落下し、その存在を把握しながら放置し、事故となった場合には、町の責任も問われることがあると認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） パトロールをして、安全確認をしている。

町長、再質問なんですけど、旧浅川座の所有者の方とのお話し合いをしてくれと、以前の一般質問で私が申し上げて、その所有者と文書とかではなかなか話が進まない。電話をかけても電話に出ないという状況だったということをお伺いしております。

そんな中でありますので、これからは、その所有者との会話、対話などはどのように考えているのか、まずお伺いしたいなと思います。

それを踏まえて、今後の予定等も町でどのように考えているか。やはり以前よりもかなりひどい状況になってきておるのは、町長も把握しているとは思いますが、やはりここで何か手を打たなければならないのではないかと、私は思うわけでありませう。

ぜひ、取壊しに向けた何か考えがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 所有者とは、連絡を取っておりますが、後ほど担当課より説明させていただきます。

あと、その旧浅川座、このネットを張るときも大変だったんです。

ただ、町が行ってネットを張るということはできないんです、不法侵入者で。それで、立会人もつけなくてはいけない、その所有者の。それを呼んでくるのも大変苦労いたしました。

それで、1回目は、うまくではないですけども、1時間ぐらい立ち会ってネットをかけさせていただきました。2回目、また、危険なところがあるからといって連絡したんですが、「もう構わないでくれ」と、「うちはもう全然関係ないんだ」と、「もう立ち会うのも嫌だ」という、そういう厳しく職員が叱られたこともあります。

そういう中で、本当にあの浅川座は厳しいです。大変厳しいんでありますが、でも、あの9番議員が言っているように、もし、そういうのでけがをしたらどうするんだということになれば、やはり、町も多少の補償というか、そういうのをしなくちゃいけなくなる可能性が出てきますので、とにかく、一日も早く、空き家対策に関しては、今、力強くやっているところであります。

あとは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、担当課よりお答えいたします。

今ほど、町長より答弁があったとおりでございますけれども、若干補足させていただきます。

まず、土地の所有者と建物の所有者が異なりまして、まず土地の所有者も相続人多数で、相続が終わっていないという状況でございます。

それから、建物の所有者につきましても相続が終わっていないで、現在、7名ほどの相続人がいるのではないかなというふうに思っております。また、これまで相続放棄の状況なども調査した経過もございまして、放棄はされていないのではないかなというふうに思っております。

そういったことから、所有者は存在するというので、複数の方に適正管理のお願いをするために連絡を取っている状況ではございますけれども、一部の方からは、自分には権利がないということで、なかなか応じていただけない。それから、実質的な相続人だろうという方に対しましても、いろいろな方法で連絡は取ったところでございますけれども、海外にいるのか、なかなか所在がつかめないという状況が続いております。

ただ、引き続き、根気強く、様々な方法で連絡を取れるようにして適正管理、もしくは、その先の解決に向けて進めていきますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 私が調べた中では、建物はその相続人本人の名義ではないかなというのは、調べた結果ですね。建物が数名いるというのは、ちょっと今回初耳だったんですが、土地は確かに数名おります。土地の地主の方とも、私は直接話をさせていただきました。

結論から言うと、土地の所有者になっている方は、「早く解決してほしい」と。「自分のものだという認識はないという考えである」ということでした。あくまでも、土地の名義人の方はもう亡くなっていて、その家



族の方と話をしたんですが、「自分たちのものという認識はないので、町でいろいろな考えがあるのであれば、全てお任せする」という意見でございました。「本人とは連絡が取れていない」と。「以前と変わらない状況だ」という答弁でございました。

町長、実は、私は5月に本人に会いに行こうかと思っています、海外に。そこで直接、こういう状況なんだけれども、どういうお考えですかと伺って、ある程度の解決策を見いだしてこようかなと思っています。というのも、先ほども言いましたが、前の一般質問で、本人のところに行って、担当課ないし役場の方が行って、話をしなければ解決にならないんじゃないですかということをおいましてですね。やはり状況は変わっていないということから、私は、今、頭の中にあるのは、5月に相続人である本人の下に行ってこようかなと。私一人で行ってもなんですから、町長が公務を空けて行くというのも不可能でしょうから、副町長でも一緒に行ってくればなという思いが、私はあります。

ぜひ、この問題、いつまでも放置するわけにはいきません。今回も雪が降って、かなり中の傷みは進んでいるのであらうと思われま。今まで幸いにけが人などが発生しなかったのがよかったなと。ただ、この状態をいつまでも置くということは、景観上も安全・安心で暮らせる町づくりにもならないのではないかと、私は思います。

ぜひ、町長、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、空き家対策には、本当に本町も大変、頭を痛めているところであります。

旧浅川座は、私も本当に1か月に1回、必ずあそこを通ります。中は、もうほとんどございませぬ。本当に、ほとんどないです。あれが道路なんかにいけば、本当にぱったり倒れるような状況であります。それにしても、通行人に危害がかからないように、まずは万全な対策を今しているところであります。どんな風が吹こうと、本当に通行人にかからないように、もう一度ネットの点検とか、今しているところであります。

あと、あの周りにカラコンが置いてあるのは知っていると思います。本当に、あれから内側に入れば、確かに危険でございます。ですから、万全な体制で職員とともにやっていきたいと思っております。

あと、その海外に行くというのは、今、もし町で、これを誰かが行くとなれば、空き家はたくさんございませぬ。そうすると、それも、行政が進んでやらなくちゃいけませんので、とにかく持ち主に対しては、今しつこく連絡を取っているところであります。いかんせん、危険でも落ちたものしか拾うことしかできません。中には、本当に入ることはできないんですよ、これは本当に不法侵入で捕まりますから。浅川座で、本当に持ち主の関係者に職員がえらく怒られているのを私は目の当たりにしておりますので、いかんせん、どっちにしても、皆さんとともに協力しながら、空き家対策、通行人に危害がないように、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町で把握している危険がある構造物は何件あるかという質問をしたんですけれども、数件あるというお答えでした。

これは、どういう意味なんですか、数件あるというのは。私は、何件あるんですかと聞いたんですよ。正確には把握していないということなんですか、これ。把握している件数、数字をきちんとお答えいただきたいと

思います。

それで、その把握というのは、どういうふうにして把握しているのか、1点目に関しては伺いたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、それに対する町の対応というのが、所有者に依頼をするとか、危険の表示をする、これは、何か先ほど、質問に出た浅川座のことを念頭に置いているような答弁でありましたけれども、私は、浅川座、前々から何度も質問しているんですけれども、それだけじゃなくて、その他の危険箇所についても、今回は、町内の危険な構造物ということで質問を出していますから、それに対して、それぞれ、町が把握している危険箇所について、それぞれどのような対応をなされているのか、改めて再質問で伺いたいというふうに思います。

それから、町の責任も問われることがあるというのは、これは、そうですね、浅川町も平成31年に浅川町の空き家対策の推進に関する条例というのを制定して、浅川町も空き家に対していろいろ関与できると、こういう権限を持たせるような条例を設置しましたので、これまでのような、私人の、個人の持ち物だから、町は関与できないということは、もう成り立たない。条例できちんと、町はこういう権限がありますよ、こういうことができますよということが決まりました。

その中には、応急代行措置ということで、必要最小限度の措置を、住民に危険が及ばないような措置を、町が独自に取ることができる。そして、その費用は、後で所有者に請求できる、こういう規定もあるんですよね。

ですから、その範囲では、やはり町は積極的に関わっていかないとならない、そういう責任があるということ、しっかり自覚をしていただきたいなというふうに思います。

その上で、先ほどの1点目と2点目について、改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 把握していないというのは、ご存じだと思いますが、何十年も住んでいない家がありました。私は、当然これ、空き家だと思っていて、私がこの持ち主とお話をしましたら、「空き家じゃない」と、「中に物も置いてあるし、年に数回は入っている」ということで怒られたことがあります。

それで、私、上に棒とかいろんなものがぶら下がっていますから、「これがもし、落ちたらどうするんですか」と、「危険ですよ」と、「落ちてけがしたら弁償しなくちゃいけないですよ」と言っていたら、2日後にその周りはきれいになっておりました。それで、近いうちに、そこは取り壊すと思っています。

それで、皆さんが空き家だと思っていたところが、やはり「年に1回入っているんだ」「物置にしているんだ」というふうに言われれば、件数は把握できません。

そういうことで、把握が、9番議員が恐らく三、四件あるだろうと思っていますが、恐らく危険なところは、それぐらいかなと思っていますが、ただ、もし、その壁が剥がれていても空き家ですよと言われて、もし持ち主に、「いや、違いますよ」と言われたら、空き家にならないと思っていますが、なお、私の答弁になっているかなっていないか分かりませんが、とにかく、そういうのには、我々行政は一生懸命対応しているつもりです。

あとは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

まずは、数件と答弁いたしました件数の把握の件でございますけれども、危険と思われるという表現も答弁でしております。

なかなか、その危険だという状況につきまして、詳しく診断するためには、ある程度建築士等による診断も必要であるとは思いますが、明らかに通常目視で見て、道路に近いところで建物が大分老朽化が進んでいて、壁や屋根などが落ちそうというふうに思われるということに関して、数件というお答えでありました。具体的には、三、四件程度はあるのではないかなというふうに思っております。

これは、あくまでも道路に面しているところという考えでございます。道路に面していないところであれば、もうちょっとあるのではないかなというふうにも考えております。

また、その三、四件という具体的な数字につきましては、これまで実際に落下があったとか、トタンの部分が飛んで、それを町職員が回収して、中にしまったとか、そういった実際の例があった件数、これは、そういった危険があるのではないかなというふうに思っております。

それから、浅川座以外につきましても、それが同様にあった件数を含めると、3件から4件程度あったところでございます。浅川座以外でも対応しているところではあります。

それから、空き家の対策の条例の応急代行措置の件でございますけれども、これに基づきましても、浅川座につきましても、応急代行措置ということで、取ってきたところであります。

これらの応急代行措置、空き家等の対策推進に関する条例、これ9条でございますけれども、この中には必要最小限度の措置ということになっておりますので、この条例に基づきまして、最小限な範囲で対応してきているという状況でございます。

以上です。

○9番（上野信直君） 議長、答弁漏れなんですけれども、その把握しているその危険構造物に対して、三、四件あるというんですけれども、それぞれに対して、どのような対応をしてきたのかの答弁がありませんでしたので、伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 大変失礼いたしました。

そういった例えば屋根の一部が落ちていますとかという通報があって、そういったものを片づけたりする場合には、その所有者の方に連絡を取ったりしまして、「今回こういうような形で片づけました。今後も、適正管理をお願いします」というようなことで、連絡がつく方につきましては連絡を取ったりしているところであります。

それから、今後なんですけれども、やはり町全体を見ましても、こういった空き家が増えていく状況でございますので、それが町内にいる方でしたら連絡がつくということではありますけれども、建物の所有者が町外に在住であるということになりますと、なかなかその方がこちらに来て確認する機会というのが少ない状況でありますので、例えば固定資産税の通知なんかに併せまして、建物の適正管理、それから定期的な点検をお願いするような形で準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、三、四件は把握していると。

2点目ですが、それぞれについて、所有者と連絡を取っていたり、必要であればいろんな措置を取っているという、こういうお話でありました。

私がこの間お聞きした屋根瓦の落ちそうな建物があるというのは、私、年中そこを通っていて気がつかなかったんです。ずっと高いんですよ。ずっと高いところの、教えられて、見上げたならば、確かにその瓦が落ちそうになっているように見えます。ですから、そういうところの把握を、積極的に町はしていかなくちやならないと思うんです。

それで、先ほどの空き家の対応条例には、情報提供を求めるという項目がありますよね。一応、町民の人は、いろんな情報は町に提供できると、こういう規定なんですけれども、逆さまに言えば、町は住民の方から様々な情報をもらうようにするよと、こういうことだと思うんですよね。ですが、それは町民の中にはなかなか周知されていないというふうに思います。

ですから、この情報提供は、やはり町民の皆さんに周知をして、町民の皆さんから様々な危険箇所を教えてもらう、そういう対応をひとつすべきだろうというふうに思います。それが1点目です。

それから、2点目のそういう危険箇所についての対応なんですけれども、これは別に空き家だけの問題じゃなくて、人が住んでいる建物でもあります。

空き家にそういう措置ができるということがあるんだから、もちろん人が住んでいれば、その人をお願いをしてやるというのも、これも積極的に取り組む必要があるだろうというふうに思います。

浅川座については、何度も質問をして、そして、トタンが飛ばないように、屋根にネットをかけてもらうというようなことをしていただきました。でも、今はもうほとんど屋根は落ちちゃって、反対側から見ると、側しか残っていないという状況です。荒化が進めば、恐らく道路側にあの側がぱたんと倒れる。最悪の事態はそういうことになるだろうというふうに思います。

そうならないような対応をぜひ取っていただきたい。困難な事例は確かにあると思いますので、そういう事例については、こういう町の条例もあるし、法律もあるんだから、町の顧問弁護士さんなんかと相談をして、町民に危険が及ばないような適切な対応を早期にとると、こういう姿勢が必要ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番最初に指摘した9番議員がいつも通っているところ、屋根の高いところ、これはもう数年前に持ち主ではありませんが、その長男の方に連絡はしております。確かに、玄関の上と東側の屋根が間違いなく落ちております。これは、たしか、私の記憶であれば、5番議員も、その一般質問はしていると思っております。それは、本当に大変これから厳しい状況になってくると思いますが、なお、その身内の方に連絡をしてやっていただきたいと思っております。

なお、本当に、町民に危険がかからないように、全力で頑張っていきます。

そのほかは、担当職員に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、適正管理につきまして、今、再質問がありましたので、空き家以外の方でもやはり建物の所有者の方が適正管理する義務が当然でございますので、空き家も含めまして、町内の方に建物の適正管理につきましては、周知をしていきたいと考えております。

それから、浅川座の件でございますけれども、これまでも弁護士などとは相談してまいりました。引き続き、弁護士の方とも再度相談しながら、何かいい方法はないかということで、相談はしていきたいと思っております。

また、土地の所有者と、それから建物の所有者が別ということもございまして、そちらのほうの関係もございまして、土地の所有者の方の協力もいただきながら、解決に向けて、いろいろと考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、3番、兼子長一君、（1）少子化と人口減少に対応したまちづくりについての質問を許します。

3番、兼子長一君。

〔3番 兼子長一君起立〕

○3番（兼子長一君） 少子化と人口減少に対応したまちづくりについて質問させていただきます。

人口減少は進むばかりであります。こうした状況においても、住民サービスは維持していかなければなりません。

今後のまちづくりについて、町長の見解をお伺いいたします。

1点目、浅川町の令和3年から令和5年までの1月1日現在の人口と前年対比及び自然動態、社会動態について伺います。

2点目、来て「あさかわ」住宅取得支援事業の現在までの申請状況について伺いをいたします。

3点目、移住支援金給付事業及び結婚新生活支援事業の現在までの申請状況について伺います。

4点目、交流人口や関係人口を増やすための地域資源を活用する事業実施の考えはあるのか、伺います。

5点目、人口減少に伴い、税収や上下水道料金の減収が見込まれる状況で、インフラの維持整備など、5年後、10年後に向けてのまちづくりについての考えをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1点目につきましては、令和3年1月1日現在の人口は6,248名で、前年対比98.53%、令和4年1月1日の人口は6,152名で、前年対比98.46%、令和5年1月1日の人口は5,984名で、前年対比97.27%となっております。

自然動態につきましては、死亡数が出生数を大きく上回っております。

社会動態についても、転出数が転入数を上回っており、この傾向は10年以上続いております。

2点目につきましては、来て「あさかわ」住宅取得支援事業の現在までの申請状況は、令和3年度が5件、令和4年度が4件です。全て県内からの移住となっております。

3点目につきましては、移住支援金給付事業の申請状況は、令和元年度から令和4年度の現在まで申請はご

ざいませぬ。

結婚新生活支援事業の申請状況は、令和3年度、令和4年度とも申請はございませんが、現在、相談が1件寄せられております。

4点目につきましては、令和5年度より県のサポート事業を活用しまして、移住・定住推進事業を実施いたします。新年度は下準備として、ガイドブックの作成や受け入れる側である町民向けの講演会やワークショップの開催を予定しております。

5点目につきましては、インフラの維持整備などは必要不可欠なものですので、先を見据えて、計画的に実施していく考えであります。

今後のまちづくりについては、企業の町内進出を支援し、子育て支援や福祉環境の充実にも取り組み、町民が住んでよかったと感じられるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 確かに、1点目の人口のこの今の動きを聞きますと、令和3年から令和5年まで、この僅か3年間で、もう200人近い人口が減っているという状況であります。

かつては、平成の時代ですと、平成28年とか29年、30年の頃は、1年間に人口が減っても、五、六十人、ちょっと多くても80人だったんですよ。これが令和になると、もう1年間に100人以上の人口が減ってってしまうという状況です。

なおかつ、その自然動態、死亡と出生、これも死亡が相当多いと。出生が少ない。社会動態についても転出が多い、転入は少ないと、この状況、町長答弁にあるように、10年以上こういう状況が続いているという状況であります。

これは、国もこれについていろいろな政策を打ち出して、人口減少を食い止めようとやっておるんですが、なかなか、これ、長期的なことなものですから、すぐにはこの結果は出ないと思います。

なので、この状況は、我が浅川町においても、この先当分、こういう人口減少という状況が続くんだろうと思います。

そこで、やはり、町として、それに対して政策はやっておりますが、人口が減ったなら減ったりの政策、まちづくりをこれからしていかなくちやならないんじゃないかなと思います。

それで、ちょっと通告はしていなかったのですが、参考までに、令和3年と4年の出生数、それから生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳までは、浅川町においてはどのようになっておるのか、資料があればお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目の来て「あさかわ」住宅取得支援事業の申請状況については、令和3年が5件、令和4年が4件ということで、住宅取得に対しての支援に対して利用されている方がいらっしゃるということで、これは効果があるのかなと思います。

3点目の移住支援金給付事業と結婚新生活支援事業、これがなかなか実績がないということで、これは周知等もあるんでしょうが、これらについては、今後も引き続き実施に向けて努力をしていただきたいと思います。

それから、4点目の交流人口と関係人口を増やすための地域資源の活用なんですけれども、当面ですと、サポート事業に取り組み、令和5年度からはガイドブックをつくるということで。ガイドブックというのは、こ

れはもう以前からやっている手法でして、やはり新しい、何か違う手を打つというのでも考えてみてはどうかかなと思います。

それから、5点目の人口減少に伴うその税収や上下水道料金の料金が減っていくという状況が考えられる中で、インフラの整備をどうしていくかということで、これは5年後、10年後の話になりますけれども、答弁にあったように企業誘致、それから既存企業に対する支援ということで答弁がありました。そういったものに対して、今後も努力を続けていただきたいなと思います。

そこで、私、昨年3月議会で、花火の里ニュータウンの分譲が進まないという中で、また一般質問の中で提案させていただいたんですが、若者、子育て世帯向けの住宅を町が建築して、そこに入居していただいて、20年以上住み続けていただければ、土地と建物を無償でおあげしますよという、そういう事業を展開してみてもどうですかという提案をして、その答弁が、町長は、前向きに担当課と検討したいという答弁でございました。ですので、そういう政策というんですか、これからはやっていかないと。いわゆるこの地域間競争ですから、今、どの市町村も人の取り合いですから。どうぞ、うちの町に来てください、村に来てください、こんな子育て事業があります、いろんな福祉のバックアップがあります、どこの市町村も今、やっているわけですね。そういった中で、その競争に負けないように、浅川町としてどうしていくかということをもう考え始める時期だし、遅いかもかもしれませんね。この効果が出るのは、やはり5年後、10年後だと思います。すぐ効果は出ないんですね。そういった点からも、ひとつ、これからのまちづくりについてお考えをいただきたいなと思います。

再度、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 令和3年、4年の出生数については、もし分かれば担当課のほうで、答弁させていただきます。

あと、2つ目のガイドブックの代わりに何かということではありますが、当然同じようなガイドブックでは前に進むことはできないと思っています。おっしゃるとおりだと思っています。

今後、本当に、ガイドブックに代わるような、あるいは、何か新しい施策ができれば、今後やっていきたいと思っています。

また、企業誘致ですか、3点目は、これ、企業誘致は、私が町長になってから本当に、このコロナ禍の中、いろいろなところに行っております。その成果が出たのか、皆さんご存じのとおり、ヤマト運輸が石川、あるいは、棚倉からみんな集まって浅川町にできます。これは恐らく6月から始まると思いますが、11月に完成すると。そうすると、40名以上の方がそこに雇用できるというお話を聞いておりますので、私は期待したいなと思っています。

あと、皆さんご存じのとおり、今、城山下のデイサービスが恐らく6月にはできるかなと思っていますので、そういうのも、今来ております。そしてまた、関東精工が終わりました。今、どこも関東精工が事業をしておりません。この関東精工の跡地に、今、いろんな面で私たちが一生懸命融地しているところでもあります。恐らく、近いうちに答えが出るとお思いますので、そういう企業誘致に関しては、皆さんの情報をいただきながら、もっともっと前に進めていきたいと思っています。

あと、最後、花火の里ニュータウンの分譲が進まない、大変申し訳ありません。本当に17年間1戸も売れて

おりません。これは、私の不徳の致すところであります。一生懸命に頑張っておりますが、なかなか売れておりません。

3番議員が言ったとおりに、本当に20年住めば、土地を無償であげるとか、本当、様々な今、検討をしているところであります。これがなかなかいい方向に進まなくて、いい話もできておりません。それには、やはりいろんなことが起こっておりますので、本当に、町で実行することがなかなかできないんです。いろんな方々の協力がなければできませんので、今、話を進めているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、3番議員の質問にお答えいたします。

令和3年と令和4年の出生者数ですが、令和3年につきましては23名、令和4年につきましては22名となっております。

また、15歳以上65歳未満の人口ですが、令和3年1月1日現在で3,476人、令和4年1月1日現在で3,364人となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 確かにこの政策、人口減少対策政策というのは、大変ハードルが高い政策だと思います。

これは、浅川町に限らず、先ほども言いましたが、日本全国の問題的な問題でありまして、政府もいろいろ事業を打ち出しておりますけれども、そういった中で、今後どういう状況で推移していくのか分かりませんが、ただ、浅川町としては、やはりきちんとそれに対応した方針、方向性を持ってまちづくりをしていくべきかなと思いますので、この質問をさせていただきました。

それから、花火の里ニュータウンの分譲、なかなか進みません。そういった中で私の提案でしたが、なかなかそれについても、いろんな困難な状況があるかと思えます。しかし、そこは町長のこの意気込みで、ぜひひとつ、突破していただきたいなと思えます。

それから、住民課長からお答えいただきました、令和3年と4年の出生者数、令和3年は23人、令和4年は22人ということで、浅川町で生まれる子供の数が、本当にこの今、こういう状況です。

根底には、結婚しないというのが一番の根底にあると思えます。やはりこの結婚しない、できない、様々な理由があって、この出生者数だと思います。こういった面においても、今後、町としても支援をいろいろしていただきたいなと思えます。

それから、生産年齢人口、15歳から64歳のいわゆる働き盛り、働く年齢、大変ですが、これらについても減少している状況だということですね。

こうなると、やはり税收、いわゆる個人町県民税、こういったものはやはりなかなか減少していく一方だと。それから、水道料や下水道料金、そういったものについても、今後、現状維持すら難しいという状況になるかと思えますので、こういったものに対する対応、様々ありますが、再度、町長の今後のこういった状況に対してのお考えをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。



○町長（江田文男君） ニュータウン分譲については、高いハードルがありますが、何が何でも令和5年度に、前進できればいいなと思っておりますので、とにかくこの高いハードルを越えていきたいと思っております。

あと、町の税収面とかいろいろございますが、とにかく職員と、そしてまた議員の皆さん、そして町民の皆さんとともに、まちづくりに関しては、意見を聞きながら、とにかく前進していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）物価高騰による学校給食献立の影響についての質問を許します。

3番、兼子長一君。

〔3番 兼子長一君起立〕

○3番（兼子長一君） 物価高騰による学校給食の献立の影響について質問させていただきます。

度重なる物価の値上げによりまして、栄養バランスの取れた給食を提供するため、献立には大変苦慮されていると思います。現在の状況についてお伺いをいたします。

1点目、こども園幼稚部、保育部、浅川小学校、浅川中学校の給食の提供数と1食当たりの単価はどうでしょうか、お伺いをいたします。

2点目、6月補正予算で給食費補助金を増額しましたが、年度末までの予算執行見込みと1食当たりの予算と献立のバランスはどのように工夫をされているのか、特に副食の内容などについて、どのようになっているのでしょうか。

それから、3点目、こども園保育部給食費についても、補正予算で増額をしましたが、その予算執行見込みについてお伺いをいたします。

それから、4点目、給食費の会計ですけれども、私会計、いわゆる私的な会計から公会計、町の一般会計と同じような公会計へ移行する考えはありますか。また、県内市町村の私会計と公会計の状況をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） こども園、学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、こども園の幼稚部が100食で1食当たり300円、保育部が53食で、おやつ代も含めて1食当たり375円、小学校が300食で1食当たり300円、中学校が155食で1食当たり340円となっております。

2点目につきましては、給食費の補助として、物価高騰相当分として約10%増と見込み、354万円の補正予算の計上をいたしました。学校給食会の食材価格の値上げがなかったことから、約5%から6%程度の上乗せになる見込みで、現在の1食当たりの単価ですと、こども園の幼稚部と小学校で300円が316円程度、中学校で340円が358円程度で見込んでおります。

献立におきましても、油関係の2回の値上げもありましたが、栄養バランスを確保した献立で、副食も含めた給食の提供ができています。

3点目につきましては、こども園の保育部につきましても、学校給食同様に約10%増と見込み、43万2,000円の補正予算の計上をいたしました。約6.5%、28万円ほどの支出を見込んでおります。

4点目につきましては、子育て支援の一つとして、令和5年度より給食費の全額補助を予定しております。

で、今後、私会計から公会計への移行について検討していきたいと考えております。

また、県内市町村の私会計と公会計の状況につきましては、令和4年度の共同調理場として運営する市町村の数値となりますが、41市町村中、私会計が19市町村、公会計が22市町村となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 1点目のこの給食の単価、1食当たり、こども園幼稚部と浅小では300円、中学校については340円という、本当にこの時代というか現状で、この1食当たりの単価でやっているという、現場の栄養士の先生、所長はじめ、調理員さんたちも大変な苦勞をして、毎日毎日この単価で収まるような給食を提供しているということで、大変敬意を表するものであります。

そういった中で、今、ますます、4月からまた各食品、食材の値上がりが予定されております。そういった中で、令和5年度のこの給食についても、全額補助、無償化になるとはいえ、材料については、やっていかなくちやならないものですから、そういった点で、さらに1食当たりの単価の設定と献立のバランス、これは大変だと思います。

特に、今、卵などは、今後も値上がりが想定されておりますが、その辺についての令和5年度学校教育給食無償化とその献立の関係、そういったものについて再度、お伺いをいたします。

それから、2点目、3点目の予算の執行状況は、分かりました。何とか、補正予算で組んだもので予算執行できるということでありましたので、それは分かりました。

それから、4点目の給食会計の質問ですが、給食費、令和5年度から全額補助ということで、教職員のみ給食費を徴収するということになるので、会計については、今後、公会計に移行するというので、これは分かりました。

それから、2月10日ですね、これは浅川町教育の日となっております。

その際に、浅川町で取れた漢方資材米、これを給食に提供していただいたそうであります。非常にいい取組でございます。地元の食材を給食で使うと、これは以前からやっておりましたが、この2月10日の漢方資材米、これは非常に明確に浅川町で取れたお米だよということで、直接生産者から農協を通じて、給食センターに納品をして提供をしたということで、こういう取組、食育の面からも非常にいい取組だと思いますので、今後もこういう浅川町で採れた野菜、米、あるいは養鶏場もあります。養豚をやっている農家もおりますので、そういったものの提供をお願いしたいなと思いますので、その辺について再度、お考えをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まず、1点目なんですが、令和5年度の給食費の単価ですが、やはり物価高騰、そういったものを踏まえまして、それぞれ10円ずつの値上げを予定してございます。

小学校の場合ですと300円が310円、中学校が340円が350円、幼稚部につきましては300円から310円ということで、それぞれ値上げを予定しているところでございます。

ただ、令和5年度から全額給食費の無償という形の対応を取りますので、実質の保護者の負担増はないような形で考えてございます。

それから、献立のバランスにつきましても、いろいろと栄養士さんが献立を考えた中で、やはり肉類、そういったものと単価が安い鶏肉をちょっと多めに使ったりとか、それから、野菜関係も安価に納入できるそういった時期、そういった部分も踏まえながら納品と、それから使用の調理の方法ですね、そういった部分も検討しながら、栄養バランスの取れた給食の献立をしながら、今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、2月10日、教育の日の漢方資材米の取組なんですけど、こちらのほうも、以前から議会のほうでも浅川町のブランド、そういったものの確立、そういったお話もございましたので、農政課といろいろとお話をさせていただき、漢方資材米を活用した合格祈願米の贈呈が12月に浅川中学校でございました。

その際に、漢方資材米を使った何かをできないかというようなお話をちょっとしましたところ、教育の日に、そういった形の提供もできるのではないかというようなお話をさせていただき、教育委員会と農政課、それから農協、それから生産部会の方と1月17日に打合せを行いまして、実際にそれでは、2月10日教育の日ということで、浅川町のその実際にブランド米として生産している漢方資材米、そういったものをPRするために、教育の日に合わせた形で、学校給食で提供しようという形を取りまして、今回そのような対応を取らせていただきました。

今後も、単価の面もございまして、そういった給食の提供の中で、浅川町産の地場産品ですね、そういったものを提供できるような形で検討していければいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 本当に今、答弁があったように、この物価高騰によって多少、1食当たりの単価は上げざるを得ないという、これは全くそのとおりだと思います。

そういった中で、現場の給食センター、そちらも大変な苦労だと思います。今後も子供たちへの栄養の取れた、バランスの取れた給食の提供ということで、お願いしたいと思います。

それから、地元産品の給食への活用についても、今後もこういう米だけに限らず、さらに進めていただきたいと思います。

以上、そういうお願いをして、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順5、5番、木田治喜君、（1）公共施設等総合管理計画と地方公会計の関連性についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

[5番 木田治喜君起立]

○5番(木田治喜君) 町の未来を構築する上で、非常に重要な問題点という認識から質問いたします。また、こういった総合管理計画と公会計は密接に関係していますので、併せて伺いたいと思います。

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでいる中、当町においても平成2年をピークに人口減少傾向が続いています。人口減少することにより税収が減り、高齢化により社会保障費の支出が増える要因となるとともに、現状の行政サービスの水準の維持も厳しくなります。とりわけ、公共施設の維持管理への影響は多大なものがあると考慮されます。統一的な基準において算定される公会計によって、有形固定資産減価償却率に注目が集まり、公共施設等の老朽化を含めた将来負担の相対的な位置づけが見える化してきました。

町の未来図をどのように描くか、公共施設の更新、メンテナンス等の見通しなしには語れないことは承知されていると思いますが、公共施設等総合管理計画及び改訂版、それから新地方公会計について、何点か伺います。

1点目に、平成28年策定公共施設等総合管理計画と令和4年改定の主な見直しの事項、改定されていると思うんですが、その際の見直し事項を何点か伺います。

2点目に、公共施設の中で主要施設である公民館、町民体育館、町民グラウンド、武道館の稼働率を伺います。また、これらについては、コロナ禍ということでイレギュラー期間もあったと思われそうですが、直近でもいいですし、コロナ禍以前の稼働率でも結構ですので、そういった率が出ているかというようなことでお伺いいたします。

3点目に、地方公会計と新地方公会計との大きな相違点、代表的な相違点を簡単にご説明願います。

4点目に、新地方公会計における当町の公共施設の有形固定資産減価償却率について、平成29年度以降の推移について伺います。これは、公にもなっている率だと思いますので、改めて率をお伺いいたします。

5点目に、公共施設等個別施設計画の策定状況及び公共施設更新順位の町の方向性について伺います。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。答弁が長くなりますが、よろしく願いいたします。

1点目につきましては、平成30年2月に公共施設等総合管理計画策定指針が改定され、令和2年度に個別施設計画である公共施設長寿命化計画及び学校施設長寿命化計画を策定したため、令和3年度末に浅川町公共施設等総合管理計画を改定したものです。

2点目につきましては、施設それぞれの利用可能日を分母とし、利用のあった日を分子として算定した場合の数値となりますが、令和4年度の上半期で中央公民館が90%、町民体育館が58%、町民グラウンドが46%、武道館が92%の稼働率となっております。

3点目につきましては、取引における発生主義と原因、結果を記録する簿記の2つと認識しております。

4点目につきましては、インフラ施設を除く有形固定資産減価償却率は、平成29年度は61.3%、平成30年度は62.9%、令和元年度は64.9%、令和2年度は67.1%、令和3年度は69.3%と推移しております。

5点目の個別施設計画の策定状況につきましては、先ほど申し上げた公共施設長寿命化計画及び学校施設長寿命化計画のほか、橋梁、公営住宅、公共下水道は策定しております。

公共施設の更新順位につきましては、現在進行中の中学校の次には小学校と考えておりますが、その後の方

向性については、各層各位のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

1点目について、私のほうと考えていたのとちょっと違ったんですけども、県のほうでもこの見直しを行ったというふうに聞いています。項目としては対策の実績、前に対策したものの実績だとか、それから有形固定資産減価償却率の推移だとか維持管理費、それから対策の効果額、地方公会計、特に固定資産台帳の活用等々が見直し事項として県のほうでは出されたというふうに聞いています。

その中に、維持管理費の項目について、今後20年間の建物施設の維持管理更新等に係る経費を事後保全型と、それから予防保全型で算出しているとも聞いております。

効果としては、予防保全が事後保全より経費12%減になったと、県のほうでは公表されています。当町では、どのような形で算出し、公共施設だけの効果額率40年間ぐらいでどのぐらいあるのか、もし手元に資料があるんでしたらば、そちらの率を効果額のほうをお知らせいただきたいというふうに思います。

なおかつ、公共施設の管理に関する基本方針がその中にも組み込まれていると思うんですが、こちらがお分かりになるんでしたらば、そちらの公共施設の基本方針をお知らせ願いたいと思います。

2点目につきましては、稼働率は非常に重要で、施設が使用されていなくても維持管理費はかかります。稼働率を上げる工夫が大事だということだと思いますし、一つの機能にとらわれず、より多くの人が利用しやすい施設にしていくことが、いわゆる一施設から多機能施設ということが大切となってきます。

そのような中で、先ほども町長さんの答弁にもありました中学校建設が進められています。ご存じのとおり、学校は公共施設の中の約4割を占めると言われています。これは、大体どこの地方自治体においても、公共施設の約4割ぐらいが学校施設に関わるんじゃないかというふうに言われています。学校施設等の建設に当たっては占有率からも、将来の学校の在り方や学校施設の有効活用を考えることは、町にとって非常に重要であるというふうに思います。特に、ほかの施設との複合化が全国的に認識されています。学校が学習の場としてではなく、世代間の交流の場や地域コミュニティの拠点施設としての役割も期待されています。ただし、今回も新聞紙上等でありますセキュリティの問題が非常にそこに大きく絡みますので、単なる複合化というわけにもいかないんだろうというふうには考えています。ただ、学校施設自体の建設には相当額かかる、稼働率から見れば低い数字と聞きます。単純に稼働率を図らないところもありますが、財政的にも厳しい状況である現状からも、稼働率アップを図りながら有効に使用することが費用対効果の面でも非常に重要じゃないかということです。

参考までに、先ほど武道館だったり公民館だの稼働率はお伺いしました。では、学校の基本稼働率はどうなっているかということなんですが、基本稼働率はどのぐらいというふうに認識していますか、伺います。

それから、公共施設を新しく造るから賢く使うということで、量から質への重視への発想の転換が大切だということに思っています。その意味でも、多分菅野議員ですか、欠席されていますが、一般質問の中にもあったと思うんですが、里小、山小の有効利用について、場を改めてただしたいと思いますけれども、こちらの有効利用も急務であるというふうに私も認識しています。

それから、3点目、4点目に関しては、関連があります。新地方公会計は、町長さんから回答がありました

ように、発生主義と複式簿記の取り入れです。ではなぜ、現金主義と単式簿記のみの管理では問題があるのかということになりますけれども、現金主義と単式簿記のみでは、現金以外の保有資産状況は増減が分かりにくいんだということが一つあります。それから、積み上がった負債もなかなか見えてこない。それから将来的な負担額が不明瞭、設備や事業に投資した施設に関してお金を支払ったという事実しか分からないということがネックでした。そういう意味でも、いわゆるその財政のストック情報、いわゆる資産と負債、こちらのストック情報や減価償却、それから引当金勘定などのコストが把握しづらいという問題で、新地方公会計に移行しているんだということだと思います。

それで、公共施設のマネジメントも、そういったもので活用できるんじゃないかということです。大事なのは、いわゆる固定資産台帳の整備だということになるかと思います。それで、今、減価償却の率については、町長さんからありました。公共施設の有形固定資産減価償却率、一般的には30%から50%とされています。なぜそういうふうになっていくかというと、古い建物だと償却率が上がっていきます。新しいものが入ってくると、また、その償却の平均が下がります。じゃ、公共投資をどのぐらいしているかという率の目安になるんだということだと思います。ちなみに県は56%です。これは令和元年ですか、多分。県は56%です。それから、当町の令和元年度で64.9というのも大きいんですけども、併せて一番先に回答いただきました令和3年で69.3ということは7割です。もう償却7割終わっているんだということだと思います。近隣市町村で言えば、古殿町が62.2、それから棚倉が58.7、鮫川が55.7、矢吹町が52.8というふうに公表されています。そういう意味からすると、我が浅川町の令和元年でいうところの64.9、それから3年度における69.何がしというのは非常に高い数値だというふうに私は思っていますが、その69.何がしの数値について、町はどのように考察されているか、こちらのご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私のほうから、旧里小、山小の跡地はどのようにするのか。前回もこれはお話ししたかもしれませんが、今、私はじめ担当課でいるんなところにアプローチしております。それで、この議会が終われば1件、山小、里小を見学する業者が来ております。そういう関係で、まだ具体的な先のことは言えませんが、ただ、あのままにしておくのはもったいないですから、本当に今あちこち営業しているのは事実でございます。それで、今回どのような形で見てもらうのか、議会終わってからかな、たしか担当課が説明すると思っております。後は、学校関係とかその他のあれは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、2点目の学校の稼働率についてお答えいたします。

こちらのほう、ちょっと中学校のほうの参考の資料になります。開放している日ではなくて、学校の授業関係で使ったという稼働率での算定になりますが、令和4年度2月末時点、182日間で集計した場合なんですけど、音楽室の場合ですと90%、理科室の場合ですと72%、美術室ですと93%、家庭科室ですと54%、調理室ですと5%、技術室ですと13%、コンピューター室で28%、図書室が85%、体育館につきましては、休日、長期休業、そういった部分の65日間も含めまして95%、プールにつきましては25%といった形での集計をしたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私のほうから、1点目の維持管理更新等に係る経費の関係でございますが、令和3年度末に改定しました公共施設等総合管理計画の中に公共施設等の年間更新費用の従来型でやった場合と長寿命化型での記述がございます。従来型につきましては年当たり10.4億円、それから長寿命化型につきましては9.1億円の年間の更新費用がかかると見込まれるということになってございます。

従来型につきましては、過去の充当費用を維持管理費を実際に支払った6億とすると、約4.4億円の不足が生じる、長寿命化型ですと8.8億円の充当費用があったので約0.3億円の差がありましたけれども、ほぼ同等となるというところでございます。

それから、今後の公共施設等に関する基本方針でございますが、総合管理計画の中でも記述がありますが、1つとしては供給量の適正化を推進する。2つ目が既存施設の有効活用、それから、3つ目として効率的な管理運営を推進するということが基本方針でございます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 最後のご質問のところ、有形固定資産減価償却率の推移に関する見解についてのご質問をいただいたところですが、実質浅川町につきましては、直近ですと、いわゆる保育所と幼稚園を廃止してこども園を新しく新設したと。それ以降大きな公共施設のいわゆる更新とか改修というところをしてきておりませんので、その結果、老朽化が進んでいると。それが、まさに69%という比較的高い数値に表れているのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 公共施設の基本方針についてはそのとおりだというふうに思っています。

これ、非常に大事なことが書いてありまして、供給量の適正化を推進する、それから既存施設の有効活用というものが基本方針の2番目にあります。これは先ほど来から町長さんが言われた里小、山小についてもそういった該当するんだろうと。日々努力されていることは重々評価しますし、その辺の努力は大変なものがあるんだろうというふうには考えていますけれども、ただ、先ほどありました公共施設の効果額、これは見直し後の話なので私が認識しているのとちょっと違ったんですが、これからの40年間でどのぐらいかかるんだというところにちょっと書いてあるんですが、従来型だと218.8億円、年間でいうと5.47億円、それから長寿命化で167.2億円の4.18億円、効果額51.5億円のマイナスになると。それで1年当たりで1.28億円で効果率23.3%というふうな表示をされていると思ったんですが、私のほうも再度調べますけれども、総務のほうでももう一度調べていただければ助かります。ただ、県のほうで出したのが12%という数字に対して浅川町は23.5%になりますよと、効果額は、というふうに私は認識しているんですが、もし間違いがあったら申し訳ないので、その辺は後で訂正させていただきますが、その辺のちょっと調査をお願いしたいというふうに思っています。

それから、学校の基本稼働率ですから、ここの音楽室がどのぐらいとか、体育館がどうという認識は私は持っていなかったんです。学校そのものの基本稼働率を計算するというのは、ある程度決まっています、どの学校でもそういった形で使っているんだと思いますが、月10か月、春休み、冬休みだとか夏休みありますので、月10か月、それからそれで80%、週5日間、月曜日から金曜日、それから1日7時間、これは個々に学校

によって違うのかもしれませんが、そういった計算方法でやると1.0掛ける0.8掛ける0.7掛ける0.3、合わせて0.168、約16.8%、これが多分、日本の小学校とか中学校とかの特にですけれども、学校の基本稼働率というふうに言われているんじゃないでしょうか。これもちょっと確認願えればというふうに思っています。多分17%とか23%とか、多くても23とか、東京都心あたりでいくと、コミュニティーでいろんなところで使っていますのでもっと稼働率は上がるんだらうと思いますが、大体は17%から23、24、25、このぐらいまでの稼働率だと。だからこそ、公共施設の中でも中学校の建設にはよくよくの注意が必要ですよということになるんだらうというふうに思っています。

私は、先ほどの2点目の質問のときにちょっと聞き忘れたんですが、先ほどから固定資産台帳の償却率だとか言っていますけれども、固定資産台帳の整備、これはどういうふうになっているか、これも併せて伺いたいなというふうに思っています。

それで、公共施設の管理運営、分析等々に新地方公会計が密接に関わるという共有認識として再確認したくて、今回の質問をさせていただきました。学校建設においても、設置者は学校施設複合化を考慮しつつ教職員、生徒、保護者、地域住民などの関係者の意見を取り入れながら財政事情に合った建設をぜひお願いしたいと、これはもう中学校建設で教育長さんはじめ教育課の方々、いろいろご苦労なさりながら今の形になってきているんだと思いますが、こういったもろもろの教職員、それから生徒、保護者、地域住民などの意見、特に地域住民の意見は今後20年、30年、40年、50年、60年と使うに当たっては、周りの人たちの意見も取り入れるのが重要だらうというふうに思っています。

それで、当町には浅川町公共施設等総合管理計画改訂版には重要なことが明記されています。これは、非常に重要なんですが、明記されています。公共施設の情報管理は当該施設の管理運営を行う各担当課がそれぞれ行っているが、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図ることが必要だというふうに明記されています。現状どうなっているか、これも伺います。

また、民間活力の活用体制の構築の項目に、町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPP、PFIの導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。これも明記されています。これで検討された事案があるかどうか、これもお尋ねしたいと思います。

また、直近で言えば、学校建設、これも以前お聞きしたことがあると思います。学校建設の検討の中では、国庫補助等も従来型も同様であるけれども、PFIの導入が机上にのったかどうか、机の上に乗ったのかわるか、今となつてはPFIはないということを認識していますけれども、そういったいろんな情報を基に、そういったものが机上に乗ったのかわるのかも併せて伺います。

公共施設について何点が伺ってきました。10年後、25年後の未来のために、今できることをちゅうちょなく実行することが将来も必要な公共サービスを受けられることになると思いますが、これを併せて、総合的に公共施設とそれから地方公会計における固定資産台帳の整備、それから今後の公共施設の在り方、そういったものに対して町長のご見解を聞いて終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。



○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

まず、学校から答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） PPPとPFI関係の検討の関係につきましては、さきに議員さんからお話あったとおり、従来型という形の発注、そういったことで検討をしていたところでございます。議員さんからそういったお話をいただきましたので、内部のほうではそういった案もあるんだよというようなことで、一度検討はしております。今後の発注形態に、そういったものを十分に参考にしながら検討していければというふうに思っておりますが、今回の中学校につきましては従来方式を進めたいというような結論になってございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私のほうから、的を射た回答になるかどうかちょっとあれですが、まず固定資産台帳でございます。町のほうでは、財務諸表について平成29年度から本格的に作成しておりますので、固定資産台帳については作成しているところでございます。そちらにつきましても、公会計の新しいシステムのほうで管理しているわけで、情報の一元化、共有につきましては、公会計のほうのシステムの入力のほうについては、各担当課にはなっておりますが、情報の一元化、公会計のシステム上では一元化とはなっておりますが、担当とすればちょっとその取扱いの仕方についての統一感が、今後必要ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一番最後に、総合的に公共施設とかどういうふうに考えているかということは、財政状況を考えながら、計画的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 木田議員からおたしありました町内の検討状況であるとか、あとはPPP、PFIの関係でございますが、現在のところ、基本的には中学校建設をしっかりと進めていくということが主になっておりますので、いわゆる定期的に町の公共施設の更新等に関する議論とか会議を持って定期的に行っているというところは現在のところございませんが、今後の中学校整備が終わりましたら、その後、小学校、さらには役場庁舎であるとか、引き続き整備が必要な施設が控えておりますので、そういったところが具体的に計画を進めていかなきゃいけない段階になりましたら、またしっかりと庁内で検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

あと、PPP等につきましては、現在のところ、具体的な話であるとか、検討というところまでは至っておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に……

〔「一つだけいいですか」の声あり〕

○議長（水野秀一君） はい。木田議員。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

先ほど一つだけ言いました基本稼働率だけ、ぜひお願いしたいと思うのですが、後で分かりましたら、学校のですね、それをお願いしたいと思います。

それで、今、いろんなご説明をいただきまして、承知しました。それで、一つは、やっぱりこの公共施設等総合管理計画改訂版、非常に重要なことが書いてあったりしていますので、ぜひとも先ほどの情報の一元化とか、これは、そういったものを組み合わせながら、それから財政的に問題があると町長さんからご見解いただきましたので、その財政的な問題を打破するためにも、ぜひともPFI、こちらのほうだとかPPPを利用して、そういったいわゆる外に、町を外れたところのものを取り込んで何か事業を起こすというようなことをぜひやっていただければ、例えば予算が30だの40という中でも、もっと大きな事業がそこからできるんじゃないかと、発展するんじゃないかというふうに私は考えていますので、ぜひとも今お願いしたところを検討していただいて、町発展のためお願いしたいというふうに思っています。すみません、長くなりました。

○議長（水野秀一君） 木田議員、その学校の稼働率は、この議会中にですか。

○5番（木田治喜君） いいえ、お時間のあるところで、お忙しいでしょうから、構いません。ただ、すぐ5秒ぐらいで出ると思いますんで。多分、出していると思います。教育課長さん、持っていると思います、私は。

○議長（水野秀一君） 最終日でもよろしいですか。

○5番（木田治喜君） はい、だから、後で結構です。

○議長（水野秀一君） 最終日に出すような形で。

○5番（木田治喜君） はい、結構です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）浅川町第5次振興計画後期基本計画の商工業・教育関係進捗状況についての質問を許します。5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） こちらも1問目の公共施設等々に関わりがあって、大変重複した形の中での質問でお許し願いたいと思うんですが、当町の将来像、先ほど所信のところ、冒頭町長さんからもいろいろあるありまして、当町の将来像は暮らしやすさ、新たな活力、人と人とのつながりをまちづくりの3つのキーワードとして振興計画が作成されていることは承知しています。令和3年3月に第5次振興計画後期基本計画が作成されて2年が経過、併せて第2期総合戦略が3年経過した中で、重点プロジェクトの進捗状況を企画商工課新設で市民の関心度の高い商工業関係及び環境変化が多岐亡羊感、多岐亡羊というのはいろんな道があって、そこに羊を追い込むような形のことを言うんですが、多岐亡羊感がある学校教育を中心に伺います。

商工業については、特に小規模小売店が大店法の規制緩和等々への変化、購買力の流出、高齢化の進行が買物弱者の増加等で地元小売店が疲弊している現状があります。また、学校教育については、グローバル化や急速な情報化など社会の変化に合わせて、コロナの問題が拍車をかけ、将来の変化を予測するのが大変困難な時代に入っていると思われ、子供たちが社会の変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に積極的に参画するための資質、スキルを確実に取得することが求められています。そういう求められている今の子供たちだと思ふ反面、教員の業務負担の軽減は喫緊の課題です。それらの状況を鑑みて5点

ほど伺います。

1点目に、平成28年以降の町内商工業事業所数の推移及び商工会会員数の推移をお伺いします。

2点目に、商工業の振興に対する具体的施策として、商工会との連携とあります。既存連携、花火だったりいろんなことで商品券だとかで連携はしているんでしょうけれども、既存の連携以外の新規連携実績、もしあればお伺いします。

3点目に、商工会との連携という点で喫緊の課題である買物弱者救済に有効な移動販売事業への新たな関わり、これはいろんな方が同僚議員も質問しているとおり、農協、それから商工会、それから町、三位一体となって進めている事業だというふうに私は認識していますので、その中で移動販売事業への新たな関わり、商工会との関わりがあればお知らせいただきたいというふうに思っています。

それから、これは働き方改革のところに関連した質問なんですが、4点目に、小・中学校における校務支援システムによる働き方改革の実績について、数値をもって伺います。教員の皆様方の環境が変化したがために、このシステムを入れたことによって、どのように変化したんだということを表す数値があれば、ぜひお伺いしたいというふうに思っています。

それから、5点目に、図書館司書と小・中学校連携の実績、これは重点項目にも書いてあります。小・中学校と連携するんだと。図書館の司書と連携するんだと。その実績及び保・幼・小・中の連携強化のための、これも私何回かこの一般質問でさせていただいていますが、今度の中学校建設においても、そういった小・中学校の連携を強化するために、同じ敷地内云々の構想ができるんだと思います。ただ、それが実現するかしないかは今後のいろんな制約もありますし、今後の検討課題だということは承知していますが、その連携強化のために、今回、会議の開催がどのような開催数になっているか、こちらの5点ほどお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この答弁はかなり長くなります。本当に真剣に真剣に考えた答えですから、ぜひよく聞いていただきたいと思います。

1点目につきましては、町内商工業者数と商工会会員数をお答えいたします。

平成28年度は事業者数297件、会員数211件、平成29年度は事業者数293件、会員数207件、平成30年度は事業者数286件、会員数200件、令和元年度は事業者数287件、会員数201件、令和2年度は事業者数280件、会員数195件、令和3年度は事業者数282件、会員数193件、令和4年度は事業者数282件、会員数194件となっております。

2点目につきましては、特に商工会と連携した事業としましては、創業支援事業がございます。

石川管内の5町村と5商工会の共同で国に創業支援等事業計画を申請し、認定を受けて実施しております。この計画は5年計画であり、平成28年度から令和2年度までを第1期として、現在は令和3年度から令和7年度までの第2期の2年目であります。

特定創業支援として、創業希望者などへ経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につくように創業スクールを開催し、支援を行っております。この特定創業支援を受けた創業者は、町村から証明書を発行されることで、国・県の補助金が活用できます。

浅川町においては、創業スクールの受講者が毎年、数名おり、そのほとんどがうまく創業につながっている

状況です。令和4年度の受講修了者2名も、2名とも創業に至っております。

3点目につきましては、商工会長においては移動販売を展開しております元気あさかわ夢工房の理事となっておりますので、商工会でも法人の運営全般において、指導や助言をいただいております。

これまで、また、これからも移動販売の充実や強化について指導、助言をいただきますが、現在のところ、特に新たな関わりというものはございません。

4点目、5点目につきましては、教育関係ですので教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

4点目につきましては、教職員に行ったアンケート調査の結果を申し上げます。小・中学校の教職員数を合わせた数で算出しています。

まず、利用頻度で申し上げます。校務支援システムを利用している教職員のうち、34.3%が毎日利用していると答えています。これらの教職員も含め、週1回以上利用している教職員は80%になります。

次に、利用している機能についてですが、職種によって利用する機能は異なりますが、一番多いのは学級担任としての機能が74.3%、次に教科担当としての機能が45.3%と多く、児童・生徒への教育活動と密接に関連する職務において利用が多いことが分かります。

次に、校務支援システムの導入により負担が軽減された業務についてです。最も多かったのが出席簿で82.9%の教職員から「負担が軽減された」と回答がありました。次に、指導要録が62.9%、成績入力60%、通知表が54.3%となっております。

最後に、「働き方改革に役立っているか」と聞いたところ、「大いに役立っている」、または、「役立っている」と回答した教職員は88.5%でした。以上のことから、校務支援システムの導入により、教職員の多忙化解消に一定の効果があったと言えるかと思えます。

5点目につきましては、本年度は町立図書館に司書の有資格者を配置していないために、行っておりません。また、こども園、小学校、中学校教職員の連携のための会議と回数につきましては、次のとおりです。

町特別支援連絡協議会における情報交換と協議2回、町連合PTAによる長期休業前の生徒指導推進会議2回、町連合PTAによる教育懇談会1回、町教育協議会における学力向上のための講演会1回、それから、3月に行われますが、こども園、小学校による新入児童の情報交換と引き継ぎ1回、小学校、中学校による新入生徒の情報交換と引き継ぎ、これが1回。

以上、教職員による連携は、計8回となります。

なお、このほか、毎月1回、定例のこども園長、小・中学校長による会議を行っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

1問目、2問目、そうですね、調査していただいて明確な回答いただきました。ありがとうございます。

それで、浅川町中小企業、それから小規模企業振興基本条例第4条、5条において、「町は振興に関する施策を講じることと、その責務を負っています」というふうに明記されています。紛れもなく町は責任があるこ

とは冒頭に申し上げなくてはなりません、1点目の推移については了解いたしました。

石川郡内でも石川方部商工会広域連携協議会が存在いたします。これは皆さんがご承知のとおりだと思うんですが、5つの商工会が横の連絡をもって運営されているのは承知していますが、その職員数から言えば、石川町7名の玉川村4名、平田村3名、古殿町3名、浅川町5名の職員で平成29年の資料にてと報告がありました。このような中で連携されているというふうに思っています。

ただ、その中で、その人口、世帯数で当町と近い玉川村の令和2年度の資料によれば、令和2年ですので、人口6,398人、商工業者数328、会員数208とあります。それでいくと、先ほど町長さんからお知らせになったように300ですから、会社の数というか商工業者さんの数は玉川村のほうが若干多いのかもしれませんが、商工会会員数からすれば、そんなに遜色はないんだというふうに思っています。それで、会員数208ということなので組織率62.5%となっています。

また、行政からの補助金が、それもちょっと出ていたんですけども、平成29年度が700万円、30年が760万、令和元年も同額、2年度については565万というふうになっています。ちなみに当町は令和2年度680、3年度同額、4年度860万とあります。多い少ないいろいろあるのかもしれませんが、体制的に同じような体制なので、このぐらいの中で、先ほど町長さんからも答弁ありましたとおり、どのような関わりをするかによって、大分この辺も違ってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そもそも商工会活動の基本原則は営利を目的にしない、これはもうご存じのとおり、特定の個人や団体の利益のために活動しない、それから、特定の政党のために活動しないなどが上げられますが、いわゆる損得抜きで活動していただいているのが商工会というふうな認識を私は持っていますし、それに対する期待も非常に大ききところがあるんだろうなと、町の活性化のためにはどうしても外せない団体というふうに私は思っています。ぜひとも、今後、発展していただくことを願うところなんですけど、そういう意味でもより緊密な連携が、町といわゆる行政と商工会との連携が必要かというふうに思っています。

それで、再度質問なんですけど、商工会とは定期的に連絡会議等、行政の町のほうでは、特に新しくできた商工課におかれては、こういった連絡会議等を実施しているのか伺います。

それから、先ほど町長さんからもありました夢工房の移動販売事業は、買物弱者の高齢者の方々から大変期待されている事業だというふうに認識しております。町としてはどのような課題があると思っているか、認識しているか、また、商工会、JAとの三者間での協議会は、何回ぐらい開催したのか、これも分かる範囲でいいので、そちらもお知らせ願いたいというふうに思います。

それで、特にこの連絡会議、その他、それよりもいわゆるどこに課題があって、いまいち皆さんに周知徹底されなくて、売上げ等も伸びなくて大変な思いをしているのかなという、どこに課題があるのか、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

それから、4点目、5点目につきましては、振興計画総合戦略に明記されている内容です。令和2年度より導入運用された校務支援システムですね、導入され、年間の予算額が約600万計上されていると承知しています。働き方改革の趣旨で導入されましたが、そもそも導入メリットの一つとして教員の業務負担の軽減と教育の質の向上、2つに浅川町内小中2校がありますが校務の統一化、3つに校務情報化によるコスト削減、4つに情報社会におけるセキュリティー対策等々あると認識しています。先ほど使っているパーセンテージをお知

らせ願いましたけれども、成績、出欠管理等の教務系のほかに、健康診断票等の保健系、指導要録等の学籍系、それから学校事務系の機能を有し、有効に使用すれば相当な戦力になるシステムと私も考えます。

参考までに確認いたしますが、当町の校務支援システムは、私が先ほども申し上げたのは統合型校務支援システムだと思っておりますが、町のはそれでよかったのでしょうか、お知らせください。

統合型校務システムの導入効果としてある自治体では、1人の教員が超過勤務を年間200時間削減できたという報告が上がっています。ぜひ、即有効なので活用願いたいというふうに思っています。

5点目の保・幼・小中の連携強化においては、一般の中学校建設工事も重要なファクターとして承知していますので、相当数、連絡会議も含めて連携を強化しているということなので、ぜひともこれを継続していただいて、その辺をつなげていていただきたいなというふうに思います。

何点か再質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最後の4点、5点は教育長に答弁させていただきます。

まずは最初の1番目、商工会なくては町の発展はないと思っております。今後とも商工会と緊密な連携を図って、商店街あるいは町の花火、あるいは様々な行事をやっていきたくと思っております。

また、2点目のマルシェは、まずは今のところ移動販売が主でございます。今、移動販売は本当はかなり繁盛しております。ところが、なかなか品物が思うように集まらないのが現状だと思っております。本当にこれからますます移動販売を普及させるためには、その品物をいかに調達できるかが問題だと思っております。

また、JAと商工会と本町と三者で連携しておりますが、やはりJAさんの協力がなければ、マルシェもなかなか大変だと思っております。それで、年に1回は三者会議はやっておりますが、思うようにいかないのが現実であります。

今後いかにマルシェをもうけさせるか、従業員を雇うにはどのようにするのか、まず、私は第1弾として今回は吉田富三博士の企画展、あれで物産販売を行いました。それが、マルシェを通して功を奏して物すごい売上げがございました。やはりやって正解かなと思っております。そしてまた、第2弾がやっぱり農業関係であります。これも3月10日東京の日本橋のミデッテに行ってきます。それで、今後マルシェを通して第2弾、第3弾、第4弾とやって、何とかマルシェを立て直したいなと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

町内の学校で使用しておりますシステムは統合型校務支援システムとなります。

また、連携会議につきましては、今後も継続してまいりたい、さらに充実するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、補足説明いたします。

商工会との会議ですが、何か事業をやる際には必ず会議は行っております。そのほか、週に1回程度は必ず私が商工会に行く、局長がこちらに来る等で必ず情報共有、連携はいたしております。

また、移動販売、夢工房の件ですか、こちらの三者間の公式な会議としましては1度開催しております。そのほか、その都度集まりまして、何かあるたびに話し合っている状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

ぜひ、商工会とのあれは、いろんな情報を共有するということが非常に大事で、多分、若い職員さんも含めていろんなアイデアをお持ちだと思うんですね。ただ、表に出てこなかったり、それが実現しなかったりというのは、るるあると思うんですけども、非常に浅川町の職員さんの方たちはいろんなアイデアがあるんだと思います。それで、先ほど町長さんからも出ました吉田富三記念館、私も行ってまいりました。非常に盛況でいいあれだったなと思って、私どもも少ないんですが購入させていただいて食べました。おいしかったです。

ああいった盛況なことで皆さん役場の職員さん方はじめ、一生懸命頑張る姿を見ていると、捨てたもんじゃないぞと。いろんなことが発展できるんじゃないかというのを強くしたところであるんですが、先ほど一つ問題点として、夢工房の中の仕入れルートが非常に困るんだというお話がありましたけれども、これこそが多分、商工会、JAとの連携の肝だと思うんですね。何のためにこれを三者でやっているんだというところの肝は、売るのは一般消費者に対して売りますから、仕入れの部分をしっかり確立させれば、これは流通的にはサプライじゃないんですけども一貫性があるということになります。ただ、最初の入り口のところでつまずいちゃうと、後ろはどうしてもぐちゃっとなると、これは当たり前のことだと思います。

ある意味、利益追求型ではないので何とも言えないところがあるんですが、しっかりとした自前でできるぐらいのところまで持っていただければ、存在価値がますます深まるというふうになるんじゃないかなという思いがありますので、ぜひともその辺のところを、いわゆる何のために三者で連携するんだというところをもう一回原点に立ち返って、仕入れルートのところはしっかり農協さんにも相談しながら、それから商工会の方にも相談しながらやっていただければなというふうに思っています。

それで、現状の商店街は、一般的に来客数の減少、それから店主の高齢化、空き店舗の増加、これは浅川町にも見られます。後継者不足、様々な課題に直面していると思います。我が町も、もう他山の石じゃなくなっちゃっているんですが、ライフスタイルの変化だとか郊外の商業施設等々により環境が大きく変わって活力を失っています。夜7時ぐらいになると、もうほとんどの店は当然開いていないですし、街路灯はあるんですけども、何となく暗く感じるというのは私だけじゃないんだらうなというふうに思っています。商店街の地域商業集積のエリアであるとともに、地域コミュニティーの拠点として役割を担っています。商店街を元気にすることは地域コミュニティーの再生、地域の魅力向上にもつながりますので、ぜひともそのところを町のほうとしても支援をお願いしたいということです。

それで、その中で行政の果たす役割も非常に大きいということで、商店街の諸問題解決は地域住民の暮らしを支える町にとっても有益です。これは、商店街が活性化されれば町全体が活性化されるということにもつながりますから、ぜひお願いしたいのと、さっき言いましたように、地域コミュニティーを支える商店街や小売事業者への支援を国・県と協調しながら積極的に行うべきと考えます。ただ、いわゆる振興計画でもそんなですけども、机上の上に文言で活性化をするよ、それから発展するためにこうするよという文言だけじゃな

くて、横の連携を強化していただきたいというふうに思っていますので、ぜひともその総合的な町の見解を最後にお伺いしたいんですけれども、先ほど来からもちょっと回答がありました。連携のための会議をやっていますよということなので、いわゆる具体策の問題点を持ってお互いに集まって、お互いに話し合う、こんな情報があるよという情報も、そのとき伝える、何か問題意識を持ちながら会議をやっていただければ、もっと効果的になるんじゃないかなというふうに私は個人的に思います。

それで、先ほど学校教育について、お答えをいただきました。一番今、問題になっているのは中一ギャップなんて言われていますが、一番は小一のプロブレムと言いまして、幼稚園から小学校に入るとき、これが今非常に深刻だというふうに聞き及んでいます。今までは黙って座っていた、自由気ままにやっていた生徒さんが、急に45分間椅子に座って先生の話の聞くということに対して耐えられないという子供が多く出ているというふうにも聞き及んでいます。時間になっても集まらないとか、いろんなことがあるみたいなので、今後こういつたことで学級崩壊も起こりかねないということが言われていますので、この辺を行政としても幼・小の接続不足、先ほどお伺ったら相当連携強化しているという話を聞いていますので、これから今後についても教育長さんのほうからこういうふうにやっていきたいんだというようなことがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。すみません。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5番議員が本当に言っているとおりです。

町の発展は、やっぱり商店街が発展しなければ町の発展はないと思っております。それで、議員が言ったとおりに若手の台頭が本当に必要です。若いアイデアが必要だと思っております。私はこれから若い人が出てくることを望んでおりますし、期待しております。

それと、商工会、J Aと緊密な連携をしながら、まずは活性化に向けて頑張っていきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 議員さんおっしゃいましたように、小一プロブレム、中一ギャップ、これは全国的な課題となっております。一つの実践事例ですけれども、こども園のほうで2年前よりコーディネーショントレーニングというのを始めたんですね。これによりまして集中力が少しずつ高まってきているのかなという、ですから、小学校に入学したときに椅子に座ってられないとかという、そういう問題、課題の解消につながればいいのかなというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）町の防犯体制（防犯カメラ設置）についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） すみません、長くなりました。簡単に説明いただきたいと思うんですが、令和4年第4回9月の定例会にて同趣旨の質問をさせていただきました。

全国で窃盗事件が多発する状況で防犯カメラ、防犯灯関係の内容でしたが、それから半年が経過した中で、全国14都道府県で強盗事件が五十数件発生していることが明るみに出てきました。同様な事件が福島まで広がりを見せている現状を顧みて、多くの町民が不安を増しているとの思いと、各家庭を含めて町全体での防犯体



制強化は急務であるとの認識から伺います。今回は防犯灯じゃなく、防犯カメラに特化してお伺いしたいと思います。

1点に、防犯体制組織、以前もちょっとお伺いしたことあるんですが、町にある防犯協会等の、こういった団体、こういった団体あるんだよということと、そういったものの概略とその団体の役割についてちょっと伺います。

それから2点目に、防犯体制の中心的ツールである防犯カメラの令和4年度の設置実績及び今後の設置予定、今のところ分かる範囲で結構ですので、お伺いします。

それから3点に、防犯カメラ設置運用ガイドライン策定状況はどのようになっているか伺います。

4点目に、今後の防犯に対する町構想について、具体的に町構想についてお伺いします。

以上、4点お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、町の防犯体制組織として浅川町防犯協会がございまして。

犯罪のない明るい社会を建設することを理想とし、相互共助の精神を持って犯罪を未然に防止するとともに、民警一体となり治安の確保に努力することを目的に、昭和51年6月に発足しました。会長は町長で、主な役員は町議会正副議長、消防団長、防犯連絡責任者会長、各金融機関の代表者、婦人会長、行政区長会長、商工会長、連合PTA会長、副町長、教育長となっております。

2点目の令和4年度に設置した施設は、中央公民館、保健センター、役場庁舎です。今後の設置予定は、中学校については新校舎に設置予定です。

3点目につきましては、運用基準を設置施設ごとに定め、令和5年3月1日から施行しております。

4点目につきましては、第5次振興計画に基づき、関係機関・団体との連携をより一層強化し、町民の防犯意識の高揚や自主的地域安全活動の促進、犯罪の起こりにくい環境の整備に努めてまいります。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

まず、今の回答からなんですが、今、防犯協会、町防犯連絡責任者会とか町防犯指導隊とか、これは別であるんですよね。多分ね、組織として、防犯協会だけじゃなく。その辺のところも話をお伺いしたかったんですけども、防犯対策については第5次振興計画基本計画及び実施計画に明記されていることは周知のとおりですけれども、防犯関係の実施計画事業では、行政区からの要望があった箇所に防犯灯を設置、修繕事業として令和5年までの3年間で336万円となっております。後期基本計画上でも防犯意識の高揚、防犯施設等の整備とありますが、それも防犯灯の設置、LED化が明記されているだけです。冒頭でも言いましたが、昨今の凶悪犯罪に対して若干希薄かなという感じはします。防犯体制のところには振興計画、実施計画の中に防犯灯の設置、それからLED化が明記されているだけでということで、この防犯対策の構想の中にはもう少しあるんじゃないかなというふうには私は考えていますけれども、町はどういうふうには思っているかお伺いします。

それから、防犯体制組織の概略や役目については了解いたしました。ただ、先ほど言いましたように、もう一つあるんじゃないかなというふうには思ったので、もう2つですか、組織としては、そちらのほうがもし分かればお知らせ願いたいと思います。

それから、町は浅川町防犯推進に関する条例をご存じでしょうかということなんです。これを若干、前も  
ある方にはお知らせしたと思うんですが、平成9年6月25日公布の条例の認識はあったでしょうか。浅川町防  
犯推進に関する条例、その中の第6条に浅川町防犯推進協議会を設置することになっています。この団体は存  
在するのでしょうか。それとも、それが防犯協会になっちゃっているのでしょうか。この協議会は設置されて  
いるのかどうか、それとも別名称で存在するのか、これをお知らせ願いたい。これ多分、委員は12名以内、任  
期は2年、防犯意識高揚と防犯活動推進に努める協議会というふうに明記されています。こちらの団体はある  
のかどうか、お知らせください。

それから、3点目、防犯カメラ設置運用ガイドラインについては、9月の定例会のとき総務課長より年内に  
策定とありましたので、令和5年1月にできたということなので、先ほどできているという話がありますので、  
ぜひとも我々議員の中にもちょっとガイドラインを開示していただきたいというふうに思っていますので、  
後で事務局のほうで計らってもらいと助かります。ぜひとも、これ大事なところなので、どんどん意識的には  
防犯カメラ等々を設置されますけれども、その運用のガイドラインなしでは後でトラブルの基ですので、まず  
は防犯カメラ設置前にこのガイドラインをつくっておかないと、私はまずいんじゃないかなというふうに思っ  
ています。

それで、ある町民からの話なんです。個人個人でセンサーライトとかの設置や防犯カメラの設置、ホーム  
セキュリティの契約等々を考えているんだけど、今物騒だからいろんなことを考えているんだけど、  
まずは町がどのような体制、防犯カメラ、防犯灯設置のように、年間でこれだけつける、これだけLED化す  
るとかというのは決まっていますけれども、防犯カメラを含めた設置構想についてはなかなか見えにくいと  
ころがあるんだと。まずはそれを見せてもらわないと、個人個人のところにまで波及しませんよというよ  
うなことを言われました。防犯に関する条例でも、住民個人が防犯上必要な措置を講じることを規定して  
いますが、既定上はですよ、していますが、行政の責任として最低限の防犯対策は必要かというふう  
に考えています。

ぜひ、不特定多数の出入りの施設に限らない構想を検討していただきたいというふうに思っていますし、  
先日、警察関係の方とちょっとお話しさせていただきましたら、やっぱりいろんなところに警察絡みで防犯  
カメラ設置するのは非常に難しいんだと。特に国道なんかでも設置するのは非常に難しいんですよ  
と。何か事故が起こらないと防犯カメラは設置できないという、これは警察は物事が起こってから動  
きますから、当然そういうふうな形になるんだろうと思いますが、その前にやることは町のほうで  
やらなきゃならないんじゃないのかなというふうに思っています。

いわきの事件以来、我が身に置き換える方が増えています。高齢者の独り住まいの方には、特に不安を感じ  
ていると思いますが、町として高齢者向けにそういった何か対策を考えていますか。これもお聞きしたいとい  
うことも思いますし、また、住民の意識がどんなものかアンケートを取って防犯カメラの設置を進めるのも一  
案かなというふうに思っています。この辺もちょっとお伺いします。

それから、前回も若干ご紹介いたしましたが、内閣地方創生SDGs官民連携プラットフォーム参画要請を  
受けて、一般社団法人の日本セキュリティ振興協会と防災・防犯自販機協会が展開するみんなで防犯プロジェ  
クトで、防犯カメラを負担金ゼロで設置することができます。負担金ゼロで。これは既に60の地方自治体がこ  
れに加入して、どんどん防犯カメラが今設置されている状況です。先ほども同僚議員からも話がありまして、

城山に自販機あれば便利だねというようなことがありました。設置できるかできないかは別としても、そういったところの自販機のところに防犯カメラを設置できるんですよ。これ運営管理費とか設置費用全部、このみんなで防犯プロジェクト、いわゆるSDGsの官民プラットフォームですね、その中でやってくれるというようなことがありますので、ぜひそういうのが、城山の今度トイレも新しくなりました。その中で、こういった防犯カメラ、トイレなんか壊されたり汚されたりしたら困りますから、運用上の問題もいろいろあるかと思えますけれども、そういったものを検討の課題も一つじゃないかなというふうに思えますので、町の見解をお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 細かくありますので、担当課より、まずは説明をさせていただきます。

一番最後の城山の自動販売機という話になりましたが、本当に間もなく城山のトイレが男子トイレ、女子トイレ、そして多目的トイレという3つのトイレができます。そして、自動販売機は置けるか置けないかは、これは後で担当課より県のほうに調べさせていただきます。もし、可能であれば、本当に検討する材料かなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、防犯体制組織でございますけれども、今ほど申し上げました、町長答弁にありました防犯協会は昭和51年でございます。それから、防犯連絡責任者会という組織ございますが、基本的には警察署所管でございます。町のほうにも関与、もちろん連携は取っておりますが、そういう団体がございます。浅川町防犯推進に関する条例、議員さんお示しいただきました平成9年6月に条例が施行されております。現在、この組織、防犯推進協議会につきましては、実際のところ、委員を委嘱していない状況で、現在のところは休眠状態になっているところでございます。

それから、防犯カメラのガイドライン等につきましては、町の役場庁舎でございますが、ようやく2月末をもって設置完了したところで3月1日から運用開始としております。これに併せまして基本となる運用基準を作成しまして、各施設ごとに運用基準を制定しておるところでございます。

最後のこの町の防犯カメラのその構想等につきましては、前回の質問でも補助制度とかにつきまして、検討してまいりますということとどまっておりますが、今後も、今般の凶悪事件等も考慮しますと、いろいろ考えていかなければならない問題ではないかというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません、長くなりました。

そうすると、再度なんですけれども、この協議会というのは、平成9年6月25日に制定されてから一度もないということではよろしいのでしょうか。それとも、あったんだけど今は休眠しているんだということなのでしょうか。そこによって大分違うと思うんですが、それが分かればお知らせください。

ぜひ、こういった条例等で決めたことに対しては、いろんな諸般の理由、事情あると思うんですが、いいと思って条例つくっているんでしょから、そういったところの、これ肝ですよ、第6条は、多分、この中でも。その第6条の中に明記されている協議会が一度も発足していないんだと。確かに防犯を目的として設置された団体の代表者、それから学識経験者、その他防犯に関し識見のある人、それから、町の区域を管轄する警察署の署員ということになっています、委員のメンバーは。それは必要だからつくったんでしょから、ぜひともその辺のところの、当初からないのかどうかお知らせ願いたいと思うんですが。

あと、特に凶悪犯が今言ったように増えていますので、ぜひとも高齢者等に対しての、そういった何か起こってからでは遅いというようなことで、ぜひともいろんな避難の方法だとか、それから最寄りの派出所、警察署の連絡方法とか、そういった個々の家庭でやれることがあるんだと思いますので、そういった啓蒙活動を町中心にぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

それから、これ参考です。参考に、静岡県に防犯カメラを設置して、静岡県内で1,200件、1,300件ぐらい前年より減ったというようなことで、過去最少だというような実績も防犯カメラの設置によってありますので、ぜひともそういうような形でお願いしたいというふうに思っています。

ただ、犯罪弱者と呼ばれる女性だとか、それから高齢者だとか、子供だとかの24時間、365日見回りするというのは、これ非常に難しいんだというふうに思いますので、ぜひとも浅川町の安全・安心な町づくりを進める上で、地域の目となる防犯カメラを設置して、犯罪行為を未然に防止するという観点からも積極的に設置、運用をお願いしたいと、もうこれしかないんだと。いろんなドライブレコーダー等で動いていますので、それで防犯カメラの代わりになるんだというのものもあるし、スイッチを切ったらそれでダウンしちゃうのものもあるし、四六時中見ているものもあるし、いろんな車があるかと思いますが、ぜひともその運用、仕様のあれが違うので、防犯カメラの設置を積極的に町のほうとしてもやっていただきたいなというふうに思っていますので、最後に町のご見解をお伺いして終わります。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 様々なご意見をいただきました。ありがとうございます。

特に、高齢者に関しては、本当にもう一度見直して、町のほうでできることは進んでやっていきたいと思っております。そして、防犯カメラがあるから町民が安心・安全で住みよい町づくりをつくっていくように前進していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私から、防犯推進協議会の件でございますが、こちらちょっと、平成9年でございます。条例をつくるからにはもちろん当時、こういう組織をつくって活動したものと、ちょっと書類が残っておりませんので確認できませんが、条例をつくりましたので、当時は活動していたものと推測されます。ただ、このメンバーを見ますと、実際のところ、その防犯協会と同じような内容になってしまって、結果的には自然消滅というわけではないんですけれども、そういうふうにして吸収されてしまったのかなというふうな推測でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、6番、岡部宗寿君、（1）即身仏は、町・県・国の文化財指定になれ

ないのかの質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 即身仏は、町・県・国の文化財指定になれないのか。この質問は、以前にもいたしまして、即身仏は仏像などではなく人間の遺体なので文化財の指定を受けることはできないとのことでした。そういったことがあるために、国や自治体からの補助金を得ることができないでおります。各護持会とか寺院にとっては維持コストが負担となっている、また無形民俗文化財としての指定も困難であるために、そのため即身仏の状態を維持し後世に伝えていくためには、これから多くの人に訪れてもらって、その価値を理解する人を増やしていかなければならないと思います。そのために小貫は町から歩いて行けないんです。即身仏を巡る観光タクシーとかシャトルバスなどの整備に少しでも行政の支援を期待したいと思います。それらを踏まえて3点ほど伺います。

1つ、入定石棺、棺並びに宥貞法印行状記は、町指定文化財にはなっているんですが、お棺とかそういう書類はなっている、でも、ミイラさん宥貞様だけはなっていないのは、前に聞いて分かりました。でも、なっていないんですが、町での違う意味での支援はできないのか、あれば伺いたいと思います。

あと、2問目、町で出しているパンフレットです。こういったものです。これが、文章の中で漢字が抜けているのと、町史以外の文献を見ると、年号の違いがあるということが分かりました。それはどういうふうになっているのかも伺いたいと思います。

3番目には、前にもこれ町長とも話ししました。町観光につなげる話合いはやっているのかという、この3点、難しくないので軽くお願いいたします、町長。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（3）貴重な即身仏を町活性化につなげる取り組みの現状はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町はこれまで、貴重な即身仏を町の活性化につなげるための取り組みを進めたいとしてきました。人口減少対策として町外から定住者を迎えたい我が町としては、首都圏の人など浅川町を知らない人に、まず浅川町という町があることに気づいてもらうことが必要ですが、即身仏はそこに大きな力を発揮してくれるだろうと私は期待をしております。ぜひ、即身仏を活性化につなげる取組を強く進めていただきたい。こういう観点から3点伺いたいと思います。

1点目ですが、現在の取組の状況はどうなっているのか伺います。

2点目ですが、新年度はどのような取組をするのか伺います。

3点目ですが、即身仏を町活性化につなげることは簡単なことではなく、実際にはなかなか難しいというのが、この間の感触かと思えます。しかし、困難な課題は何か、このことを整理をし、それをどう克服するかを考えてこそ道は開けるんだと思えます。そこで、何が課題になっているのか、お考えを、認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、6番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、文化財関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

2点目につきましては、古い文献や史料などについては、様々な説や解説される方の解釈や捉え方によって、内容が若干違ってくこともあります。今後、パンフレットを印刷する際に、「諸説あります」との一文を入れておきたいと考えております。また、明らかな誤字や脱字があった場合は、印刷の際に随時、修正していきたいと考えております。

3点目につきましては、保存会の会長さんと話合いをしており、即身仏を使ったお土産品などの開発や販売の了承、薬師堂内への町や富三記念館のパンフレット設置、魔除け花火などのサンプル設置をお願いしております。拝観に来られた方が、即身仏だけでなく、浅川町そのものに興味を持っていただけるような体制をつくっていききたいと考えております。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、6番議員にもお答えいたしました。保存会の会長さんと話合いをしており、即身仏を使ったお土産品などの開発や販売の了承、薬師堂内への町や富三記念館のパンフレット設置、魔除け花火などのサンプル設置をお願いしております。

2点目につきましては、新年度は、ただいま1点目でお答えした内容を保存会や地元の方の了承をいただいた上で取り組む予定です。また、主要道路への案内看板の設置を予定しており、バスの待機所も新年度には整備完了する予定です。

貴重な即身仏ですので、それをきっかけに浅川町そのものに興味を持っていただけるよう、私もトップセールスで広くPRを続けていきたいと考えております。

3点目につきましては、即身仏は地元の保存会の皆さんが管理しております。拝観の際も保存会の方々が案内しており、拝観希望者が事前に連絡し、日時などを予約する形を取っております。しかし、保存会の方々もおのおのお仕事を持っており、常時対応することは不可能であります。本人が対応できない場合は、ご家族の方が電話対応や案内をしておりますが、全員不在ということもありえ、連絡がつかないこともございます。また、事前予約なしに直接拝観希望者が訪れた場合、薬師堂の扉にも連絡先が掲示されておりますが、急なことで誰も連絡がつかない、対応できないということもありえます。一般的な観光地のように案内所や料金所があり、誰かが常駐して、いつでも拝観でき、その他の浅川町の見どころなどをお勧めできればよいのですが、それも難しく、やはりいつでも拝観できるという状況でないことは課題であると認識しております。

○議長（水野秀一君） ここで岡部議員、ちょっと通告の内容と若干聞いていることが違っているような感じするんですが、教育長の答弁。

〔発言する声あり〕

○議長（水野秀一君） 町の支援は受けられるかという、その辺、教育長の答弁。

〔発言する声あり〕

○議長（水野秀一君） この岡部君の通告の内容で、教育長の答弁で、そういうことでよろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 1点目のご質問ですが、即身仏は仏像などの物ではなく、人間の遺体としての扱いとなりますので、文化財として指定を受けることはできません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1点目、前置きで言ったじゃないですか、前にも言ってもう話聞いていたんですけど、でもこれ私しゃべっているのは、町長が前に言ったときに何か町でできるものあるんだったら考えておきますと前にちょこっと言ったものですから、それは付随で言うだけです、すみません。それは、今分かりました、指定にはならないと。今、もう一度詳しく言いますが、これからやっぱり町独自の何か観光をもし目的にするのであれば、町で何か独自の補助を考えなければできないんじゃないかということで、シャトルバスとかタクシー、そういった助成ができればということで言ったわけです。

あと、2番目の町長も分かったように、字も抜けていたとかそういうの、あと文献が違う、やっぱり最後に一言、町長言ったように、文献によってはこういうのも違うんだという何かもう一言あれば、誰にも言われなくて済むと、そういうことだと思います。

あと、3点目も前にも言ったんですよね、これ。即身仏を町観光に結ぶ案、以前、例えば、鈴のついたお守りとか、あとは浅川産の米を使ったクッキーを作るとか、煎餅を作るとか、そういったものの開発ということで一応申し上げたんですが、実は、浅川町にはそういった開発するには企画商工課とかそういうので調べたんですが、ないんですよ、町長。ないんですけども、その中に一つだけあったのは、浅川町地域おこし協力隊設置要綱の第2条の②で、地場産品、特産品の開発及び販売システムづくりに係る活動というのがあるんですね。それしか、まずなかったんです。それを付随にやるしかないのかなと思ったけれども、今回、町でもそういった地域おこし隊のやつでちょっと予算計上していますが、実質これ来ないんだよね、浅川町は来ないということで、ちょっと難しいから、この辺もちょっと聞きたいなということもありました。

それと、1点目のそれは分かりました。あと2点目も町長が言ったとおり、例えばという話で、最後に文献を一言入れればいいなということで。

3点目の観光なんです、今回町長、JR東日本が本県を重点販売地域にと今年の9月から11月にキャンペーンをするということらしいですよ。これは、福島民報新聞にちょっと出ていました。それは、JR東日本は県や市町村が掘り起こした観光資源を旅行商品づくりに生かすということなんですよ。ということは、水郡線活性化事業という形で、これは今、只見線の話が出ていましたけれども、水郡線活性化事業において、浅川町には駅から連絡すれば、例えばさっきの即身仏までのところの行き帰りの観光事業とか、そういったものにつなげられるんじゃないかと思うんですよ、町長。これぜひ、さっき実は副町長にもちらっと言ったんですが、これをちょっと調べてもらって、もし、こういったものが使えれば、町長、最高じゃないですか、城山、日本一のトイレできるんですよ、間もなく。これを利用して、ぜひ吉田富三のところに行って、それでミイラを見て、ついでにちょっと山の中ですけれども、七人坊主という石でできた石苔仏があるんです、これどうですかと、これをアピールしないというのはないんじゃないですか。企画商工課もぜひこういったものやっってください。いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 6番議員が言っている、全くそのとおりなんです。本当に今、浅川町は地雷火花火、吉田富三記念館、即身仏とか、いいものがいっぱいあります。ほかにないものがあります。私はそれでいろんなところにPRしているのが、今ようやく5年目であります。今本当に、日本全国から吉田富三記念館の特別展を見に来ていますよ。そしてまた、即身仏、これもかなりの人が来ていますよ、名簿を見てください。北海道から沖縄まで本当に来ております。上野の博物館で展示して以来、本当にお客さん来ております。

ただ、9番議員が言っているとおりに、なかなか連絡しないと開けてくれないんです。この前もそうありますが、遠くから来ているのに即身仏を見せることができなかつたんです。それが、教育長も悔やんでいました。連絡つかなかつたんです。本当に残念であります。そして、記念館と城山を拝見していったら、電話来ました。大変すばらしいところだと。これで、即身仏見れば本当にすごかつたんじゃないですかね。だから、それは今本当に勉強というか、いろいろやっているとこです。必ずいい芽が出ますから、もうしばらくお待ちください。必ずいい結果が出ますから。一生懸命やりますから、ぜひ、見ていてください。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 最後に、町長、悪いことばかりじゃないんですよ。今みたいに怒ることばかりでなく、このグーグルをちょっと開いたら、こういうこともあつたんです。2022年3月14日ですが、ちょうど今からちょっと過ぎた頃だと思うんですが、1人の方が来て、この電話のところに電話をかけたらしいです。女の方が出て、お待ちください、あと少ししたら、5分ぐらいしたら男の人が来たと。軽トラックか何かで来て、丁寧に鍵を開けて中を見せてくれたんだと。そのときに、文面ですよ。「コロナ禍に揺らぐ今、この地に再び勇気と希望をもたらしてくれることでしょうか、とても穏やかなるその表情に万感の思いでそっと手を合わせました」と。これ、私ぐつときちゃつたんですね。こういう人もいるんです。私らは何百人来ようが、何千人来ようが、たった1人の方がこれだけの思いをしてくれた、宥貞さんに。それを分かってもらいたいなど。

今日も本当は、これ分かっていながら、教育長、質問しなくちゃならないこの切なさもあつたんですが、こういうことをぜひ広めてもらって、なおかつそこが行政と、あそこを維持管理している人らの間の仕事だと思うんで、今後、今言ったように、町長、もしその人が2か所も電話が入って、例えば企画商工課だとか、そういうところの電話番号を書いていけば、そこから誰々に連絡して行きますからという、そういった何かの連絡網、しっかりやればもっといいです。

あとは、やっぱり日本一の便所ができるんですから、これを基に、先ほど言いましたけれども、町長、頑張りましょう。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にぜひ力を貸していただければと思います。

それと先ほど言うのを忘れてましたが、水郡線の活性化ですね。水郡線も浅川町はいいところなんです、弘法山とかあつて写真撮りに来ています。城山は、今本当に早朝からかなりの人が来ているのはご存じだと思います。それで今、私も昨年水郡線にも活性化に力を入れております。皆様のご要望のとおり、連絡いただければ駅の中に広報だよりとか議会だよりを置いておきますから、ぜひ皆さんと共にやっていきましょう。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私が子供の頃は、何年に一遍か御開帳になって、小貫のミイラって恐ろしいものだとい



うふうなイメージで育ちました。でも今は全く違うんですね。本当に関係者の皆さんのご協力あるいはご努力で全国から人がわざわざ浅川町に来る、そういうものに立派になってきたと思います。周りの環境整備、あるいは来た方を満足させる、そういうための取組というのも少しずつは、これは進んでいるのは間違いないということで、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思うんですけども、やっぱり一番のネックは見たいときに見られない、これが一番、とりわけ今の若い人たちはスピード感のある生活をしていますから、車でぱーっと来て見られない、どこかに電話して待っている、こういうのはなかなか容易ではない。見られない、だから、ここをクリアする。

それから、もう一つ、やっぱり来たからには何か記念になるいいものを持って帰りたい、来た記憶を持って帰りたい、あるいは知り合いの人にお裾分けするものを持って帰りたい、こういうものもあると思うんですね。だから、記念品とか、宥貞法印にちなんだ食品とかお土産とか、そういうものを開発していく、こういうことがやはりこれからは必要だろうというふうに思います。そういうものをどうやって実現するのか、これは将来的には人が常駐できるようにするためにはどうしたらいいだろう、そういうことをやはりもう真剣に検討すべき時期だと思うんですよ。この即身仏の話が出てからも結構たちますからね、何年も。その間、幸いにも国立博物館で展示をされるという名誉なこともありましたし、全国に知られるようになりましたので、そういうものがあるんですから、それらを力にして、ぜひこの2つの課題、常にいつ行っても見られるようにするにはどうするか、それから、見た人が記念にいろいろ思い出を持って帰れるような品物をいかにして整えていくか、このことに力を注いでいくべきではないかなというふうに思うんですけども、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、誠に残念であります。先ほど言ったとおりに、本当にすぐに見られない、これが私も悔しい思いをしております。

しつこいようですが、特別展をしたときにも本当に教育長に何とかならないのかと言われてまして、本当に見られなかった何人もの方がいるんです、本当のことを言って。本当に残念でなりません。これは早急に、駄目だ、駄目だとは言っておられませんので、何とか検討していきたいと思っております。

また、お土産品、記念品、これは本当に今、開発中です。もう2年かかっています。でも、ある程度、今できております。ですから、もう少しお待ちください。必ずできますので。そしてまた、皆さん方のご協力もよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そういうふうにこの即身仏を持っていくためには、今までどおり素人が集まって検討を積み重ねていく、あるいは、ほかの先進地を視察をして勉強してみんなで進めていくという方法もあるでしょうし、もう一つは思い切ってそういう専門家の力を、多少お金はかかるかもしれないけれども、そういう専門家の力を借りるという方法もあるんだろうというふうに思います。それは、やはりよくよく検討していただきたいなというふうに思うんです。その点について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にいい町づくりのために、いろいろと検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）中学校建設についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

[6番 岡部宗寿君起立]

○6番（岡部宗寿君） 中学校建設についてお伺いします。

これから少子化で子供が減って、全国では小・中・高の空き教室が出て使われない教室は物入れになったり、閉鎖したりしております。今、我が町で進めている中学校建設はどうか、教育委員会では鉄筋コンクリート3階建てにするようですが、大きさは今の中学校の倍ぐらいの規模だと思います。今の校舎にもう一つ足したぐらいだと思いますが、それを踏まえ、3点ほど伺います。

1つ目、小室源四郎基金を崩して、ヨシ子夫婦記念ホールは必要か伺います。

2つ目、これまで議会や検討委員会での話合いで出されたんですが、意見は無駄だったのか伺います。

3番目、最後にあと10年後、20年後の中学校の生徒数はどうなっているのか。その頃は少子化が進まず、生徒が増えていくと思われるのか、町長の見解を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係でありますので教育長に答弁させますが、3点目の少子化は進まず、生徒数は増えていくと思われるのかにつきましては、本町のみならず全国的に少子化の波を抑えることは厳しく、児童・生徒数も減っていくとは思いますが、定住・移住促進のため、子育て支援、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。とにかく、少子化にならないよう一生懸命私が先頭になってやっていきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

その他につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、まず、財源につきましては、ご遺族及び関係者の学校建設への深いご理解と善意による基金の活用となります。

物価高騰の折、学校建設予算の一部として基金より繰り入れできますことに感謝を申し上げたいと思います。

おただしのありました、このホールの必要性につきましては、本来の目的は音楽室と会議室になります。どの学校にも設置されております、生徒が授業で使う音楽室と、先生方が使う会議室になっており、これは必要不可欠なものであります。会議室と音楽室は可動間仕切りで仕切られており、必要に応じて両方を合わせた面積の広いホールとして利用することもできます。

2点目につきましては、議会及び検討委員会でお出されましたご意見等につきましては、福島県建築設計協同組合及び株式会社邑建築事務所とも十分に協議しております。様々なご意見を総合的に判断して、現在に至っております。

3点目につきましては、10年後、令和15年度の中学校の生徒見込み数としては、現在の出生数から推計した場合、令和15年度入学の1学年が28名、令和14年度入学の2学年が31名、令和13年度入学の3学年が33名の計92名となる予定で、令和5年度の中学校生徒見込み数が168名でありますので、10年後は76名の減となる見込みであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1問目は、源四郎夫妻のお金は1億円を切り崩して音楽室と会議室に使うと。前に、全員協議会か何かで私たちが聞いたのには、町長はここは音楽室にも使うし、町民の集まりとか憩いの場なんかにも使えるんだと。そして、いざ災害があったときに災害の避難所とかにして使ったらいいんじゃないかという話もしています。ただ、そこがちょっと無理があるかなというのは、教育長も分かると思いますが、中学校というのは一般の方、普通、そこに中学校に行ってから簡単に入って、そこを使わせてくださいとか、ここを憩いの場にさせてください、憩いの場だから休ませてくださいということを今できないじゃないですか、学校関係は。これは、ちょっと無理があったかなというのが分かります。

それと、2番の検討委員会とかどうのこうの話、何人もの同僚議員がこの学校問題で今まで質問してきました。でも、我々は今までの質問内容をずっと検討してきたんですが、教育長、残念ですけども、我々は最初からの話をずっとしていると、一番最初から支援機構か何かに頼んだときも3階建てだったんですね、あの子の話が。そして、そこから全然覆らなくて、今時もう3階建て、大丈夫ですかという話になって、我々は2階建てのところを見てきたのに何で3階建てのなんだという、何かあの辺からぐしゃぐしゃに折り曲げられてきたような面もありました。だから、あの頃から議会で何を言っても、あのままだったんじゃないかなと思うんですが、それがちょっと残念ですね。

それに付随して、今、町長が言った3番の10年後、私ら議会では10年後は、じゃ1クラスになっちゃうんじゃないですかとか、そういう話して、今、町長に見解を聞いたら、いや、全国的には厳しいが、減っていくのは分かるんだが、我が町は少子化対策を考えて人を増やす、その意気込みは分かりました。ただ、今言うように、今は2クラスですよ、でも教育長、あと10年過ぎればもう1クラスなわけじゃないですか。今、浅川町に最終的に配った広報あさかわで出したあの図面を見た町民の方は、今はこれでもいいかもしれないけれども、岡部議員さん、10年後、それ以降、これだけの学校に3クラスしか入らないんだけど、どういう使い方するんですかと言われたとき、我々はそれも、いや町でこれでいいって言っているんだけどもしか言えなかったこの寂しさは分かりますか、町長、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10年先までは2クラスあるんですよ。じゃ、その10年間で1クラスのために小さい校舎を造るという話ですよ。そうしたら、その10年間で小さい校舎で済ませるんですか。私は、そういう問題じゃないと思うんですよ。計算して、そしてまたいろんなお話をして、今の3階建てになったんじゃないんですか。そして、最終的には、私が3階でどうですかと来ましたから、いろんなお話を聞いて3階建てに了承させていただきました。これは、検討委員会も全て知っていると思いますよ。そうやって検討委員会で持ってきて、私が図面を見て、いろんな相談を受けて、やはり3階建てにしたのは私です。それは間違いありません。

それで、10年後、1クラス。だから、それは計算上はなります、なるかもしれません。でも、いいですか、これ去年、おとしからある町村がこう言っているんですよ。私の学校はもう数が少ないから、隣の学校に送迎しますから面倒見てくださいという、今、世間がそういう話もしているんですよ。もし、隣の村が、もう学校が小さくなって浅川町で面倒見てくださいと10年、15年後先、そうなる可能性も出てきます。

私は、小室源四郎さんがそのホールをつくった、1億円をくれた、誠に感謝しています。それは、本当に善

意じゃないですか、気持ちじゃないですか。そのために、音楽室、会議室をあの大きいのを造ったわけです。もし、私は10年後、大震災があった、何々があったら、そこで私は避難所とも使えると言ったのは間違いありません。これ使えます。だって、避難所がなければ、武道館がいっぱい、どこどこがいっぱいだとあれば探さなくちゃいけないんですよ。そうしたら、その中学校の立派な、地震に強い中学校ができるんじゃないですか。そのホールにできるじゃないですか。それで、1日、2日だったら、シャワー室も造ったんじゃないですか、私は決して、町が言ったとは思っておりません。そしてまた、検討委員会にも感謝しております。

ぜひ、その3階建て、言いましたよね、2階建てにすればもっと敷地を使わなくちゃいけない。将来、小学校を持ってくると、私は最初から言っております。数が少なくなったら、小学校、中学校、一緒に敷地にして、先輩方の勉強を見たり、その先輩方が小学生たちを面倒見たり、いろんなことができるじゃないですか。それで、近い将来は、義務教育一貫校にできる可能性もあるじゃないですか。私はその3階建て必要だと思っております。あとは、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まずは1点目の今現在は中学校に町民の方が来て何か利用しているということはしておりませんが、これからの学校施設というのはやはり、これは少し前から言われていたことですが、開かれた学校ということで、町民の方もどんどん学校に入って行って、いろんな活動とか交流とかをするという、そういう学校が大事だと、地域のためにも町のためにも大事であるということをおっしゃっておりますので、前にもお話ししましたとおり、開かれた学校ということで、特にその小室ホールですね、ここを町民の皆さんの交流の拠点になればいいのかなというふうに私は考えております。

それから、3階建てにつきましては、先ほど町長からありましたように将来の小学校建設を見据えた、小学校を建設する敷地を確保するという意味からも3階建てということになるかと、これは何度も申し上げているとおりなんですけれども。

それから、今は2クラスですが10年後に初めて1クラスの学年が出てくるということ、これは、大都市の人口増加しているという都市部では減るということはないかと思っておりますけれども、日本全国この少子化によってどの学校もどんどん生徒数、児童数減っております、それに伴いまして、文科省の資料によりますと、全国の公立小・中学校では約7万室の空き教室が生じていると。全国で7万室生じております。廃校ではないですよ、空き教室7万室です。現在使っている学校ですね。そのうち7万2,266室、つまり98.7%が既に活用されているということです。ですから、10年後より先に空き教室ができたときに無駄になるのではないかとご心配かと思いますが、現在の全国の空き教室98.7%が活用されている。

じゃ、どういうことに活用されているかということなんです、事例がいろいろありまして、児童クラブ、これに活用しているところも多いです。放課後児童クラブですね。それから、高齢者福祉施設、高齢の方が集い、生きがいがづくりや健康づくり、介護予防のための取組が行われている、世代間交流も深まっているということ。あとは、高齢者のコミュニティーのためのスペース、あとは図書館にしているところもあります。それから、歴史民俗資料室、資料館ではなくて歴史民俗資料室、今、浅川町の歴史民俗資料館、実際に展示されないで倉庫に眠っている、いろいろ収集したものが数多くあります。そういったものを移して歴史民俗資料室、資料館ではなくて資料室ですね、分室みたいな感じ、そういう利用法もあると。あとは、特別支

援学校分校への転用というのも、これが空き教室の利用としては、学校関係、学校施設として利用するというのが一番多くあります。特別支援学校の分校として転用していると。あとは、分校ですので、現在ある学校の中に2教室だけ利用して、そこを支援学校の分校としている、分室と言ったらいいんですか、利用しているという、これも結構あります。

これを見たときに、石川支援学校、この学校は大変生徒数が多くなりまして、今どんどん特別支援教育を必要とする児童・生徒数が急増しています。しかし、支援学校が手狭になりまして、玉川村の川辺小学校の廃校を利用しているんですけども。ですから、私はそういったことも今後は、今こうするとかそういうのじゃなくて、将来を見据えたときに、どんどんこれからも特別な支援を必要とする児童・生徒が増えるといったときに、浅川町にそういう分校があってもいいのかなというふうに考えてもおります。地理的にも、石川支援学校、あとは県南では西郷支援学校しかありません。どんどんこれからそういう児童・生徒さんが増えてくるといったときに、浅川町は非常に棚倉町、埴町あたりからも通いやすい水郡線沿線であるということもあります。そういうことで、玉川村の旧川辺小学校が選ばれたのかなと思うんですけども、里白石小学校、この支援学校の分校が決まるのがもっと後だったらそういうこともあったのかなと。それは廃校利用になりますけれども、そうでなくて、分校として現在、使われている学校の空き教室を利用してそういうことも行われていると、全国的にはかなりの数、学校施設として使われている。

あと、公民館としての利用もあります。会議室として空き教室を利用していると。スポーツ少年団の会議、青少年健全育成の会議等、会議室として活用されているということで、いろいろ利用方法はあります。

これは、少子化によって必然的に空き教室は出てまいります。これは全国的に、これから建設する学校全てにおいて、少子化により空き教室は生じてまいります。今現在98.7%の空き教室が使われているということで、いろいろ利用方法はあると思いますので、それは今決定することではないかと思えますけれども、10年先の話、その前にいろいろ話し合っておく必要はあるかと思えますけれども。ということで、決して無駄にはならないと、今の全国的な現状から見て、どの学校の空き教室も無駄には使われていない、98.7%が有効に活用されているというそういうデータがあります。これは廃校ではなくてですね、空き教室です。空き教室と言わない、余裕教室と言っております、文科省では。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） いや、教育長、違うんだよね。私は今3階建ての話しているわけじゃないですか。じゃ、今教育長が言った3階建てのところに高齢の方の何とかだなんていって、3階建てでどうやって上がっていくんですか。今言った話というのは分校で、その分校の中でも極めて木造で造ってある分校が優先的に、そういう例えば小さいホテルにしたとかレストランにしたとかって、それは全国的に今引っ張りだこです。でも、鉄筋コンクリートを引っ張りだこで使う企業はないんですよ、今。あるんだったら山小、里小、とっくにみんな使っているじゃないですか。何で使わないんですか。そうなっちゃうんですよ。

そして、町長が言ったように、あそこはよりどころだなんて言っていますけれども、昨日かおととい、記事があったじゃないですか、中学校に刃物を持った子供が来て切りつけたなんて。ああいうことになっちゃうときに、一般の人に入ってきてくださいって言えますか。言えないですよ、教育委員会で。それは矛盾してい

ますよ。

私は、質問は3回しかないから、これで終わっちゃうかもしれないですけども、町長、そういうことじゃないんです。私が言っているのは3階建て、じゃはっきり言っていきますか、3階建ての一番下、今、小室源四郎さんの前のところにある職員室、校長室、そのほかに放送室とか特別支援室とかずらっと並んで。あそこだけで9クラスできるんですよ、1階だけで。そして、その裏のところの小室源四郎さんのところに校長室、職員室とかそういったものを持っていけば、もうそこで1階だけで学校終わっちゃうじゃないですか。そして、そのもう一つ2階に、そういった何とか古文書とかいろんな音楽室だ、技術室だ、家庭科室、みんなできちゃうじゃないですか。それだって、10年後になったら教室空くんですよ。2階建ての話していますが、今。

そのことを町長、俺らに1回も何もなかったんですよ、そういった説明が。いつの間にか3階の話をして、こうだどうだと。そう言っている矢先に、この間の協議会でプロポーザルで出されたという、会社の2とおりの案が出されました。1番と4番だと思います。そしたら今、議会の中で集まった人らと4番のやつ見ていたら、これ1番よりも4番のL字の学校のほうがいいんじゃないかと、そうなったんですよ。分かりますか。将来、小学校来るならばL字で、南、今の学校の造りのところが中学校で、左側の西、L字の校舎、そここのころに小学校持って行って、真ん中に職員室持って行く、これ、使いやすくていいよね。我々初めてそれを見たときに、そのL字のほうがいいからってどうするんですか。それも3階建てですけども。そこから、本当だったら、みんなでこうですよ、ああですよなんて言うけれども、1回も町長、我々にはそういったことなかったんですよ。今回初めてそう出されて、おら、これで俺らのほうでやっからおめえらこれと言うこと聞けて、それは町長ないと思いますよ。

とにかく、文面書いてきたので、町長、俺、3回しか質問できないものですから、読ませてください。

少子化で、確実に浅中はあと10年後は1クラスになります。浅中の建物は50年以上もつと町長は言いました。そのときに10年間は、今は各学年2クラスになりますが、後は1クラスになってしまうと。今、図面を見たら、10年後は3階建ての中学校に3クラスしかない。議会として、本当に今のこの中学校を造っていいものなのか、疑問です。本当に、我々は、議員さんよかったな、これ造ってもらってと褒められることなのか。空き教室を有効利用するのに3階建ては使いづらいと思います。私たち議会に対して、例えば今はこうだから、あと何年はこうなる、この教室はこうする、そういう明確な説明が何一つなかったのが残念であるのと、プロポーザルで、先ほど言いましたが提案書の受付4番は、実はこれからの浅中、浅小の校舎に合っているのではないかと、この疑問も生まれてしまいました。町長、そういうことです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、この3階建ては無駄はないと思っております。

それと、私たちには何一つ話はなかった、果たしてそうでしょうか。私は、議会の中でも教育長、課長、そしてまた私が説明してきたつもりであります。それを分かっていただけではないのは非常に悔しいです。そして、一昨年は学校問題の新年度予算が満場一致で通ったのは、私は大変うれしかったです。それで、ようやく学校問題が解決したかなと思ったら、まさかこういう話が今、出てくるとは思わなかったです。

もし本当に空き教室が10年後、20年後出てくれば、今現在、先ほど教育長が児童クラブの話しましたが、今、

北校舎のあの暗いところで何十人いるか、知っていますか、あの2クラスで。物すごい数じゃないですか。毎年毎年増えているじゃないですか。もし、これが、10年後そういうことが続かないためには、中学校がもし空いていればですよ、10年後、児童クラブでも使えるじゃないですか。何でそうやって悲観的なことしか言えないのでしょうか。もし、空いていればいろんな工夫ができるじゃないですか。

ですから、私はまずは無駄がないと思っております。そしてまた、本当に、こういう話が今、出てきたのは非常に残念であります。この2年半、何だったんでしょうか。非常に悔しいです。ただ、分かっている、応援してくれる議員も私はいると思っておりますので、どうか3階建てで皆さんでいい学校を造っていただけるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） ここで3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時25分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順7、7番、渡辺幸雄君、（1）城山公園管理についての質問を許します。

7番、渡辺幸雄君。

〔7番 渡辺幸雄君起立〕

○7番（渡辺幸雄君） 城山公園の管理について質問したいと思います。

城山公園も整備されつつありますが、根宿方面から登る道路の脇も、伐採によって、かなり急傾斜が見えるようになりました。現在でも、町内外から多数の人が訪れています。これから桜の開花に合わせ、町内外からも多くの人を訪れると思います。

1点目ですけれども、根宿方面から登る急斜面が見える場所にガードレールを設置し、安全確保を図るべきと考えますが、考えを伺いたい。

あとは、東屋の老朽化、町関係のやつ、かなり老朽化しているものですから、老朽化により一部壊れている場所があります。

あと、白梅の道の石段の階段は、非常に雨で流れて、かなり歩きにくいということで、訪れているお客さんのほうから話がされました。この部分は、浅川町の本当に観光の場所でもありますので、早急に改善すべきだと考えます。

考えを伺いたい。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、道路の現場状況を確認し、必要に応じて対処したいと考えております。

2点目につきましては、東屋は、完成から30年以上がたっており、老朽化による破損があることは承知しております。今後、計画的に修繕を進めていきたいと考えております。

また、遊歩道の石段につきましては、大雨などの際に、土が流れたものと思われます。歩きにくい場所などがあれば、土を補充するなどして、随時、対処していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 浅川町って、本当に観光地が少ないです。ただ、かなり町村外から、私も月に2回ほど行っているんですけども、その後、行く場所がないんですよ、実際。

だから、確かに吉田富三記念館といいますけれども、ほかから来た人は、吉田富三記念館は何する人なんですかとかという形の説明を求められるときがあるんですけども、だから、小買のミイラに関しては、まあ回ってもいいかなという人が、かなりいます。

ただ、本当に町として、一応、観光地としてやっているんだとしたら、ある程度、やっぱり道路が幅が狭いというのが一番欠点なんですけれども、高齢者の方も上がります。万が一、あそこから落ちた場合、けがでは済まないぐらいの高さ。前までは、杉などが植わっていたから、そんなに見えなかったんですけども、今現在、あそこから落ちた場合、車の破損では済まないぐらいの高さあります。早急ということで、上に上がってくる人が、高齢者がかなりいます。

そういうところの観点から、できるだけ早く、そういう場所というのは解消するべきだと思いますが、再度、町長お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 城山は、本当に朝早くから、雲海を見る人がかなり来ております。

そして、また、城山の散策コース、白梅から白山比咩神社のほうを半日かかって散策している人が、今、かなり多くございます。

それで、遊歩道は、今、両サイドの草はかなり刈ってあり、本当に散策しやすいコースになっております。そして、また、城山の下から登れるように、ちゃんと駐車場も整備してありますし、今、かなり手を入れているところであります。

そして、また、城山から登れば弘法山に行って、河川敷沿いを散策するのも、今、一つのコースであります。それは、一つの川を越えれば、太田輪のほうまで今行けるようになっております。

あと、東屋、あれはもう30年以上たっているのは、それは私も存じています。それで、南方のほうで切れてきておりますから、木材ですから、あそこ4本が間違いなく、もうここ何か月折れているのは知っております。それで、本当に言われたからやるんじゃないませんが、本当にいろいろと整備していきたいと思っております。

そして、また、その東屋の隣のライト、これも今トイレ工事しておりますから、ライトがついておりません。間もなく、ライトもつく予定でありますので、本当に、いい城山散策コースが今後できると思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 今度トイレもできますし、あの辺で、やっぱり防犯灯とかそういうふうな形で、ある程度つくってすぐ壊されたということのないようにお願いしたいと思います。

あと、やっぱり一番言われたのは看板です。入り口と118号線から分かりやすい、結局、浅川の花火の形だけは分かるんですけども、城山という形の中で、こういうふうな山が見えますとか、そういうふうな案内看板というのはやっぱり必要だと思うんですけども、その辺も、町としてある程度人を呼ぶということであれ



ば、やっぱり、その辺はもう少し改善すべきだと思いますが、その辺の見解をよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に今度トイレを壊されると困るんですよ。多目的、障害者が入れるようなトイレもつくりましたので、先ほど6番議員が言ったように自動販売機を置くのか、いろいろこれから検討の相談をさせていただきますが、本当に防犯カメラが必要だと思っておりますが、これも県と相談して、いろいろ対策していきたいと思います。

そして、看板は、今年度、即身仏とかいろいろ合わせて予算を取っておりますので、いろいろ検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）コロナ終息後のマスクの着用についての質問を許します。

7番、渡辺幸雄君。

〔7番 渡辺幸雄君起立〕

○7番（渡辺幸雄君） 2問目の質問をさせていただきます。

コロナ終息後のマスク着用について、国ではコロナ終息後の対応として3月13日から、屋外、屋内を問わずマスク着用を個人判断に委ねる。4月1日からは着用を求めないとしていますが、町としてはどのように対応するのか、2点ほど伺います。

こども園の卒園式、小・中学校の卒業式は、コロナ前の形に戻るのか。今年度卒業する中学3年生は、3年間のマスク着用が義務づけられていました。卒業式だけでも、強制はできないと思いますが、マスクの着用なしで実施しては。

2点目です。

役場窓口等を利用する町民に対して、3月13日からはマスクの着用は個人の判断に任せて対応するのか。考えを伺いたい。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、9番、上野信直君。

（2）新型コロナへの対応緩和の流れに対する町の対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 国が、マスク着用は自己判断、5月には2類から5類に移して、現在、無料の検査料や外来診療などを有料にするなど、新型コロナへの対応を大きく緩和する流れの中で、町民からは、急激な緩和に対する不安の声も聞かれています。

このことに関し、4点伺いたいと思います。

1点目ですが、今後、町としても、緩和の流れを積極的に進めるのか、それとも慎重に対応するのか。基本姿勢を伺いたいと思います。

2点目ですが、マスク着用についての考えを伺いたいと思います。

3点目として、公的行事の開催についてはどうなのか伺います。

4点目として、これから緩和する場合、感染者数の減少がポイントになるとは思いますが、現在は、正確な数字が把握をされておられません。そこで、判断基準をどこに置くのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、7番、渡辺議員にお答えいたします。

1点目につきましては、学校関係でありますので教育長に答弁させていただきます。

2点目につきましては、政府の見直しの方針のとおり、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本に、対応してまいりたいと考えております。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、国や県の方針に準じた対応を基本としていきたいと考えております。

2点目につきましては、先ほど、7番、渡辺議員にお答えしたとおり、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることが基本と考えております。

3点目の公的行事の開催については、基本的にはコロナ禍以前のように実施していく考えですが、その時点の感染状況を考慮していきたいと考えております。

4点目につきましては、現在、県発表による保健所管轄別での感染者数は把握されておりますが、浅川町のみ感染者を把握することはできません。全ての年代での把握はできませんが、同居家族も感染する可能性が高いことから、こども園、小・中学校での感染状況や、町内医療機関への受診の状況などを確認することで、ある程度の町内の感染傾向を把握するための参考になるのではないかと考えており、これに国や県の対応方針等を踏まえ、判断していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

7番、渡辺議員の1点目についてお答えいたします。

こども園の卒園式、小・中学校の卒業式につきましては、基本的には、文部科学省、福島県教育委員会の通知に基づき実施しますが、式への参加に不安を感じる子供や保護者がいることも予想され、マスクを外すことを一律に求めるのではなく、不安を感じる場合は、個人の判断で着用させて参加させたいと考えております。

なお、場合によっては、そのときの学校の感染状況に応じた判断も必要になってくると考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） これ、いつになったら本当に終息するということは、なかなか難しいと思うんですけども、国あたりでも、簡単にマスク着用を求めないと言っていますが、実際、求めないと言われても、やっぱり買物とかそういうところに行ったとき、このまま続くと思います。そして、お客さんの視線というのは、本当に、かけていないと幾らでも何かしたような感じで視線がかなり厳しくなります。

その中で、実際、またクラスターなんて発生した場合、こういうことも考えなくはないんですけども、恐らく、そういう話しになる可能性もあります。

町として、ある程度、そういう情報発信というのを強く、まあ強制するということではできないと思いますけれども、発信だけは、みんなが分かるように対応してもらいたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 情報発信だけはさせていただきます。

広報無線とかで、いろいろ本当に、皆さんのために、町民のために、子供たちのために、情報発信はさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） じゃ、そういうことでよろしくお願いします。

これから、一人一人、ある程度注意はすると思いますけれども、なかなか国のほうで言っているようにはいかないと思います。

そういう中で、町は町なりの独自の判断で、ある程度できるような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） わずか3か月前の12月議会の頃は、大変な騒ぎでしたよね。それが、まるっきりなかったような流れというのは、やっぱり町民の皆さんも不安に思っていると思います。

基本的には、1点目でお答えいただいたように、国や県に準じて対応をしていくということでした。そういうことにならざるを得ないんだろうなというふうには思います。基本姿勢は、それで分かりました。

2点目のマスク着用についてなんですが、基本的に個人の判断でというお話でした。

私が、町にお聞きをしたいのは、役場内、地域福祉センター内、公民館内などの公共施設内あるいは学校、こういったところでも、職員も、それから来庁者も、みんな個人の判断でやるということになるんですか。役場職員も、銘々好きにつけたい人はつけていいよ、つけない人はつけてなくてもいいよと。こういうことで進めるということなんですか。その点を伺いたいです。

それから、3点目ですが、基本的に、町の行事は、コロナ以前の行事のような形で復活をさせたいというお話でありました。

そうすると、8月16日に、町民がみんな楽しみにしている花火大会も、時間短縮ではなくて、以前のように伸び伸びとやれると。やりたいと。もちろん、状況が許すならばという前提はつくんでしょうけれども、そういうことなんでしょうか。

基本的に、以前のような状況に戻るようにやりたいということであれば、例えば、入学式とか卒業式とか、私ら議員も来賓として呼ばれていて、先生の顔、校長先生の顔、そのときに拝見して、こういう先生なんだというの分かったわけなんですけれども、最近は呼ばれないから、全然、どなたが校長先生なのか、名前も顔も分からないという状況があったんですけれども、今度からはそういうふうなことではなくて、以前のように戻したいということなんでしょうか。もちろん、状況に応じてというただし書がありましたので、そういうことなんでしょうけれども、基本的には、そういう流れだということでもよろしいでしょうか。

4点目については、県で把握している数字というのは、それなりのルートがあつてのあれなんでしょうけれども、今は何かある意味、重症化しないというのが広まってしまって、重症化しないんだったら、わざわざ届けられないということで、自分は感染しているんだけれども、どこにも届けられないという人が結構いるという話なんです。そういう人と接触があつて、多少体調が悪くなった方でも、別に検査を受けるわけでもない。様子を見る。こういう方もいるということで、隠れた感染者は結構いるんじゃないかというふうに思うんです。

そういう状況の中で、一番ある意味正直なのが、こども園とか小・中学校の子供たちだと思いますので、ぜ

ひ、その点はよく注意して観察をして、その状況を把握の一つにさせていただきたいなというふうには思います。その点は要望です。

1から3点までについて、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番と3番は、担当課より説明させていただきます。

2番のコロナ禍の以前のように、様々な行事を実施するののかということで、私は全ての行事を実施していきたいと思っております。

そして、小・中学校の卒業式は間に合いませんが、入学式には、議員の皆様全員出席できるように要望をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） マスクの着用の件で、事業者としての判断で、各種施設等の着用の件についてお答えしたいと思います。

国のほう、まず、基本となるのは、繰り返しになりますが、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるというのが、まずは基本となっております。ただし、事業者の判断で着用を求められる場合や従業員がマスクしている場合もございますというところでございます。

対面的な町の職員等が町民に対して行う場合と、個別のいろいろな場面があるかと思っておりますけれども、そちらのほうにつきましては、再度、国・県のほうの対応等も考慮しながら、これからその辺も考慮しながら、個人の意思もありますので、こちらのほうで基準、推奨なり、そういう場面の判断をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 学校関係ですが、卒業式につきましては、これまでどおり、議員の皆さんのご来賓としてのご出席につきましては代表の方のみということでしたが、新年度の入学式につきましては、議員の皆さん全員にご出席をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 公共施設でのマスク着用について、もう一回伺いたいと思うんですけども、これ、今の役場の入り口には、マスクの着用と、それと手指の消毒と検温と、こういうことでお願いしていますよね、来庁者には。それで、職員の皆さんは全員マスクを着用している。

これ、この後、渡辺議員からあったように、国のほうは4月1日から着用を求めないということにしているので、4月1日から着用を求めないというふうにするんですか。もう、そろそろ決断しなくちゃならないことだというふうに思うんですけども、どうなんでしょう。ほかの公共施設でも、やはり、同じことが起こると思うんですけども。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 国のほうのマスク着用の考え方の見直し等についてというところ、2月10日に発表

されたものでは今ほど言っています個人の判断に委ねるとするのは3月13日からとなります。3月13日から個人の判断を尊重しますというところで。

さらに5月8日と言われておりますけれども、そちら2類から5類のほうの話で、基本的対処方針というのが廃止となった場合につきましては、国のほうから、また別な感染対策についての情報提供があるということでございますので、5月7日までは基本的対処方針、いわゆる3密の回避だとか基本的な感染対策というのは、引き続き行うものでございます。

マスクの着用の原則、個人に委ねるとするのは、3月13日からとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 明確に分からないんですけども、役場としてはどうするんですか。

職員の皆さんマスクするんですか。来庁者にマスク求めるんですか、求めないんですか。3月13日から。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） お答えいたします。

来庁者に関する部分については、先ほど、渡辺議員のほうに答弁させていただいたとおり、基本的には、国の方針を基本として個人の判断に委ねるというふうに考えております。

今ほど、総務課長のほうからも答弁ありましたが、役場内部、公共施設も含めてになるかと思いますが、いわゆる事業者としてどう対応していくのかというようなところにつきましては、それぞれ事業者ごとに判断して、ある意味、マスクをつけるようにするというようなことも可能ですよというふうになっておりますので、その辺につきましては、国からさらに情報提供があれば参考にし、私が聞いたところ、県の内部のほう、職員向けの対応なんて、今まさに検討しているなんて話もありましたので、その辺のところも参考にしながら、かつ周辺町村の状況なんかも、あまり時間はありませんが、情報収集しながら、今後、そこは整理していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（1）高齢難聴者への補聴器購入助成制度についての質問を許します。

10番、角田勝君。

[10番 角田 勝君起立]

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

高齢難聴者への補聴器購入助成制度についてということであります。

高齢者になりますと、耳が聞こえづらくなる、聞こえなくなるということが、いわゆる老化に伴って出てくると同時に、急性的に難聴になるという、そういう確率も高くなってきます。

ご存じのように、耳が聞こえなくなるということは、会話が非常に難しくなることを伴うものでありますから、どうしても家に閉じ籠もったり、ほかの人とのおしゃべりができないということで、いわゆる認知症に進むという、こういう確率も非常に高くなってくるというのは、専門家の話でもありますし、数字としても出ております。

今、全国的に、高齢者の特に難聴者、高齢者だけではないとは思いますが、急性難聴になる人もいるわけですから、そういう方なんかも含めて、特に高齢難聴者が多いということを考えて、高齢の難聴者に対する補聴器の購入の助成制度をつくるというのは全国的に広がっています。

この近くでは西郷村が令和5年度からその補助制度をつくって補助するということになったようであり、この3月議会を一つの状況として、福島県にも多く出てくるのではないかとこのように思います。

ぜひ、浅川町も、本当に、町長の言う健全な形で、生きがいを感じて、高齢者が長生きできる町づくりを目指すという町長の公約でもあります。

そういう点を考えて、ぜひ、検討を進めてほしいと、このようにわけがあります。その辺、まずお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、町で行っております補聴器に関する助成事業は2点ございます。

1つは、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方のうち聴覚障害をお持ちの方が対象の事業、もう一つは、18歳未満の障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の方を対象とした事業でございます。

加齢に伴う難聴につきましては、個人個人に差があり、老眼や小さな物忘れなどのように、誰にでも起こる可能性を持っております。今後迎えます超高齢化社会の中、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活を維持するためには避けることのできない課題であり、今後は、医療保険適用にするなど、国による公的支援などが必要であると考えております。

町単独の新たな助成制度の導入につきましては、長期にわたる継続が必要となりますので、国・県、近隣の市町村の動向を注視しながら、今後も、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長も、この難聴ということについては、今、述べられたように、難聴になられた方のそういう状況を考えれば、私は、この補聴器を買う、これはピンからキリという言い方はちょっと悪いんですが、やはり買うとすると、数十万円の補聴器を買わないと、やはりきちんとした効き目あるいは体に対するそういう問題等も含めて20万円や50万円ぐらいのそういうものになるんだそうであります。

そういう際に、やはり少しでも町が補助をして生き生きとした老後を暮らしてもらい、長生きをしてもらう。そして、そのことは言い換えれば、医療費等を軽減する、そういうものにもなるし、町が、本当に、お年寄りも子供も安心して住める浅川町だと、こういう町にもなっていくのではないかとこのように思います。

例えば、75歳以上の方々の半分以上が、大なり小なり耳が遠くなっている。私は、半分以上ではないかと思うのでありますが、一説によりますと、そういうことが新聞にも載っております。

浅川町でも、昨年の敬老者は1,096人ですので、500人以上の方々が何らかの形で難聴となっていると言えないのではないかとこのように思います。そのうち、少なくとも、やはりこの500人の半分以上、250人を超えている方々が、今すぐにでも補聴器が必要だと、あればいいと。このように思っているのではないかとこのように、私はその数字から思ったものであります。

そこで、浅川町で、資料でちょっと見たんですが、いわゆる保健センターを中心として難聴者のこの調査を

したというふうなことが、何かのパンフに載っておりましたけれども、そういう事実はあるのでしょうか。そういう数字も把握しているのでありましょうか。

そのことが1つと、それから、やはり町長が言われるように、認知症を発生させない、あるいは早期に発見して軽くしていく。そのことに、この補聴器は欠かすことができないものだというふうに思うのでありますが、その点、もう少し認識を新たにして、ぜひ、実現してほしい。

その調査のことで、それから専門的に、保健センターや在介センター等、社会福祉協議会等で、これらの問題でどういふ話合いや調査などがされておるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、県内では、どこの市町村でも実施していないと思っております。それで、町単独ではなかなか大変であります。

今後、先ほども申したとおりに、医療保険適用にするなど、国に公的な支援を働きかけていきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今のおただしの中での難聴に対する調査という点ですけれども、実際、町長が先ほどおっしゃったように、調査はやっておりません。

その代わりとしてなんですが、これを知るすべとしては、介護保険の要介護認定調査の中で、聴力の、聞こえの具合という部分がありましたので、その辺の調査の結果を集約した部分を調べてありますので、それをちょっとご報告したいと思います。

まず、介護保険認定調査の対象者ですが、約300名おりました。

その中で、聴力の調査項目の中で5項目ほどございます。

まず、「普通」「普通の声がやっとな聞こえる」「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」、4つ目で「ほとんど聞こえない」、最後に「聞こえているか判断不能」と、この5項目がございます。

集計の結果なんですけれども、大体、「普通」というのが半分、6割近く、普通に聞こえるという調査結果です。あとの30%が、2番目の「普通の声がやっとな聞こえる」、「かなり大きな声なら何とか聞こえる」というのが10%弱でありました。「ほとんど聞こえない」「聞こえているか判断不能」というのは、1人ずつしかおりませんでした。

これをまとめますと、「普通の声がやっとな聞こえる」「かなり大きな声なら何とか聞こえる」という人が、大体30%を占めているというような結果が出ておりますので、この辺が、正式な調査結果ではございませんけれども、町の傾向を把握するというすべの一つではあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、数字でも30%程度の方、こういうふうな課長の答弁でもあります。

もちろん、障害者手帳を持っていたり、今、国や県の制度で補助が出ている、そういうものは別として、ぜひ、十分なる検討をしてほしい。確かに、今、町長言うように、私もそう思います。国が、やっぱりこれらの

ことを真摯に受け止めて、国へも我が党の共産党の国会議員が直接要望にこの問題で働きかけをしております。各党の議員も、もちろんだと思います。

ですから、そういう働きかけをすると同時に、その呼び水というんですか、町も、少しでも補助制度をつくって叫ばせるということが、私は今、求められるのではないかとこういうふうに思います。

どうか、西郷村もやるというふうなことにもなっておりますし、この3月の議会で、ほかの町村もやるような状況になるのではないかと思うんでありますが、十分な調査をして情報を集めて、町長として、本当に長生きする、生き生きとしてお年寄りが暮らせる、そういう町づくりに邁進してほしいと、こう思いますので、ぜひ、国に対する働きかけと同時に、我が町でやった場合にどれだけのどういうふうな財源が必要であるのか、どういう方法がいいのかと、こういうことにも検討を加えてほしいとこう思うんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、健康で長生きが一番だと思っております。もう、人生本当に100年の時代でありますので、本町としても様々な検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）県道の草刈りを県から町が委託契約をしてやるようにして実施をの質問を許します。

10番、角田勝君。

[10番 角田 勝君起立]

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

通告にも書いておきましたけれども、隣の鮫川村で、県と契約を結んで、もちろんお金をもらってです、その県道の草刈りあるいは伐採、伐採も大きなものは別でしょうけれども、そういうことをやっておるということをお聞きしまして、浅川町でも、ぜひ、実施してほしいなというふうに思うんです。県道の路線は、かなりの距離があると思うんですが、手元にそういう資料があれば、そういう距離や路線、そういうことについても報告できればお願いしたいと思うんですが。

1つは、この県道の草刈り、これの現状は、今どういうふうになっているんですか。聞くところによりますと、町の道路の整備の人夫の方々が、やはり町民からの指摘があったり、なかなか木が刈れないというところについては町の人夫で刈っておるということも聞くわけですが、その辺の状況はどうなっているのかということでもあります。

そして、やはり契約をきちんと結べば、例えば、町の道路人夫でやれない、限られるわけですから、そういう場合には、浅川町の地元の業者にこの仕事をお願いすると、こういうことができるのではないかと思います。地元の業者への仕事をつくるという点でも、私は、地元にお金がおけるといっても、ぜひ、こういうふうにやってもらいたいなと、こういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道の草刈りにつきましては、道路管理者である福島県において、維持管理業務委託により行っていると伺っております。



鮫川村の例のように実施することによって、地元自治体である町と道路管理者である県で、双方にどのようなメリットがあるのかななどを石川土木事務所に相談し、県の意向を確認しながら調査してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 担当課長にお尋ねしたいんですが、通告してからしばらく時間もありません。

鮫川村等についてのこういう委託契約、こういうことについてお聞きした、あるいは調べたりした、そういう経過はあるのでしょうか。

そして、そういうことが可能であれば、ぜひ、お願いしたいなというふうに思うんですが、専門的な部署である建設水道課長にお尋ねしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、質問の中でありました、まず、県道路線の延長という話もあったかと思うんですけども、まず、こちらに関しまして、ちょっと今現在、手元に数字は持ってございませんが、路線名はどれほどあるのかということをお話ししたいと思います。

県道というお話でしたけれども、浅川町には、鮫川村にもありますけれども、国道があります。浅川町でいいますと国道118号、それから北からいきますと浅川里白石停車場線、これも県道になっております。それから塙泉崎線、それから社田浅川線、それから浅川停車場線、それから勿来浅川線というのが国県道では、これらの路線数があると思います。

鮫川村の例でございますけれども、確かに鮫川村では、国県道の除草管理業務について、道路管理者である福島県の棚倉土木事務所より委託を受けているというふうに聞いてございます。委託を受けているのは、除草管理業務というふうに聞いておりますので、そのほかの除雪業務とかは、委託されていないという状況でございます。

どのようにして委託することになったのかは、経過は、鮫川村の方に聞いてもちょっと不明ということではありますけれども、平成15年頃から行っているというところでございます。それなりの金額で請け負っているようではございますけれども、その請け負った額以内で、村のシルバー人材センターに一括して発注しているというようなことでございます。鮫川村での国県道合わせた延長は92キロメートルほどあるというところでございます。これだけの距離数もありますので、シルバー人材センター、受注者側としての対応もそれなりに対応される作業員の方も含めて、日数等も含め、それなりの作業量はあるのではないかなというふうには思っております。

浅川町の例で、同様なことができるかということにつきましては、受注者側のほうで対応が可能なかどうかということと、いろいろ単価の面等もございまして、それから一番は、道路管理者である福島県、浅川町でいきますと、管轄の石川土木事務所のほうの判断、それから考え方というものもあると思います。

さらに、現在は、石川土木事務所管内では、総括管理業務委託ということで管理団体、石川郡内の建設業で組織されている管理団体のようなものがありますので、そちらのほうに一括して発注しているようではございまして、その中で、浅川地区担当ということで、浅川町の業者さんが管理業務を請け負っているというような状況です。総括管理といいますと、その除草業務に限らず、道路の補修とかを一括して請け負っているというよ

うな状況で伺っております。

町長答弁にもありましたとおり、鮫川村の例のようにして、福島県と浅川町それぞれが双方にメリットがあるということであれば、そういったことを調査して、もし、できるのであれば相談はしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長の答弁で分かりましたが、浅川町にとって、どういうメリットがあるのかということが、今出ました。今のところは、石川地方のいわゆる管理団体というんですか、石川地方の業者との協議なんかを経て発注しているという、そういうふうなことになっているそうでありますけれども、浅川町の管内だけを、やはり浅川町に任せてもらうということは、そういう一括している管理団体、こういうところとの協議なんかも土木事務所としてもあるんだと思いますが、私は不可能ではないし、ぜひ、そういう方向に持って行ってほしいなど。

そして、今でも地元の業者に発注しているという、そういうことも話がありましたけれども、浅川町のその道路について、県道、国道なんかも含めてだと思えますけれども、そういう場合に、デメリットとしてはどういふふうにあるんですか。私は、むしろメリットのほうが多いのではないかなと、こういうふうに思うのであります、その辺はどうなんでしょう。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） まず初めに、石川土木事務所で発注しています包括管理業務委託なんですけれども、発注の形態としては、石川土木事務所管内を一括して発注しているようでございます。その中で、浅川地区担当ということで、地元の業者さんが割り振られているというような状況でございます。

まず、デメリットについてなんですけれども、メリットがあるかどうかということは調査したいとは思っておりますけれども、考えられるデメリットは、町が受けることによりまして、そういった関連の業務が、本来、県のほうで実施する業務なんです、委託を受けることによって仲介役になって、そういった関連の事務が発生するということは若干あるかと思えます。

また、今まで以上に、今までもそういった除草とかの苦情とかも町のほうには来ておりますけれども、全てそういった管理上の問題であったりということも、浅川町を経由した形で全て解決しなければならないというところになりますと、事務的な負担も多少増えるのかなというところは考えられます。

以上です。

○10番（角田 勝君） これで終わります。

○議長（水野秀一君） 3回やっています。

○10番（角田 勝君） 終わりですか。分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）国保制度の18歳未満（子ども）への均等割をやめ子育て支援をの質問を許します。

10番、角田勝君。

[10番 角田 勝君起立]

○10番(角田 勝君) 国民健康保険制度では、いわゆる均等割ということで、特に全国的にも問題になって国も動き出したんですけれども、いわゆる子供が増えれば均等割ということ、昔の人頭割みたいに頭数が増えれば税金を上げんだぞというような、昔の人頭割に匹敵するような、そういう課税の方法を行っております。ですから、子供が増えれば増えるほど、国保税もそれに準じて上がっていくという、そういう制度にもなっておるわけでありまして。

そこで、今、全国的にも、国保税の均等割は、子供への均等割はなくしていくべきだと、こういうふうになっております。ぜひ、18歳までの子供に対して、18歳になりますと一応、今、成人になりますので、18歳未満については均等割を外して、子供が多くなっても国保税は上がらないということにすべきだろうと。そういうふうなことを、ぜひ、お願いしたいと思うんです。

浅川町でも、やはりこれは、国や県の法律によって、そういう税の負担の仕方をしておるわけでありまして。ですから、ぜひ浅川町が自治体としてできる、こういうことでもありますので、この均等割を外して国保税を軽くしていくと。子供を、ぜひ多く育ててほしいという願いも込めて、やるべきだろうと思います。

もう既に、全国でも、これらを実施しておるところがどんどん出ております。国も、今度の子供予算の倍増ということの中で、この問題についても検討を加えるというようなことを言っております。ぜひ、浅川町でも、国保税の中で子供の均等割を外すと、こういうことにしていただきたいと思うのでありますが、いかがでありますでしょうか。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

国では、昨年4月より未就学児の子供の均等割保険料を5割軽減する制度が導入されました。

国保制度では、家族の人数に着目した均等割があり、被保険者であれば子供に対しても課税されています。

社会保険と比較しますと、保険制度の公平性や子育て支援の観点から、収入のない子供にまで保険税を課税するのは、時代の変化とともに違和感があるのは確かでございます。

子供の均等割を廃止することは、現行制度の下では、その負担を少ない基金で賄うか、逆に、ほかの被保険者で負わなければならないという財源の問題も生じます。

現行制度の中では、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、軽減対象範囲の拡大及び廃止等について医療保険全体の在り方を、国で議論すべきものだと思いますので、引き続き、国に対し、強く要望していきたいと考えております。

○議長(水野秀一君) 10番、角田勝君。

○10番(角田 勝君) 今、町長の答弁にもあるとおり、本当に、収入のない子供、特に子育て支援ということを考えれば、ましてや、この日本が、ますます子供の出生が減ってきて人口減になってきていると、こういうことを考えれば、国が、ようやく4月から未就学の人たち、小学生以下のそういう子供に対する2分の1という軽減を出したんですけれども、これはもう国のそういう施策を待つことなく、その自治体が少しでも自治体の範囲の中で頑張っておいて実施していく、そのことが全国に波及して、このことが実現するのではないかとこのように思います。

会社で働く社会保険の保険制度には、こういう子供に対する均等割なんていうのはないんです。国保制度だけのものでありまして、こういうものを考えて、ぜひ、浅川町も一日も早く、この管内でも一番先にやっぱり実施していく、こういうことが、私は、ぜひ、必要だろうというふうに思いますので、十分な検討と、そういう状況をつくり出す国や県に対する働きかけ、石川地方での話合い、こういうことに町長は積極的に乗り出していくべきだろうというふうに思うのであります。

そして、浅川町が、その先鞭をつけるということが、私は、求められていると思うんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、私は、福島県国民健康保険団体連合会の理事に就任いたします。今度、私も理事に就任いたしましたので、私一言一言の言葉の重みが強くなっていくと思います。当然、本町での単独はかなり難しいのでありますので、ぜひ、国に、県に、強く要望していきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そういう理事になったということ、それは心強いことだと思います。

今、町長が言うとおりに、これの実現に対して積極的に役割を果たしてほしいということ、最後をお願いして終わります。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（4）町保育所（こども園内）の保育料を子育て支援を強め、「子育てするなら浅川町」実現をの質問を許します。

10番、角田勝君。

[10番 角田 勝君起立]

○10番（角田 勝君） 町保育所の保育料を、子育て支援を強化するというのを考えて、「子育てするなら浅川町で」こういうキャッチフレーズが本当に生きてくるような、その施策の一つとして、町の保育所の保育料を無料にしていく。これは、管内でも、古殿町はもう数年前から実施している。財政的にも何の問題も起きないし、本当に喜んでいただいていると、こういうふうなことを聞いております。

ぜひ、浅川町も、古殿町でできるんですから、ぜひ、実施してほしいというのが、その趣旨であります。

1つは、保育料の現状、こういうものがどうふうになっているのかと。

2つ目には、全ての保育児の保育料無料とすると、こういうことに対して、いかほどの財源が必要なのかということでもあります。

3つ目には、先ほども言いましたが、古殿町でもできてやっておるわけですから、浅川町でできないということはないと。ぜひ、実施してほしい。

やはり何に使うかというのが問題です。限られた財源を何に使うのかという、そういうことが今、首長に求められております。浅川でも中学校の建設がありますから、財政的には厳しい面もあります。しかし、そういう中でも、着々と子育て支援を強めて、住みよい浅川町をつくっていく。こういうことが進んでいかなければ

ならないと思いますので、そのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度末の保育部の人数見込みとなりますが、ゼロ歳児が12名、1歳児が22名、2歳児が20名、計54名となっております。

保育料負担金につきましては、市町村民税の課税状況により、階層区分としてC1からC4まで4,500円から1万6,000円の負担額となりますが、こちらも令和4年度末の人数内訳としまして、C4が27名、C3が18名、C2が4名、計49名となっております。

金額別に見ますと、ゼロ歳児が142万1,000円、1歳児が370万2,700円、2歳児が295万3,100円プラス延長保育利用料が1万7,700円であり、合計809万4,500円となります。

2点目、3点目につきましては、町の厳しい財政状況を踏まえますと、無料化につきましては、さらに検討が必要と考えておりますが、令和5年度より、第1子からの保育料につきましては2分の1から3分の1へ負担を軽減し、さらなる子育て支援を図ってまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この保育料の軽減についても、今年からもまた進めていくということで、今、答弁がありました。

確かに、階層別とか、いろいろ検討する必要があると思うんですが、私は、この49名の方々が、基本的に言えば、浅川町に住み、そして育て、そしてこの浅川町をこよなく愛して、ふるさとの発展のためにも役に立っていく。こういう子供たちが育つ、そういう町づくりをする上でも、子育て支援を進める。

私は、所得のそういう階層ごとのいろいろな問題があると思います。しかし、全体として、この浅川町の保育所に入所するそういう子供は、もう全員無料だと、こういうことを一日も早く実現させてほしいなというふうに思うんです。結婚して子供を産まない方や、結婚もなかなかしづらい、こういうものの中には、子育てにお金がかかるという、これは大学までに何千万円とかかるそうでもありますけれども、まず、子供のときに、非常に手間がかかる大変な状況のときに、働いている共稼ぎの人が、今は、若者はほとんどです。そういう中で、保育料を無料にして、ぜひ、子育て支援をなお強めていただきたいと、こういうふうに思うのでありますが、さらなる検討をして進んでほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いずれ、近い将来は無料になるように検討はしなければならないと思っております。

当然、浅川町は、「生まれてよかった浅川町」、そしてまた「住んでよかった浅川町」、「子育てするなら浅川町」と言われるように、一步一步前進していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 10番よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、最後に、町長から前向きな答弁がありました。本当に、近い将来は無料にしたいと、こういう表明であります。そういうことを期待すると同時に、その近き将来が一日も早いそういう時にな

ってほしいという願いを込めて、ぜひ、町長の言う「子育てするなら浅川町」とこういう町づくりに、なお一層進んでいただきたいという要望を申し上げ、終わりにします。

○議長（水野秀一君） 次に、（５）町農業振興についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 5番目の町農業振興についてであります。

今、まさに、この農業は本当に厳しい状況に立たされています。例えば、畜産の北海道での酪農家が自殺までするというような状況になってきております。

米作りも、なかなか担い手が頑張っ、もっと広げていく、あるいは様々な努力をして農業を継続していくという、こういうことさえ非常に困難になってきているのが、現状ではないかというふうに思います。

一方では、あのロシアのプーチンのウクライナに対する侵略なんかに端を発して、本当に、「食糧安保」という言葉が新聞でも踊っています。本当にこの食糧が不足してしまったらどうなるのか、今、日本の、いや世界では、何億人もの子供がですよ、子供だけでも何億人と言われる子供が餓死寸前に、あるいは餓死、そういう状況が生まれているんだそうであります。私どもからは考えられないことではあります、そういう状況さえ、この異常気象の下にも含めて考えられる。

こういうことを考えますと、今、軍事費用をまさに倍増したり、4倍にしたり、とんでもないことを自民党政政府は進めておりますけれども、そういうことでは、国が、私は国民が食べていけなくなるような状況に追い込まれることさえ懸念されるわけでありまして。

しかし、現実には、この町の農業をどう発展させるのかという足元で、また自治体も頑張っていくということも求められるわけでありまして。

そういう点で、私は、町の農業について1から4まで通告いたしました。

1つは、前にも、この議場でも何回か論議になっております、町のいわゆる農畜産物等の特産品づくりです。

いわゆる漢方米というようなことが、今、いろいろ町の米作りの中でも上がってきておまして、これはうれしいことだなどというふうに思うと同時に、特に、この浅川町では、まず米作りでありますので、その米作りをきちっとブランド化するという点で、「花火の里のうまい米」というような、そういうキャッチフレーズや、あるいは農薬を少なくして有機農業で作られる米作りと、こういうものを特産品として、米が欠くことのできないものだと思うんです。同時に、今、畑がどこでも荒れています。この畑を利用して特産品をつくっていく、こういうことも考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。畑でつくるもので特産品をつくるというのは、今県内でもサツマイモとか、キュウリとか、様々な工夫がされております。

しかし、隣の鮫川村で、いわゆる村ぐるみの豆作りという、そういうことを打ち出して、もう数年になります。職員に、発酵の納豆作り、そういう発酵物をつくる勉強を大学に行かせていたり、様々な専門的にも研修をしながらやって、定着しているようではあります、ぜひ、浅川町でも、このつくることも、どんな農家の人でもつくれるような、そしてまた完全に売り切れるというんですかね、消費者が求める、そういうものは何なのかということも含めて、いろいろ検討を加えて、私は畑でつくられる野菜や豆や様々なことを、専門家なんかも含めて検討をして、作付したり、やる必要があるのではないかなというふうに思うことが1つあります。

2つ目には、農地の荒廃化を防ぐ手だてをもっと強めることが必要ではないかと思うんです。

特に、基盤整備が終わって、まだ負担金が残っているのではないかというようなそういう田んぼさえ、米を作付されていないというところが、浅川町でも何か所か見られます。こういうところについては、もっと専門的な農業委員会や農地の集積委員なんかの方々の協力を得て、少なくとも基盤整備をした田んぼが荒れているというようなことがないような、そういう荒廃を防ぐということは、私はできることだと思うんです。

○議長（水野秀一君） 角田議員、質問が長くなっておりますので、そろそろ質問をまとめてください。

○10番（角田 勝君） 進めていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いたい。

それから3番目では、この畜産が今、浅川町でも危機的な状況です。

元は、100人を超える農家が、和牛の繁殖なんかをやっておりましたけれども、この畜産も、今30軒余りでありまして、この方々への飼料の高騰などを含めて、いろいろな助成をすべきだと。例えば、人工授精の料金や削蹄料金など細かいところにも手が届くような、そういうことを、ぜひ、してほしいなというふうに思います。

4番目には、いわゆるアグロエコロジーというんですか、私も片仮名でちょっとあれなんです、いわゆる減農薬の有機農業、こういう浅川町の農業を、みんなで作っていく必要があるのではないかというふうに思います。

例えば、民報新聞に、二本松市が有機農業宣言という記事を出してありました。

二本松市は、米やキュウリなどの有機農業の産地づくりに取り組んできたということもありますが、このオーガニックビレッジという県内で初めてそういう宣言をして、そのことによって有機農業を進めていくということを前面に出して、国が補助制度を、そういう制度もあるそうでありますので、そういうものでやっていくということを宣言しました。

浅川町も、ぜひ、先ほどもありましたが、有機農業を進めて、減農薬の有機農業の浅川町、こういうものをつくっていく必要があるのではないかと、こういうふうに思うのでありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町認定農業者推進協議会やJA浅川支店、JA専門部会、そして町商工会と連携し、現在協議を進めており、身近なものを活かした特産品づくりを模索しているところです。

2点目につきましては、今議会初日の議案第6号でも説明しましたが、荒廃農地は増加傾向にあります。

今後は、担い手のために農地のさらなる集積、さらには荒廃農地を活用した農産物の開発を視野に入れていきたいと考えており、農業委員や推進委員と意見交換をしているところであります。

3点目につきましては、今年度畜産農家に対し、飼料購入の助成を実施したところですが、人工授精や削蹄に対する助成につきましては、現在のところを予定しておりません。

4点目につきましては、生態系に合った農業や暮らしをするために、有機農業、小規模家族農業、スローライフなどを考え、実践することは大事だと考えております。

町においては、特産品である漢方資材米は、低農薬にて栽培されております。

今月開催します東京日本橋の日本橋ふくしま館にも出展しますが、環境や体に優しい農産物のPRをし、購

入者が少しでも浅川町の自然に親しみを持ってもらえるよう努力してまいります。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この農業の振興と一口で言っても、非常に様々な問題があつて難しいと思います。

しかし、基本は、ここでも、国がきちんと施策を充実させないと根本的には解決しないというふうにも、一方では考えざるを得ないわけであります。

どこの国でも、その国民の主食であるものなどは、きちんと生産費に見合う価格を保証しています。例えば大規模経営のアメリカなんかは、その収入の6割近くが国からの交付金だというふうになっているそうであります。日本では、価格保証制度が確立している農産物は一つもないと言っても過言ではないと思うのであります。

そういう点でも、国に対しても、首長としても、声を出していただきたいということを願うと同時に、今ありました漢方薬減農薬有機農業、これらのいわゆる宣言をして、米の特産品、「米は浅川町の花火米をぜひ」というようなブランドをつくっていただく。こういうふうにしていただきたいと思うんですが、その辺もっと具体的に、この進め方をどういうふうにするのか、あるいはどう考えているのかも含めて、具体的をお願いしたい。

そして、やはり消費者と結びついたそういう農産物の商品、そういうものも大事だと思うんです。もちろん、地産地消の学校給食にも使う、同時に浅川町の東京会あるいは町の関係するそういうがん研の病院とか、様々な消費者との結びつきも積極的にやっておくべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、今ご質問が2つあったかと思えます。

その漢方資材米なんですが、前もご説明申し上げました。平成18年から栽培農家、現在は18軒の方で栽培しております。

先ほど、町長答弁のとおり、来週の金曜日、土曜日、東京日本橋にあります、ふくしま館M I D E T T Eで、初の出店をしてきます。

1番のメインは、やはり、この漢方資材栽培米を売り込んでくることにしております。それプラス町の特産品の野菜やその他もろもろを約30点販売してくる予定なんですけれども、あくまでもメインは、この漢方資材米です。

農薬等は、こちらは決められたレシピで50%低減の農薬を使いまして、それで栽培しているわけなんですけれども、確かに、今まで体に優しいですよ、安心ですよというPRはしてきたのはしてきたんですけれども、いま一つ見えなかったのは事実です。

今回、東京に行きまして、この栽培米を販売する際に、パンフレットはこちらあるんですけれども、このようにつくりまして、購入される方、来店される方には、1枚1枚お渡しして、安全な米ということをPR併せてしたいと思っていますし、漢方米の部会の中でも議論にはなっていますけれども、名前が硬いと。漢方資材栽培米という名前なので、名前が固いので、これは愛称をつけるべきということで、今現在進めています。ですけれども、来週には間に合わないのので、漢方資材米を、浅川町の漢方資材米ということが一口で分かるよう



なもの、そして安心・安全な米ということをPRするために、今後、名称をつけまして、それで改めて宣言したいと思っております。

それと2点目ですけれども、1点目の関連なんですけれども、消費者ですけれども、そもそもなんです、町とすれば特産品は今、漢方資材米なんですけれども、今まで町内では販売はしておりませんでした。

今回、町内の2店舗で販売する契約をしております。あわせて、母畑温泉でも販売できるように、ある大規模な旅館で販売できるように、今交渉を進めているところです。

先ほど来、話になっています消費者の安心・安全なんです、ここを重視して、ぜひ、今回の東京での販売、そして各方部での販売、これを実現、成功させたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと答弁が欠けているんですけれども、いわゆるこの荒廃地、農地の荒廃、これをやっぱり積極的に防ぐ。少なくとも、圃場整備が終わったところが荒れているなんてことはなくしていくと同時に、どうしても、もう水田としてはやれないというような、沢のような小さい田んぼなんかについては、いろいろ果樹を植えたり、あるいは場合によっては山林に替えていくというような、そういうことなんか、やっぱり積極的に対応する必要があるのではないかなと、一方では思うんですが、その点もお伺いしたい。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

農地の荒廃化、昨日、議案の補足説明でもご説明申し上げましたが、農地面積が1,000ヘクタールを切ったと。今回、昨年秋の農地パトロールで920ヘクタールということで、年々減少はしています。非農地に判定の結果なんです。

実は、この前の土曜日に、町認定農業者会主催で、先進地の視察ということで茨城に行ってきました。約20名で。何を見てきたかといいますと、まさに、議員さんおっしゃるサツマイモに特化した栽培農家、そして6次化、販売農家を2か所、認定農業者会のメンバーの方と農政課と、あと農協の支店とで見してきました。

やはり、認定農業者会の方々にいろいろ相談しますと、新たな品目にチャレンジするのは、やはりリスクが高いと。過去には失敗した経験もあるので、どうしても一歩出られないと。身近な産品で、栽培を規模拡大したらどうかということで、まずは、サツマイモを視野に入れまして、そういうところ2か所を土曜日に見てきました。結果、皆さん、る意見はあったんですけれども、行った方は、参加された方は、一定程度の、感触はあったように私は思っています。

ですから、これを見て、1回見たからといって、じゃ、やるかということにはならないと思うので、あくまでも継続して、こういう事業、視察も含めて、進めたいと思っておりますし、昨日、来年度の当初予算の中でも説明しましたが、新ブランド確立補助金ということで50万円新規で計上しております。こちらは、まさにそのようなことで、何を特産品にするか、これは1年かけて研究開発をしたいと思っております。

改めて申し上げますが、認定農業者の方を中心に開発を進めていきたいと思っております。荒廃農地を利用するかもしれないし、畑を有効利用するかもしれないし、いろいろ選択肢はあるかと思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 本日の会議時間は、一般質問が長くなっている関係上、あらかじめ延長します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長します。

次に、（６）石川地方生活環境施設組合の最終処分場（埋立地）の場所決定をどう進めるのですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 議長が読んだとおりであります。

石川町の次は浅川町と決められておまして、埋立地の契約は15年が石川町でありましたけれども、余裕があつて、今、数年延びておるといふ状況ですけれども、来年、再来年、令和12年には、もう完成して稼働しなければならないという、そういう日程があります。

ですから、来年、再来年、令和5年度と6年度の間に、ぜひ、この最終処分場の場所を決めてほしいと。こういうのが衛生組合でのいろいろな論議の中でも明らかになりました。浅川町になりますので、本当に様々な問題、排水や道路あるいは周辺の農地や下流の水を使うということであれば、いわゆる影響調査なんかもしなければならないということもあつて、時間との問題にもなってくるのではないかと思います。スムーズ受入地を決めていくとしても、時間が必要だと思います。一日も早く、新年度には、これらの場所を決めるための、どういうふうにして決めていくのかということも含めて、計画を練って、そして進めなければならないというふうに思うのでありますが、どういうふうにしていくのか、これらについて、町は計画をどういうふうにしていくのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

石川町山橋地区にあります一般廃棄物最終処分場及び粗大ごみ処理施設については、竣工から20年が経過し、施設組合では、今年度残量測定を実施し、次期最終処分場建設にかかる時期を見通し、次の建設順番となる浅川町において、令和6年度までに候補地を決定することを求められたところであります。

これを受け、町といたしましては、令和5年度に、調査地区の選定や候補地決定に必要な調査を行うなど、候補地決定のための手続を進めてまいりたいと考えております。最終処分場の候補地決定に至るまでは、町民はもとより、行政区、地域住民の方々のご理解とご協力なしではなし得ませんので、施設組合とも十分に協議し、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の言うとおりでと思うんですけども、その丁寧に進めていくということは、具体的にはこれからなんだということだと思うんですけども、石川町が選定したそういう先例もあるわけですから、そういうことに教訓を得ながら、何としても5年度中には決定すると、候補地を。そのぐらいの気迫を持ってやらないと、私はできないのではないかと思います。

まず、排水の問題は、これもう20年近くやっておる石川町でも、検査は一度も引っかかったことはないし、流域でも何の問題も起きていないということもあります。

ただ、交通の問題、これは幅員6メートル以上の道路が必要だろうと。面積は1万2,000平米以上と、こういうふうなこともありますので、早く、どういう形で具体的に進めていくのかということも俎上に上げて、日程を組んでやっていく必要があるのではないかと。例えば、5年度半ばまでには、もう候補地を何か所かに絞ってあると。そのためには、選定委員会なり、あるいはそういう専門家の話なんか聞きながら、現地を視察するようなそういうことも必要だろうし、決定までの具体的な日程と進め方ということについて、早急に具体化する必要があるだろうと思うんですが、その辺は、今どういうふうにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、後で担当課より説明させていただきますが、令和6年度までに候補地を決定しなければならないということは、私には物すごいプレッシャーもあります。それで、候補地ができませんでしたということは、私の口から絶対言うことはできません。

そういうことがありまして、これも地域の皆様、そしてまた議員の皆様、町民の皆様方のご理解がなければ、この2年間のうちに決定することは大変難しくなっております。私も先頭に立って一生懸命頑張りますので、ぜひ、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、担当課より補足説明をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは補足説明させていただきます。

平成14年に稼働しました一般廃棄物最終処分場及び粗大ごみ処理施設につきましては、稼働から20年たちまして、今年度施設組合の方で残量再調査を行った結果、直近5年間の平均埋立て量の平均から計算しまして、残の埋立て期間を7年7か月と試算し、令和12年度中には完成したいという見通しを持ったところであります。

これを受けまして、浅川町としましては、組合規則第15条で順番が定められておりますので、次の建設順番となっております。

今回の次期建設場所の候補地の決定を、令和6年度までに求められたものでありますが、令和5年度には適地であります調査地区を選定していくこととなりますが、選定に当たりましては、必要面積ですとか給排水、道路や電力、法の規制など、様々なことを勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、心配するのは、町長のそういう熱意というんですか、プレッシャーも抱えている。しかし、早急にやらなければならないと。協力を、理解をお願いしたいという、それは分かります。

ただ、今、担当課長が言われるような、そういう12年度までには、もう施設を完成させなければならないというのが目前にあるわけですね。と同時に、令和5年か令和6年、遅くても令和6年には、もう候補地が、少なくとも令和5年中には候補地を何か所か決めるとか、あるいは、そしてそのうち絞っていくというような、そういう一定の日程を具体的に組んでおかないと、私は、あれよあれよと、そういう時が過ぎてしまうのではないかと思います。ですから、そういう日程や計画、そういうものをどのようにして決めていくのか、いつ

までに決めていくのか、これは本当に大変な仕事でありますけれども、何としてもやり上げていかなければならない仕事だということで、具体的にそういう計画や日程を、どのようにして進めていくのか。

例えば、それは担当課が、課長がもう主体となって案をつくらせるとか何とか、そういうことではないと思うんです。本当に、町ぐるみで、役場ぐるみで、この問題に当たっていかないと、私はスムーズにいかないと、私のところにも、ぜひこういうところがいいだろうとか、私のところを提供するというようなことも話があります。しかし、本当に、きちっと候補地を決めていく、そういう条件、今、課長が言われるような条件をきちんとクリアできる、そのためには、様々な事前の調査が必要になってくるんだと思うんです。

例えば、下流に水を使う水田があれば、それらのいわゆる影響調査、何ていうんですか、カタカナで言うと何とかというんですけれども、いわゆるそういう調査も必要になってくるんですよ。広範な水田の下流の人たちの了解も求めて、条件なんかも出てくれば、その条件をのまなくちゃならないとか、いろいろ出るんですね。

だから、そういうことも含めて、日程を、具体的に、今年の上半期ではこういうふうに、あるいはそういう選定するための組織をどういうふうにしていくか、役場の中ではどういうふうにしていくのか、こういうものも含めて具体化しなければならぬと思うんですが、そのことを、私は、ぜひ、早く進めるべきだというふうに、そのことを聞いているんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それではお答えいたします。

今、議員さんおただしのように、令和6年度には候補地を決定しなければならないことから、令和5年度には調査地区の選定、それから調査地区を決定していき、候補地決定に必要な調査までできればと考えております。

それにつきましては、まだ何も決まっておりませんが、調査地区の決定、選定に当たりましては、施設組合とも十分に協議して、様々な条件面も含めまして協議しまして、決定していくものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（4）水道料基本料金の免除で物価高のなか町民の暮らしの応援をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 皆さん、お疲れさまです。なるべく早くやります。

際限のない物価高で町民の暮らしはますます容易でなくなっており、暮らし応援の町政が求められております。

こうした中、泉崎村は、一般家庭の水道料の基本料金を、昨年11月から今年2月までの2期分、これを免除するという取組を行いました。今、手元に財源がなくても実施でき、町民に平等な対応ができる考えたやり方だと感心をしました。

そこで、2点伺います。

1点目ですが、浅川町でも町民の暮らし応援の一つとして、1か月1,320円の一般家庭の水道料基本料金の免除を検討してはどうでしょうか。

2点目ですが、仮に3か月間、これ私、3期分と書くつもりが3か月間になってしまいました。計算すれば分かるので3か月でお答えいただきたいと思うんですけども、全世帯の基本料金を免除した場合、免除の総額は幾らになると考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、他の自治体の一部で新型コロナウイルス関連の交付金や、物価高騰に対する交付金を財源として、水道基本料金の免除を行っているということは承知しております。

浅川町では、他の事業により物価高騰対策を実施し、町民支援や事業者支援に取り組んできたところであり、現在のところ、水道の基本料金の免除は考えておりません。

2点目につきましては、3か月間水道を使用している全世帯の基本料金を免除した場合、免除総額は約930万円になると試算しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この水道料金の基本料金を免除するというやり方は、全町民を対象にした暮らしの応援策としては優れた点があるというのは、今まで全町民を対象にした応援策というのは商品券だったと思います。しかし、これには印刷代、事務手数料、郵送料など、余計なお金がかかっておりました。

水道料の基本料金免除だと、余計な経費が不要で、極めて効率的な財政運営ができると思います。電気やガスなどが値上がりしている中、ライフラインの一つの水道料で取り組めば、インパクトはこれは大きいと思います。ぜひ、機を見て取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、すぐにやれということではありません。機を見てやるお考えはありますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

〔「町長のほうがいいんじゃない。政治判断になります。課長ではな。」の声あり〕

○町長（江田文男君） 大変、頭が今混乱しております、今のあの施設組合で。

本当に基本料金の免除3期分、大変な、930万円かかりますが、今までいろいろな支援をしてきましたので、今のところちょっと、機を見てどうだということではありますが、今のところ考えておりません。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（5）石川郡と東白川郡のゴミ処理を共同して行うことも考えてはの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 石川郡の生活環境施設組合のごみ焼却施設、これは多額の費用をかけて、この間大規模改修がなされました。浅川町の負担もかなり大きかったです。しかし、改修しても、新しい施設を建設せざるを得なくなるのは時間の問題であります。こうした状況は、東白川郡でも同じではないかと。これは推測なんですけれども、そういうふうに思います。

人口が減少し、ごみリサイクルが進み、焼却ごみが減っている。そういう下で、石川郡と東白川郡がそれぞれ新しいごみ処理施設を巨額の費用をかけて造るよりは、両者で一つの施設を造るほうが、自治体の負担を減らすことができるんじゃないかと考えます。

ある程度時間があるので、こういう方向も考えてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化については、平成11年度に福島県ごみ処理広域化計画を策定し、県内を7ブロックに分け、広域化について協議検討がなされ、平成30年3月に、おおむね広域化が図られたことなどを理由に、計画を終了しているところであります。

さらなる集約化につきましては、各施設の整備時期等が異なることなどから、県内市町村の8割が、現行処理体制の維持を求めており、難しいものと認識しております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 平成11年に県が7ブロックにまとめたという話は、ちょっと具体的には承知していなかったのですが、そうすると、石川郡も、東白川郡も、それぞれ独立してやりなさいというのが、それぞれ銘々にやりなさいというのが、今の県の考えなんだということで理解してよろしいでしょうか。

私、しばらく前に、生活環境施設組合の議員だったこともあるんですけども、そのときでも、燃やすごみが少なくて、そして1回炉を止めてしまうとダイオキシンが発生する問題があるので、重油を入れて燃やしているんだと、24時間燃やしているんだというような話を伺ったことがあります。

今でもそういう状況であれば、これは、それぞれがそういう無駄なことをやっていないで、これ一緒にしてやってはどうか。石川郡で、独自に、人口減少が進む中で新しい施設を持ちましょうなんていうのは、これなかなかできることではないと思うんですけども。住民課のほうにお尋ねをして調べてもらったら、今回の大規模改修で、大体15年ぐらい寿命が延びるというようなお話でありました。多少時間はありますので、ぜひ町村会、あるいは、これ施設組合は地方公共団体ですよ、憲法上の。ですから、国や県も関わる話なんだというふうには思うんですけども、町村会でもそういう話をちょっと出して見てもらって、そういうことができないかどうか、ぜひ模索をしていただきたいなというふうには思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5町村の定例会のときに、こういうお話を、まず、させていただきます。

そのほかは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

管内5町村で構成されております石川地方生活環境施設組合におきましては、先ほど、町長答弁のほうにもありましたように、平成11年度に、福島県で、ごみ広域化計画を策定した中で、県中ブロックにおいて協議され、東白衛生組合におきましては、県南ブロックにおいて広域化の検討がなされてきたところであります。

計画が終了します29年度には、市町村意向調査の結果と福島県ごみ処理広域化検討会で検討された結果、町村合併によりおおむね広域化が図られたことや、小規模施設においてもダイオキシン類の排出削減対策が可能

であること。また、先ほど町長答弁にもありましたとおり、市町村の意向調査の結果、約8割の自治体が、現在の処理体制を維持していることを望んでいることから、広域化計画を終了しております。

県では、平成29年度までに10か所程度としたかった計画の目標を取りやめまして、現在設置されております23か所とする方針を、当時決めております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 東白のほうは、県南ブロックのほうに入るといって、計画にはあったけれども、自分たちでやりたいということでは混ざらなかったと、一緒にならなかったと。

確かに、白河市にある焼却場は比較的新しいんですね。ですから、あそこと一緒にするとなるとというのは、白河市のほうも造ったばかりなので、そういう能力があるかどうか、受け入れられるかどうかという問題もある。ただ、石川郡と東白川郡は、そんなに違わないと思うんですよ。

ですから、一旦は終了したその統一化の計画なんだろうけれども、やはり、地方自治体からそういう要望が出されれば、県としても、これ考えてくれるだろうというふうに思うんです。

実際問題として、石川郡、東白川郡で、それぞれが新しい焼却場を造ってやっていくなんていうの、これ今後、まあなかなか容易でない、できないんじゃないかというふうに思われますので、ぜひ、先駆けとして、浅川の町長が、一石を石川郡の町村会で投じていただけたらなというふうに思うんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど申したとおり、5町村の定例会のときに、まずはお話をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）防犯灯の電気料を町が個人からもらっているケースはあるかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 端的に2点伺います。

1点目です。

ある方から、その防犯灯の電気料は、毎年、私が払っているんですという方がいらっしゃって驚きました。防犯灯の電気料というのは、全額町が負担しているはずだからであります。

話を詳しくお聞きしたら、若干、複雑な経過はあるようでしたが、防犯灯の電気料を町が個人からもらっているケースというのはあるんでしょうか、お尋ねします。

2点目ですが、あるとすれば、条例上どのような根拠でもらっているのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町所有の防犯灯の電気料につきましては、全額、町が負担しており、そのようなケースはございません。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうですよ。この人のお話ですと、自分のうちまで来る間に町営住宅があったんです。そこには、防犯灯というのか、街路灯というのか、2基あって通れたと。夜間でも、歩いてこられたと。とこ

ろが、町営住宅が廃止になった。それに併せて、その街灯も撤去しますと、こういう話になったそうなんです。真っ暗闇になったら困るから、何とかならないんですかという話の流れで、それ、じゃ、自分がもらって、自分で電気料払います。役場のほうからすれば、あんたがもらってくれて、あんた電気料払ってくれるんだったらばあんたにやるよという話になったようなんです。

これは、ちょっと、私は、おかしいんじゃないかというふうに思うんです。その住民の方のその要望を全くはねつけて、いや、これは住宅なくすんだから撤去しますなんて言って、撤去しなかったのはまあいいとしても、これ基本的に、住宅でしたら建設課担当、建設課担当を総務課担当の防犯灯に移して、そして従来どおり、そのままにしておく。電気料は町が負担すると。これが本当だったんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この話は、私が町長に就任したときに、その方からお話いただきました。もう4年、5年近くになります。

そして、これ、私、調べたら、やっぱり複雑なことになっておりまして、いまだこの形になっております。

なお、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 私の知っている限りで、経過について説明させていただきます。

議員さんおただしのとおりに、ほぼおただしのとおりでございます。

里白石団地というところがありまして、そちらの建物が最後に残ったものを、退去に伴って解体して、更地にしていくということで、借地だったものですから、地権者の方にその底地を返すという段階で、更地にして返すという条件だったので撤去しますという話を、当時、平成31年頃だったかと思います。

その交渉の中で、やはり、付近の住民の方から、その住宅にあった防犯灯を撤去されては困るということでお話がありまして、そういった中で総務課ですか、防犯灯担当課とも、多分、相談はしたんだと思うんですが、一応、行政区要望という形を取っていただいて、再設置ということで要望してはどうでしょうかというお話をしたのではないかなというふうに思います。

そういった手続している間にも、撤去されては困るということで、町からの提案として、器具も相当古いですし、そのまま残して地権者の方がいい、底地の方がそこにあってもいいということであれば残して、電気代は自分で負担になりますけれどもということでお話をして、このようなことになったのではないかなというふうに思います。

改めて、行政区からの要望で、防犯灯としての設置を要望してはいかがかというお話と、それから、当時、町の中で防犯灯の在り方については議論はあったかと思いますが、結果的にこのようなことになってしまったのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 経過はだんだんはつきりしたと思うんですけれども、基本的には、やっぱり最初に述べたとおり、建設課が設置した町営住宅用の街路灯だから、町営住宅の撤去と同時に撤去すると、こういう町の



考えがあって、それでは困るという住民の方と町の話合いで、町としては、あんたがその街路灯もらってくれて、そして電気料払ってくれるんだっつたらば、そのまま残しておいてもいいよと、こういう話になったということなんだろうと思うんですね。

私は、それはおかしいだろうと。これからも、そういう似たような事例があったらば、そういう対応するんですか。あんたが街路灯をもらってくれて、そして電気料払ってくれるんだっつたら、それを残しますよという対応をするんですか、既存の街路灯について。それはおかしいと思います。

私は、今まで払った電気料を返せとまでは、多分、言わないと思うんですけども、明らかに防犯灯の役割を果たしているわけですから、きちんと総務課管理の防犯灯に位置づけ直して、電気料は町が負担すると。これが本当ではないかというふうに思うんですけども、その点について、よく検討する考えはありますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ個人じゃなくて、行政区のほうから要望が来たと聞いております。これ行政区じゃなかったんだっけ、個人だったの。

なお、私が4年前聞いたのは、ちょっと本当に複雑だったもので、私はタッチはしなかったわけです。何か、個人でないみたいなことをちょっと聞いたもので。

なお、もう一度、担当課に説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今後、こういったケースがあった場合につきましては、再度、地域の住んでいらっしゃる方々の意向等も確認しながら、最大限、やはり、今まであった防犯灯がそのまま残していけるような形で考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私も、当時のその行政区要望があったかどうかというところは、ちょっと確認はしておりませんが、恐らく、推測ですけれども、当時の整理としましては、多分、基本的には公道上のとかそういったところで防犯灯として考えていたのではないかと。なので、何ていうんでしょう、その方だけの一つということになってしまうところで、個人的なこういった経過になったのではないかと推測されます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 先ほど、建設課長ちゃんとおっしゃいましたよ。行政区要望という形を取ってもらって出したんだというふうに。だから、本当に行政区からそういうふうな必要でそういう要望を出したというよりは、行政の執行上、そういうのがあったほうがいいから行政区長さんから出してもらったという形を取ったんだというふうに思います。

実質的には、防犯灯の役割を果たしているものの電気料を個人が負担しているというのは、これはちょっとどういう経過があらうとおかしいので、本則に戻していただきたい、その検討をしてくれますか。このことについて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） たとえ1軒であろうと、遠くに離れていようと、同じく税金は払っているのは間違いございません。そういう中で、今後検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時30分